

官報

號外

大正十五年一月二十七日 水曜日

內閣印刷局

第五十一回衆議院議事速記第七號

大正十五年一月二十六日(火曜日)午後一時十四分開議

議事日程 第六號

大正十五年一月二十六日

午後一時開議

- 第一 所得稅法中改正法律案(政府提出) 第一讀會(前會/續)
- 第二 大正九年法律第十二號中改正法律案(所得稅法ノ施行ニ關スル件)(政府提出) 第一讀會(前會/續)
- 第三 地租條例中改正法律案(政府提出) 第一讀會(前會/續)
- 第四 明治三十七年法律第十二號中改正法律案(地租徵收ニ關スル件)(政府提出) 第一讀會(前會/續)
- 第五 營業稅法廢止法律案(政府提出) 第一讀會(前會/續)
- 第六 營業收益稅法案(政府提出) 第一讀會(前會/續)
- 第七 資本利子稅法案(政府提出) 第一讀會(前會/續)
- 第八 相續稅法中改正法律案(政府提出) 第一讀會(前會/續)
- 第九 通行稅法廢止法律案(政府提出) 第一讀會(前會/續)
- 第十 酒造稅法中改正法律案(政府提出) 第一讀會(前會/續)
- 第十一 酒精及酒精含有飲料稅法中改正法律案(政府提出) 第一讀會(前會/續)
- 第十二 麥酒稅法中改正法律案(政府提出) 第一讀會(前會/續)
- 第十三 醬油稅則廢止法律案(政府提出) 第一讀會(前會/續)
- 第十四 家用醬油稅法廢止法律案(政府提出) 第一讀會(前會/續)
- 第十五 織物消費稅法中改正法律案(政府提出) 第一讀會(前會/續)
- 第十六 賣藥稅法廢止法律案(政府提出) 第一讀會(前會/續)
- 第十七 骨牌稅法中改正法律案(政府提出) 第一讀會(前會/續)
- 第十八 清涼飲料稅法案(政府提出) 第一讀會(前會/續)
- 第十九 大正九年法律第五十一號中改正法律案(朝鮮ニ移出スル物品ノ內國稅免除ニ關スル件)(政府提出) 第一讀會(前會/續)
- 第二十 地方稅ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會(前會/續)
- 第二十一 明治四十一年法律第三十七號中改正法律案(地方稅制限ニ關スル件)(政府提出) 第一讀會(前會/續)
- 第二十二 市町村稅地租法案(山本悌二郎君外十三名提出) 第一讀會(前會/續)
- 第二十三 市町村稅地租法ノ施行ニ關スル法律案(山本悌二郎君外十三名提出) 第一讀會(前會/續)
- 第二十四 地租條例中改正法律案(床次竹二郎君外二十三名提出) 第一讀會(前會/續)
- 第二十五 所得稅法中改正法律案(床次竹二郎君外二十三名提出) 第一讀會(前會/續)
- 第二十六 大正九年法律第十二號中改正法律案(所得稅法ノ施行ニ關スル件)(床次竹二郎君外二十三名提出) 第一讀會(前會/續)

- 第二十七 明治四十二年法律第七號廢止法律案(國債ノ利子所得稅免除ニ關スル件)(床次竹二郎君外二十三名提出) 第一讀會(前會/續)
- 第二十八 市町村義務教育費國庫負擔法中改正法律案(床次竹二郎君外二十三名提出) 第一讀會(前會/續)
- 第二十九 日程第一乃至第二十一案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
- 第三十 關稅定率法中改正法律案(政府提出) 第一讀會
- 第三十一 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
- 第三十二 日本興業銀行外二銀行ノ對支借款關係債務ノ整理ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會
- 第三十三 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
- 第三十四 簡易生命保險法中改正法律案(政府提出) 第一讀會
- 第三十五 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉
- 第三十六 大正十四年勅令第二百四十五號(承諾ヲ求ムル件)(牛ノ傳染性肋膜炎ノ防遏ニ關スル件) 第一讀會
- 第三十七 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○議長(粕谷義三君) 諸般ノ報告ヲ致サセマス

〔書記官朗讀〕

一 議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

國有林野所在府縣市町村ニ對シ交付金下付ニ關スル建議案

提出者 八田 宗吉君 堀切善兵衛君 志賀和多利君

馬政振作ニ關スル建議案

提出者 (以上一月二十五日提出)

〔左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ参照ノ爲茲ニ掲載ス〕

一 昨二十五日加藤內閣總理大臣ヨリ粕谷本院議長宛大正十三年四月一日ヨリ同十四年三月三十一日ニ至ル朝鮮總督府所屬、臺灣總督府所屬及樺太廳所屬官有財產增減異動報告ヲ受領セリ

一 昨二十五日常任委員補選選舉ノ結果左ノ如シ

第一部選出 井上孝哉君(加藤久米四郎君補選)

第二部選出 中野正剛君(加藤綱二君補選)

第七部選出 石原正太郎君(上林安太郎君補選)

請願委員 君補選

○議長(粕谷義三君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、御諮リヲ致スコトガアリマス、豫算委員長ヨリ今後本會議中ト雖モ委員會及分科會ヲ開催シタイトノ申出ガアリマス、之ヲ許可スルニ御異議アリマセカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ之ヲ許可スルコトニ致シマス、議事進行ニ關シテ發言ヲ求メラレテ居リマス、之ヲ許シマス、原惣兵衛君

〔原惣兵衛君登壇〕

○原惣兵衛君 過日若槻內相ニ總理大臣ノ御病體ヲ御尋致シマシタラ、至テ微恙デアリマス、御答ガアタノデアリマス、而シテ本日デ丁度指折り數ヘテ四日目ニナルノデアリマス、未タ本日御出席ガナイノ

デ、私等——本員始メ國民ハ非常ニ心痛ニ堪ヘ又次第デアリマス、個人ト致シマシテモ、是程御氣ノ毒ナ事ハナク、又國家政務ノ上ヨリ見マシテモ、洵ニ重大ナ事デアルト、吾々ハ思フテ居ルノデアリマス、又國民ト致シマシテハ、此御病氣ニ付テ、ドノ位國家全體ノ政務ノ上カラ見マシテ、安危ニ打ラレテ居ルカハ分ラナイノデアリマス、必ズ明日カラ御出席ガ出來ルトノ、若槻内務大臣兼代理總理大臣ノ御回答ガ、アリマシタナラバ、議員始メ國民ハ此位心配致シテ居ルノデアリマス、果シテ明日カラ御出席ガ出來ルナラバ、豫算委員會ニ於キマシテモ、又本會議ニ於キマシテモ、議事ノ進行上ナリ、國民全體ノ此重大ナル議會ヲ控ヘマシテ、吾々ハ此位重要ナモノハナイト思ウテ居ルノデアリマス、新聞紙ニ依リマシレバ、非常ニ重態デアルト傳ヘル新聞モアレバ、又サウデナクテ非常ニ輕微デアルト傳ヘル新聞モアルノデアリマス、吾々——本員始メ國民ハ果シテ何レガ眞ナリヤト云フコトニ付テノ心痛ノ念ハ、國民一般ヲ舉ゲテサウ感ジテ居ル次第デアリマス、此際若モ國民ヲ本當ニ安心サセ、本員等ヲ安心セシメルト云フ御意思ガアルナラバ、明日カラ御出席ガ出來ナイ以上ハ、國民モ安心シ此議會全體ノ——本員等ガ安心スル爲ニ、責任アル醫師ノ診斷書ヲ公表セラレルノガ、最モ適當シタルコトデアルト吾々ハ信ズルノデアリマス、サスレバ國民モ安心シマスシ、又總理大臣御自身モ安心シテ御静養ガ出來ルコト、吾々ハ信ズルノデアリマス、願ハクバ此重大ナル議事ノ進行ニ對シテ、議會機關ノ開會ニ對シマシテ、此重大ナル議案ノ進行上、私ハ若槻サンノ責任アル御答辯ヲ切ニ御願ヒスルノデアリマス

○議長(粕谷義三君) 若槻内務大臣 (國務大臣若槻禮次郎君登壇)

○國務大臣(若槻禮次郎君) 只今原君カラ御尋ガアリマシタガ、私ハ總理大臣ノ病氣ハ遠カラズ全快スルダラウト思フテ居リマスガ、明日必ズ出席セラレルト云フコトヲ

申上ゲルコトハ出來兼ヘルノデアリマス、併シ諸君ガ本議場ニ於テ、又豫算委員會ニ於テ、色々總理大臣ノ御尋ニナリタイコトガ御有リナサルコトハ十分承知ラシテ居リマス、ソレ故ニ只今ノ狀態デモ無論各國務大臣所管ノ事項ニ付テ御答辯申上ゲルノハ勿論、國務大臣ノ一人トシテ總理大臣ニ御尋ニナルコトデモ、國務大臣ノ一人カラ政府ヲ代表シテ、責任ヲ以テ御答ラシテ、決シテ御不便ノナイヤウニ致スノデアリマス、尙ホ原君ノ御心配ニナル點ハ、政府ニ於テモ十分考慮致シテ居リマス、御審議ノ便利ノ減ゼナイヤウニスルコトニ付テハ、十分心懸クル積リデ居ルノデアリマス

○原惣兵衛君 議長

○議長(粕谷義三君) 原君

○原惣兵衛君 只今御尋シマシタ醫師ノ診斷書ノ公表ノ事ニ付テ……(此時發言スル者多シ)

○議長(粕谷義三君) 次ニ尙ホ議事進行ニ關シテ發言ヲ求メラレテ居リマス、樋口秀雄君——樋口秀雄君

(樋口秀雄君登壇)

○樋口秀雄君 昨日三土忠造君ガ、政友會御提出ノ地租案議法案ヲ御説明ニナリマスル御演說ノ劈頭ニ於キマシテ、恐ラク三土君ノ御記憶ノ間違デアッタラウトハ思ヒマスガ、教育費ノ國庫負擔ニ關シテハ、憲政會ハ莫ニハ反對デアッタガ(其通り)ト呼フ者アリ)後ニハ吾々ト一緒ニナッタト云フヤウナ御説明ガアリマシタ、是ハ事實全ク相違デアリマス、即チ國庫負擔ト云フ文字ノ初メテ現レマシタノハ、諸君ノ多數ガ御記憶ニナリマス通り、寺内内閣ニ於テ最初ノ一千万圓ヲ支出致シマスルトキニ、初メテ國庫負擔法ト云フ名ヲ出シタノデアリマス、其前年マデ——第三十八議會ニ於キマシテ——解散ノ議會ニ於キマシテ、原敬君ト政友會ノ方々ノ名ヲ以テ御提出ニナリマシタトキモ、市町村教育費國庫補助法ト云フ意味デアリマス、即チ負擔ト云フ文字ニ對シテハ、吾々ハ此寺内内閣ニ於テ、初メテ實行シマシタトキカラ出來タ案デ、

是ガ御同様ガ同時ニ出シタ案デアリマス、即チ政友會及革新俱樂部ノ諸君ハ、國庫補助ニ關スル建議案ト爲サレ、吾々ハ國庫補助法案ト致シテ法律案デアリ出シタト云フダケノ相違デアリマス、然ルニ此前ニ憲政會ガ反對シタト云フコトヲ言ハレマスルノハ、憲政會ニ取テハ事實ノ辯明ヲ致サナケレバナラス、例ヘバ第三十六議會(議事進行ニ非ズ)議長々々ト呼ビ發言スル者多シ)即チ第三十六議會 大正四年五月二十日カラ六月九日ニ亙リマシタ此議會ニ於キマシテ、此問題ニ關シテ政友會ノ諸君カラ時ノ政府ニ對シテ御質問ガアリマシタトキニ、當時大隈内閣ノ文部大臣デアリマシタ一木喜徳郎君ガ、憲政會ト致シマシテハ趣意ハ御尤デアアルガ、教育費ノ全部ヲ國庫ガ負擔致スト云フコトハ、道理上カラ反對致スト申シタマデアリマシタ、其一部ノ補助ニ付テハ先吾々ガ提唱致シタノデアリマスルカラ、此事實ノ相違ヲ議長カラ三土君ニ御交渉ヲ願フテ、此三土君ノ御演說ニナッタ速記録ノ文字ノ御訂正ヲ御交渉ヲ願ヒタイト思ヒマス(拍手)

○三土忠造君 議長

○議長(粕谷義三君) 三土忠造君、何デスカ

○三土忠造君 只今樋口君ノ御發言ニ對シテ一身上ノ辯明ヲ致シマス

○議長(粕谷義三君) 許シマス

(三土忠造君登壇)

○三土忠造君 昨日當壇上ニ於キマシテ、私ガ我黨提出ニ係ル地租法案ノ提案理由ヲ説明致シマシタ際ニ、教育費ノ問題ニ論及致シマシテ、教育費國庫補助ト云フコトハ吾々ガ地方ノ狀況ヲ考ヘテ率先之ヲ提唱致シタノデアアル、其際憲政會ノ諸君ハ之ニ反對セラレタト云フコトヲ私ハ申シタノデアリマス(ノウ)——確ニ申シタノデアアル、ソレハ能ク御聽キテ願ヒタイ、只今樋口君ノ言ハレマシタノハ、當壇場ニ於ケル限りノ問題デアリマスガ、諸君御承知デアリマセウガ、大隈内閣ノ時代ニ於テ議會解散ニナリマシタ、解散後ノ總選舉ニ於テ各黨各

派各、旗印ヲ掲ゲテ選舉ニ臨ンダノデアリマス、其時分ニ吾々ハ教育費ノ國庫補助ト云フコトヲ熱心ニ提唱致シタノデアリマス(拍手)其際ニ到ル處ノ選舉ノ演說ニ於キマシテ、憲政會ノ諸君ハ之ニ反對セラレテ(其通り)ト呼フ者アリ)サウシテ左様ナ事ハ地方人士ハ喜ブデアアラウケレドモ、財源ナキヲ如何セントマデ申シタノデアリマス、私ハ此事實ヲ指摘シテ申シタノデアリマス、左様御承知ヲ願ヒマス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 尙ホ只今樋口君ヨリ議事進行ノ發議ニ於テ、三土君ノ演說中誤リガアルカラ、議長カラ其訂正ヲ命ズルヤウニト云フ御要求ノヤウニ承リマシタ、議長ト致シマシテハ、諸君ノ演說ノ内容ニ立入りマシテ、一々其正確デアるか否ヤト云フコトニ付テ、之ヲ考ヘルコトハ出來ヌノデアリマス(其通り)ト呼ビ拍手起ル)ソレ故ニ只今樋口君ノ御要求ニ對シマシテハ、遺憾ナカラ議長ハ之ニ應ズルコトハ出來マセ

○廣岡宇一郎君 議事ノ進行ニ關シテ一言致シマス

○議長(粕谷義三君) 廣岡宇一郎君

(拍手起リ「登壇」登壇)ト呼ヒ其他發言スル者多シ)

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ願ヒマス

○廣岡宇一郎君 只今樋口君ガ議事ノ進行ニ關シテ述べタ所ニ依リマスレバ、諸君所屬ノ憲政會ガ從來教育費國庫負擔ニ反對ヲシタト云フコトニ依リテ、國民ノ反感ヲ受ケルコトヲ恐レ、之ヲ辯明スルニ外ナラナイノデアアル(ノウ)——「ヒヤ」——ソレヲ述ブレルニ方々テ名ヲ議事ノ進行ニ藉ルガ如キコトハ、此貴重ナル……(此時發言者多ク聽取スル能ハズ)議事ノ進行ヲ妨害スルモノデアアル(懲罰ニ付スベシ)ト呼フ者アリ)只今三土君ガ辯明シタルガ如ク、莫ニ教育費國庫負擔ニ反對シタルコトハ明瞭ナル事實デアアル(拍手)然ルニ之ヲ曲言シテ自己ノ汚名ヲ雪ガントスルガ如キハ不届至極デアルト謂ハナケレバナラス、議長ハ樋口君ノ如キ斯ノ如キ議事進行ニ關スル發言ハ、之ヲ禁止セ

ラレンコトヲ豫メ御注意申シテ置キマス
○議長(粕谷義三君) 只今廣岡君ノ御發議
モゴザイマシタケレドモ、議長ハ只今樋口
君ノ御述ニナルコトヲ承テ居リマシタガ、
稍、廣岡君ノ言ハル、ガ如キ嫌ナキニアラ
ズト思ヒマス、併ナガラ只今申述ベタ如
ク、三土君ノ演說ノ訂正ヲ議長ニ命ゼヨト
云フコトデアリマスルカラ、全ク議事進行
ニ關係ナシトハ申サレズト思ハレルノデア
リマス、併ナガラ今後ニ於キマシテ諸君
ノ議事進行ノ御發言ト云フモノハ、努メテ
其意義ヲ所謂議事進行ノ範圍ニ御止メアラ
ンコトヲ、私ハ茲ニ一般ノ希望シテ置ク
次第デアリマス——是ヨリ日程ニ入りマ
ス、日程第一乃至第二十八ノ第一讀會ノ前
會ノ續ヲ開キマス、通告順ニ依テ其發言
ヲ許シマス——砂田重政君

- 第一 所得稅法中改正法律案(政府提
出) 第一讀會(前會ノ續)
第二 大正九年法律第十二號中改正法
律案(所得稅法ノ施行ニ關スル件)
(政府提出) 第一讀會(前會ノ續)
第三 地租條例中改正法律案(政府提
出) 第一讀會(前會ノ續)
第四 明治三十七年法律第十二號中改
正法律案(地租徵收ニ關スル件)(政
府提出) 第一讀會(前會ノ續)
第五 營業稅法廢止法律案(政府提出)
第一讀會(前會ノ續)
第六 營業收益稅法案(政府提出)
第一讀會(前會ノ續)
第七 資本利子稅法案(政府提出)
第一讀會(前會ノ續)
第八 相續稅法中改正法律案(政府提
出) 第一讀會(前會ノ續)
第九 通行稅法廢止法律案(政府提出)
第一讀會(前會ノ續)
第十 酒造稅法中改正法律案(政府提
出) 第一讀會(前會ノ續)
第十一 酒精及酒精含有飲料稅法中改
正法律案(政府提出) 第一讀會(前會ノ續)

- 第十二 麥酒稅法中改正法律案(政府
提出) 第一讀會(前會ノ續)
第十三 醬油稅則廢止法律案(政府提
出) 第一讀會(前會ノ續)
第十四 自家用醬油稅法廢止法律案
(政府提出) 第一讀會(前會ノ續)
第十五 織物消費稅法中改正法律案
(政府提出) 第一讀會(前會ノ續)
第十六 賣藥稅法廢止法律案(政府提
出) 第一讀會(前會ノ續)
第十七 骨牌稅法中改正法律案(政府
提出) 第一讀會(前會ノ續)
第十八 清涼飲料稅法案(政府提出)
第一讀會(前會ノ續)
第十九 大正九年法律第五十一號中
改正法律案(朝鮮ニ移出スル物品ノ
內國稅免除ニ關スル件)(政府提出)
第一讀會(前會ノ續)
第二十 地方稅ニ關スル法律案(政府
提出) 第一讀會(前會ノ續)
第二十一 明治四十一年法律第三十七
號中改正法律案(地方稅制限ニ關ス
ル件)(政府提出) 第一讀會(前會ノ續)
第二十二 市町村稅地租法案(山本悌
二郎君外十三名提出) 第一讀會(前會ノ續)

- 第二十三 市町村稅地租法ノ施行ニ關
スル法律案(山本悌二郎君外十三名
提出) 第一讀會(前會ノ續)
第二十四 地租條例中改正法律案(床
次竹二郎君外二十三名提出) 第一讀會(前會ノ續)
第二十五 所得稅法中改正法律案(床
次竹二郎君外二十三名提出) 第一讀會(前會ノ續)
第二十六 大正九年法律第十二號中改
正法律案(所得稅法ノ施行ニ關スル
件)(床次竹二郎君外二十三名提出) 第一讀會(前會ノ續)
第二十七 明治四十二年法律第七號廢
止法律案(國債ノ利子所得稅免除ニ
關スル件)(床次竹二郎君外二十三名
提出) 第一讀會(前會ノ續)

關スル件)(床次竹二郎君外二十三名
提出) 第一讀會(前會ノ續)
第二十八 市町村義務教育費國庫負擔
法中改正法律案(床次竹二郎君外二
十三名提出) 第一讀會(前會ノ續)
(砂田重政君登壇)
○砂田重政君 諸君、私ハ只今議題ニナ
テ居リマスル稅制ノ整理ニ關スル一切ノ事
項ニ互テ、極メテ簡單ナル質問ヲシタイ
ト思フノデアリマス、唯、私ノ質問ノ内容ニ
立入りマス前ニ、昨日大藏大臣ノ御演說ヲ
傾聽致シマスシテ、其御演說ノ數字ノ中ニ非
常ナル誤リガアルノデハナイカト云フコト
ヲ疑フノデゴザイマス、隨テ先ツ第一ニ大
藏大臣ニ此疑ノ事實ヲ質シテ、明瞭ニ根本
ヲ定メテ上デ質問ニ入りタイト思フノデア
リマス、即チ昨日ノ大藏大臣ノ演說ノ中ニ
於テ、今回ノ稅制ノ根本整理ヲ爲シタル最
大ノ要點ハ何處ニ在ルカト云ヘバ、即チ其
御演說中ニ於テ直接稅タルト間接稅タルト
ヲ問ハズ、主トシテ中産階級以下多數國民
ノ負擔ヲ輕減センガ爲ニ、實ニ七千七百七十
餘萬圓ノ減稅ヲ行ヒタルニ拘ラズ、間接稅
ノ増額ハ嗜好品タル酒類、清涼飲料及煙草
等ニ對スル負擔ニ於テ六千六百餘萬圓ヲ算ス
ルニ過ギズ、稅制整理ノ全體ヲ通ジテ、社會
政策ノ效果ノ顯著ナルコト疑フ容レザル所
ナリト御演說ニ相成タノデゴザイマス、
此御演說ノ數字ノ中ニ於テ、直接稅、間接
稅ヲ通ジテ七千七百七十餘萬圓ノ減稅ノ行ハ
レタコトハ、此通りニ相違ナイノデゴザイ
マス、之ニ代ルニ酒類、清涼飲料及煙草ニ
對スル負擔ニ於テ増額ヲ爲シタルモノハ、
六千六百餘萬圓デアルト云フコトヲ、明瞭ニ
御演說ニナシテ居リマス、果シテ今回ノ此
増稅ガ、六千六百餘萬圓デアルカドウカ、私
ノ計算致ス所デハ、斯様ナル金額デナイト
思フノデアリマス、若シ此金額ニ誤リアリ
ト致シマスルナレバ、今回ノ稅制ノ根本整理ノ
最大ノ理由ハ、根柢ヨリ破壞サレナケレバ
ナラズノデアリマス、(拍手)是ニ於テ私ハ
先ツ此點ヲ明瞭ニ大藏大臣ノ御答辯ヲ要求
スルノデアアル、即チ酒類全體ニ對スル稅金

ノ値上及清涼飲料ニ關スル新設稅ハ、計算
ノ通りニ相違ナイ、唯、茲ニ此六千六百餘
萬圓ノ増稅ヲシタト云ハル、中ニハ、煙草ノ
益金二千二百二十餘萬圓ヲ計上サレテ居ルノ
デアリマス、併ナガラ國民ニ負擔ヲ負ハセ
ル金高ハ、煙草ノ値上ニ依テ二千二百二
十餘萬圓デアナイノデアリマス、此二千二
百二十餘萬圓ト云フノハ、政府ガ純益トシ
テ一般會計ノ財源ニ充ツル金ガ二千二百二十
餘萬圓デアアル、全體ヲ通ジテ平均二割ノ値上
ヲシテ、是デ國民ニ負ハセル金ノ總高ハ是
ダケデアナイト思フノデアリマス、是ハ固
ヨリ總テノ稅額ハ、例ヘバ地租ニ致シマシ
テモ、營業稅ニ致シマシテモ、此豫算ノ計
數ノ上ニ現ハレルモノ、國民ニ負擔ヲ負ハ
セルモノハ、地租ノ七千四百萬圓ト云ヘバ、
地方ノ交付金ヲ引イタモノノデモナイ、徵稅
費ヲ引イタモノノデモナイ、取上ゲタモノノ全
體ガ豫算ノ上ニ現レテ居ルカラ、國民ノ負
擔ハ七千四百萬圓ト云ヘバ、國民ノ專賣
ノ益金ト云フノハ、國民カラ取立テタ中ニ
於テ或ハ煙草ノ内容ヲ改善スル費用モアリ
マセウ、又元賣捌人、小賣人ニ對シテ交付セ
ラルベキ手数料モ引カレテ居ル筈デゴザイ
マス、隨テ是等ノモノヲ引イタ純益ハ、二
千二百萬圓デアアルガ、國民ノ負擔ト云フ國
民ノ側ニ立テ考ヘマスナラバ、此金額デ
ナイト云フコトハ明瞭ニ事實デアルト私ハ
考ヘマス、是ガ明瞭ニナリマス、果シテ
煙草ノ値上ニ依テ國民ノ負擔ニ歸スル金
高ハ幾ラデアルカト云フコトヲ、明瞭ニ此
席ニ於テ御述ヲ願ヒ、此數字ヲ酒ノ清涼飲
料稅トニ合セテ數字ガ、今回ノ增稅ノ結果
ニナルモノト計算ヲシナケレバナラヌト思
フノデアリマス、私共同志ニ於テ調査致シ、
研究致シマスルト、今回ノ煙草ノ値上ノ總
高ハ、平均ヲ致シマシテ二割デアリマス、而
モ之ニ依テ政府ガ收納致シマスル金高
ノ總計ハ、大正十年以來今日ニ至ルマデ二
億四千萬圓ヲ下クコトハナイト思フノデ
アリマス、此二億四千萬圓ニ對シテ値上ヲ
シタ後ニ於テモ、今迄同様ノ費高ガアル
モノト見ルナラバ、國民ノ負擔ニ歸スル金

八千八百萬圓以上デナケレバナラヌノデアリマス、併ナガラ是モ金高ニ依テ計數ヲ現ハスコトハ出來ナイノデアアル、政府ノ統計ノ示ス金高ノ中ニ、此金高ニ對シテ二割ノ計算ヲ持ツコトハ出來ナイノデアアル、要スルニ國民ノ負擔ニ歸スベキ範圍、政府ガ發表致シテ居リマス煙草ノ賣上個數ニ對シ、個々ノ煙草ニ對シテ其實上個數ニ對シ、個々ノ金高ヲ掛ケタモノガ、即チ國民ノ負擔ニ歸スルモノデアルト信ズルノデアリマス、之ニ依テ私共ハ大藏省ニ幾度カ個ノ煙草ニ對シテノ年々ノ賣上數量ノ統計ヲ要求致シマシタガ、遺憾ナガラ是ハ大正十年以後ノ分ハ無イト云フコトデ御前シテ得ナカタノデアリマス、併シ其以後ノ收入ガ總テ増額ヲ致シテ居リマス點トシテマスルナラバ、此十年ノ統計ヲ土臺トシテ此計數ヲ現ハシテモ誤リデハナイト思フノデアリマスガ、之ニ依テ計數ヲ現ハシマス、少クとも今日マデト同様ノ賣上ガアルモノトスルナラバ、其金高ハ實ニ四千八百七十六萬七千圓ノ國民負擔ノ增加ニナル譯デゴザイマス(拍手)若シ此酒類ノ値上、清涼飲料稅ノ新設ニ、更ニ吾々ノ考ヘテ居リマス數字ヲ現シ、今回ノ稅制ノ整理ニ因テ國民負擔ノ計數ヲ現シマスナラバ、少クとも今回ノ改革ニ依テ全國大多數ノ民衆ニ二千四百萬圓ノ増額ヲ行フ結果ニナルノデアリマス(拍手)併ナガラ煙草ノ値上ニ依テ今迄賣レタケケノ物ガ賣レナクナルト云フ數字ガ此所ニ現レテ來ルナラバ、是ハ別問題デアリマス、是ニ於テ先ヅ此計數ノ幾何ガ國民ノ負擔トシテ現レルト云フコトヲ、明瞭ニ大藏大臣ヨリ御答辯ヲ願ヒ、且ツ其數字ニ依テ昨日御演說ニナリマシタ、演說ノ訂正ヲ願ハナケレバ、進ンデ吾々ノ質問ノ根柢ヲ作り上ゲルゴトガ出來ナイノデアリマス、ドウカ此點ヲ明瞭ニ願ヒタイト思フノデアリマス、唯、一言致シテ置キマスガ、少クとも稅制ノ根本整理ヲセラレタル大藏大臣ハ、此稅制整理ニ因ル缺陷ヲ補フ爲ニ、煙草ノ二割ノ値上ヲ行ハレタ以上ハ、是ガ全國民ニ如何ニ波

及スルカト云フコトハ、數字ノ上ニ於テ明瞭ニ御調査ニナタ後ニ於テ發表セラレタモノト信ズルノデアリマス、又其利益ガ極端ニ少クナク、賣レナクナルト云フ事實ガ現レタト假定致シマスナラバ、ソレハ國民ノ購買力ニ超越シテ、無理ヤリニ煙草ノ値段ヲ上ゲテ、國民ノ買フ力カ無イヤウナ實情ヲ此所ニ現シタモノト謂ハナケレバナラヌト思フ、若シ斯ノ加キ事實アリトスレバ、煙草ヲ禁止スル目的ナラバ是デモ宜シイ、稅制整理ノ財源ヲ得ル爲ニ買フコトノ出來ナイヤウナ苦痛ヲ國民ニ與ヘルト云フコトニナラハ、稅制ノ根本整理ノ目點ト相反スルノデアリマス、仍テ私ハ此點ニ對シテ、先ヅ大臣ノ明確ナル御答辯ヲ願ヒマシテ、私ノ質問ニ移リタイト思ヒマス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 濱口大藏大臣

○國務大臣(濱口雄幸君) 只今ノ砂田君ノ御質問ニ御答ヲ致シマスガ、此度ノ稅制ノ整理ニ依テ減シマシタ金ガ幾ラ、増シマシタ金ガ幾ラ、合計幾ラノ減少デアルト云フコトヲ昨日ノ說明ニ於テ申上ゲタノデアリマス、即チ其増シマス金額ノ中、二千二百二十餘萬圓ト云フモノハ、煙草ノ定價ノ引上ニ依テ増シマス所ノ金額デアリマス、大體ノ金額ニ於テ政府ハ此金額ヲ以テ煙草ノ値上ニ因ル所ノ國庫ノ增收、即チ國民ノ負擔デアルト考ヘテ宜シイト信ジテ居ルノデアリマス、只今砂田君ノ御質問ヲ承テ居リマスレバ、從來ノ賣上金額カラ申シテ、ソレニ此度ノ政府ガ行フタト云フ所ノ大體二割ノ値上ト云フモノヲ乘ジテ見レバ、其金額ハ四千八百萬圓位ニナル苦デアルト思フ、隨テソレタケガ國民ノ負擔ニナルノデアリマス、斯ウ云フ意味ノ御質問ノヤウニ拜聽ヲ致シタノデアリマスガ、是ハ御承知ノ通り總テノ消費稅ニ付テ共通ノ現象デアリマスガ、或ハ新稅ヲ起シ、或ハ増稅ヲ行ハントスル場合ニ於テ、其施行ノ初年若クハ數年ニ亙テ、消費ノ減少ヲ見ルト云フコトハ、何レノ時代ニ於テモ免ルベカラザ

ル所デアリマス、今回ノ稅制整理ニ於キマシテモ、單リ煙草ノ定價ノ引上ニ依テ煙草ノ消費ニ減少ヲ生ズルバカリデハアリマセヌ、酒ノ稅ノ増率ニ依リマシテ、酒ノ消費ニ減少モ生ズルノデアリマス、又清涼飲料稅ノ新設ニ依リマシテ、無稅デアッタ今日ノ場合ヨリモ、相當ノ消費ノ減少ヲ見込マナケレバナラヌノデアリマス、何レモソレヲ見込マナケレバナラヌノデアリマス、其消費減ヲ生ジタル所以ガ、新稅若クハ増稅ノ結果デアルト云フ故ヲ以テ、其消費ノ減ヲモ合シテ國民ノ負擔增加ト御計算ナサルト云フコトハ、是ハ一ツノ御計算ノ仕方デアラウト思ヒマスガ、私ハ左様ニハ考ヘテ居リマセヌ、此消費ノ減少ノ生ズルモノハ洵ニ已ムヲ得ナイコトデアリマスガ、其殘リマシタ所ノ消費ニ對シテ、此度ノ増稅ニ依テ、幾ラノ增收ガ政府ノ方ニ殘リタカト云フコトヲ以テ、大體ニ於テ國民ノ負擔ノ增加ト政府ハ認メテ居ルノデアリマス、併ナガラ此計算ハ大分複雑シタ計算ガアラウト思ヒマスカラ、何レ委員會ニ於キマシテ、詳細ニ御意見モ承リ、又政府ノ所見ヲモ開陳スルコトデアラウト思ヒマスガ、消費減カラ生ズル所ノ其減少ト云フモノハ、是ハ新稅ニ依テ生ジタル所ノ國民ノ負擔ト御解釋ニナルト云フコトハ、少ク無理デハナイカト考ヘマス、併シ是ハ一種ノ計算方法デアルカモ知レマセヌ、政府ハ左様ニハ考ヘテ居ナイノデアリマス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 砂田重政君

○砂田重政君 只今ノ大藏大臣ノ御答辯ニ依リマスルト、私ノ質問ノ趣意ガ恰モ從來ノ賣上ニ對シテ、値上ヲシタケハ悉ク收入ニナルト說明ヲシ、質問ヲシタ如キ御答辯デアリマスガ、私ハ初カラサウ云フ風ノ質問ハシテ居ラス、唯、併シ只今ノ御答辯ニ依テ、今回ノ煙草ノ値上ニ依テ、政府ノ收納スル金額二千二百萬圓、此値上ニ依テ國民ノ負擔スル金額トノ間ニ差ハナイト云フ御答辯ヲ得タノデアリマス、是ニ於テ私ハ更ニ大キナ疑ヲ生ズルノデアリ

マス、即チ過去ニ於テ二億四千萬圓ノ賣上ヲ得テ、サウシテ之ニ二割ノ増額ヲ今回行ウテ、サウシテ之ニ依テ得ル金ガ僅ニ二千二百萬圓ナリト致シマスナラバ、即チ從來ノ煙草ノ賣上ハドノ位減ルカ勘定ニナル譯デアリマスガ、私ハ昨日大藏省ヨリ大正十三年度ト、大正十四年ノ十一月ニ至ルマデノ間ノ毎月ノ賣上ノ數量ヲ表シテ、テ要求ヲ致シマシタ、其表ニ依テ見マシテモ、昨年ノ十一月ノ七日ニ值上ヲ政シマシテ以來、僅カ二箇月デアリマスルカラ、値上ヲシテ一番數量ノ減ルト云フ時期デアアル、其時期ニ於テ十一月ニ於テハ二千萬圓ノ賣上高ニナリ、十二月ニハ二千二百萬圓ノ賣上高ニナリ、十一月度ト毎月ノ賣上ノ數量ニ於テ大キナ差ガ出テ居ラヌト云フコトハ明瞭デゴザイマス、然ルニ其益金ノ二千二百萬圓ヨリ利益ヲ收メルコトガ出來ナイトスルナラバ、此値上ニ依テ國民ノ大多數ガ嗜好品デアアルガ、一日モ止メルコトノ出來ナイ煙草ヲ買フ力サヘ失フコト云フ結果ニ見ナケレバナラヌノデアアル、購買力ヲ失フヤウナ値段ノ値上ヲシテ、煙草ヲ買フ力カ減ルト云フコトヲ政府自身ガ御認ニナリ、此煙草ノ禁止ノ値上ヲ行フコト云フコトハ、是ハ現在ノ社會狀態ニ鑑ミ、社會政策ト云フコトニハ沒交渉デゴザイマスルカソレヲ伺ヒタイ、煙草ヲ止メルコトモ固ヨリ結構ナ事デアアル、併ナガラ今日ノ煙草ト云フモノハ一種ノ醫藥品ニアラズシテ、喫ミ付ケタ者ニ付テハ殆ド是ハ必需品デアアル、其證據ハ日露戰爭ノ當時ニ煙草ノ供給ヲ受ケルコトノ出來ナイ多數ノ兵卒、將校ガ棄テル煙草ヲ待兼ネテ五人六人デ寄テ喫ンダト云フコトハ現實ニ之ヲ認メテ居ルノデアアル(拍手)關東ノ大震災ノ當時ニ於テ或ハ丸ノ内デアルトカ、或ハ日比谷公園ニ避難シテ居ル人入ヲ救済ニ上ラタ人々ガ、先ヅ一本ノ煙草ヲ呉レト云フコトヲ有ユル方面ヨリ要望サレタ事實ハ、現大臣ト雖モ御承知ノ答デアアル、此煙草ニ極端ニ購買力ヲ失ウテシママテ、二割ノ値上ヲシテスラ二千二百萬圓ヨ

ル所デアリマス、今回ノ稅制整理ニ於キマシテモ、單リ煙草ノ定價ノ引上ニ依テ煙草ノ消費ニ減少ヲ生ズルバカリデハアリマセヌ、酒ノ稅ノ増率ニ依リマシテ、酒ノ消費ニ減少モ生ズルノデアリマス、又清涼飲料稅ノ新設ニ依リマシテ、無稅デアッタ今日ノ場合ヨリモ、相當ノ消費ノ減少ヲ見込マナケレバナラヌノデアリマス、何レモソレヲ見込マナケレバナラヌノデアリマス、其消費減ヲ生ジタル所以ガ、新稅若クハ増稅ノ結果デアルト云フ故ヲ以テ、其消費ノ減ヲモ合シテ國民ノ負擔增加ト御計算ナサルト云フコトハ、是ハ一ツノ御計算ノ仕方デアラウト思ヒマスガ、私ハ左様ニハ考ヘテ居リマセヌ、此消費ノ減少ノ生ズルモノハ洵ニ已ムヲ得ナイコトデアリマスガ、其殘リマシタ所ノ消費ニ對シテ、此度ノ増稅ニ依テ、幾ラノ增收ガ政府ノ方ニ殘リタカト云フコトヲ以テ、大體ニ於テ國民ノ負擔ノ增加ト政府ハ認メテ居ルノデアリマス、併ナガラ此計算ハ大分複雑シタ計算ガアラウト思ヒマスカラ、何レ委員會ニ於キマシテ、詳細ニ御意見モ承リ、又政府ノ所見ヲモ開陳スルコトデアラウト思ヒマスガ、消費減カラ生ズル所ノ其減少ト云フモノハ、是ハ新稅ニ依テ生ジタル所ノ國民ノ負擔ト御解釋ニナルト云フコトハ、少ク無理デハナイカト考ヘマス、併シ是ハ一種ノ計算方法デアルカモ知レマセヌ、政府ハ左様ニハ考ヘテ居ナイノデアリマス(拍手)

マス、即チ過去ニ於テ二億四千萬圓ノ賣上ヲ得テ、サウシテ之ニ二割ノ増額ヲ今回行ウテ、サウシテ之ニ依テ得ル金ガ僅ニ二千二百萬圓ナリト致シマスナラバ、即チ從來ノ煙草ノ賣上ハドノ位減ルカ勘定ニナル譯デアリマスガ、私ハ昨日大藏省ヨリ大正十三年度ト、大正十四年ノ十一月ニ至ルマデノ間ノ毎月ノ賣上ノ數量ヲ表シテ、テ要求ヲ致シマシタ、其表ニ依テ見マシテモ、昨年ノ十一月ノ七日ニ值上ヲ政シマシテ以來、僅カ二箇月デアリマスルカラ、値上ヲシテ一番數量ノ減ルト云フ時期デアアル、其時期ニ於テ十一月ニ於テハ二千萬圓ノ賣上高ニナリ、十二月ニハ二千二百萬圓ノ賣上高ニナリ、十一月度ト毎月ノ賣上ノ數量ニ於テ大キナ差ガ出テ居ラヌト云フコトハ明瞭デゴザイマス、然ルニ其益金ノ二千二百萬圓ヨリ利益ヲ收メルコトガ出來ナイトスルナラバ、此値上ニ依テ國民ノ大多數ガ嗜好品デアアルガ、一日モ止メルコトノ出來ナイ煙草ヲ買フ力サヘ失フコト云フ結果ニ見ナケレバナラヌノデアアル、購買力ヲ失フヤウナ値段ノ値上ヲシテ、煙草ヲ買フ力カ減ルト云フコトヲ政府自身ガ御認ニナリ、此煙草ノ禁止ノ値上ヲ行フコト云フコトハ、是ハ現在ノ社會狀態ニ鑑ミ、社會政策ト云フコトニハ沒交渉デゴザイマスルカソレヲ伺ヒタイ、煙草ヲ止メルコトモ固ヨリ結構ナ事デアアル、併ナガラ今日ノ煙草ト云フモノハ一種ノ醫藥品ニアラズシテ、喫ミ付ケタ者ニ付テハ殆ド是ハ必需品デアアル、其證據ハ日露戰爭ノ當時ニ煙草ノ供給ヲ受ケルコトノ出來ナイ多數ノ兵卒、將校ガ棄テル煙草ヲ待兼ネテ五人六人デ寄テ喫ンダト云フコトハ現實ニ之ヲ認メテ居ルノデアアル(拍手)關東ノ大震災ノ當時ニ於テ或ハ丸ノ内デアルトカ、或ハ日比谷公園ニ避難シテ居ル人入ヲ救済ニ上ラタ人々ガ、先ヅ一本ノ煙草ヲ呉レト云フコトヲ有ユル方面ヨリ要望サレタ事實ハ、現大臣ト雖モ御承知ノ答デアアル、此煙草ニ極端ニ購買力ヲ失ウテシママテ、二割ノ値上ヲシテスラ二千二百萬圓ヨ

リ増収ヲ得ルコトノ出来ナイヤウナ値上ヲシタト假定致シマスルナラバ、之ヲ一面ニ於テ租税ノ辻褄ヲ合ハスコトガ出来マセウガ、此値上ニ依リテ日々刻々ノ國民大多數ハ煙草ノ高イト云フコトヲ啣クナケレバナラヌノデアアル、之ニ社會政策的ノ意味ガ何所ニ在ルノデゴザイマスカ、先ヅ此點ヲ私ハ明瞭ニ大藏大臣ヨリ御答ヲ願ヒ、更ニ進シテ私ハ是カラ私ノ疑問ト致シマスル點ヲ順々ニ伺ヒタイト思ヒマス、ソレハ昨日大藏大臣ノ御演說中ニモ、私ハ餘リ社會政策ト云フ言葉ガ多數ニゴザイマシタカラ、大藏大臣ノ演說ヲ數ヘテ見マスルト云フト、社會政策ヲ十五遍仰セラレテ居ル、而シテ此社會政策ハ中産階級以下、悉クノ國民ニ對シテ此政策ヲ行フト云フノガ此稅制整理ノ根本趣旨デアルト仰セラレテ居ル、茲ニ私ハ疑ヲ生ズルノデアアル、即チ今回ノ稅制整理依リテ、此負擔ノ輕減ヲ得ルモノヲ靜ニ考ヘテ見ルト、是ハ二ツニ分ケルコトガ出来ルノデアアル、從來我國ニ於テ中産階級ト認メラレタル人々ニ對シテ減稅ヲ行フト云フコトガ一ツデアリマス、又從來庶民階級ト認メラレテ居ル所ノ租税ニ對シテ居ル整理ガ一ツアル、即チ茲ニ實例ヲ擧ゲテ申上ゲマスルナレバ、所得稅ノ如キ、地租ノ如キ、營業稅ノ如キモノニ對スル減稅ヲ行ヒ、若クハ其整理ノ爲スコトハ今マデ中産階級ト認メラレタル人々ノ、一番最下級ニ居ル人々ニ對シテ、社會政策ヲ行フ爲ニ整理ヲスルノガ一ツ、通行稅、織物消費稅、其他是等ノ消費稅ニ對スル整理ハ、全國民ノ社會政策ヲ行フト云フ趣旨デアルト思フノデアリマス、ソコデ試ニ是等ノモノガドウ云フ計算ニナシテ居ルカト云フコトヲ、大藏大臣ノ御演說ニ依リテ靜ニ調査致シテ見マスルト所得稅、地租、營業稅、是等ノモノ、減稅ニ依リテ、今マデ中産階級ト認メラレタル人々ニ對シテ行ハレル減稅ノ總高ハ三千万圓デアアル、而シテ此人々ト同ジ程度ノ人々ニ對シテ今回新ニ課稅サレ、若クハ増稅サレルモノハ相續稅ノ値上、ソレカラ資

本利子稅ノ創設デアリマス、此總高ハ相續稅六千万圓資本利子稅一千四百萬圓、合セテ二千万圓ノ増稅ヲ行ハレルノデアリマス、隨テ今マデ中産階級ト認メラレタル人々ニ對シテ、今回減稅ヲ行ハレル金高ノ總計ハ一千五百万圓ノ減稅ノ結果トナルト思フノデアアル、而シテ他ノ一面ニハ一般ノ國民大衆悉クノ頭ノ上ニ減稅ヲ行ハレント欲スルモノハ、織物消費稅ノ二千五百万圓、通行稅ノ一千百万圓、醬油稅ノ七百万圓、營業稅ノ一千萬圓、合セテ五千三百万圓ノ減稅ヲ一般國民的ニ行ハレルト云フコトニナル、其代リニ之ニ換ヘテ一般國民全體ノ上ニ今回課稅ヲサレルコトニナリ、増稅サレルコトニナリ、酒ノ稅金ノ三千三百万圓、清涼飲料稅ノ四百万圓、煙草專賣ノ値上ニ依リテ二千二百万圓、合セテ五千九百万圓ノ増稅ガ行ハレルト云フ結果ニナルノデアリマス、サウスルト今マデ中産階級ト認メラレタル人々ニ對シテ行ウタ一千五百万圓ノ減稅シタモノ、茲ニ約六百万圓ノ金ガ總テノ國民ノ上ニ増稅サレル結果ニナルノデアリマス、此事ハ當然ノ歸結デアアル、財源ニ變化ナクシテ中産階級ノ一部ニ減稅ヲ行ヒ、其行ヒタルモノハ何人カラ之ヲ取ラナケレバナラヌト云フコトニナルカラ大多數ノ民衆ニ對シテ是ガ課セラレルコトニナルト云フ歸結ハ當然デアリマス、之ヲ實例ヲ擧ゲテ申シマスルナラバ、地租ヲ納メズ營業稅ヲ納メズ、所得稅ヲ納メルコト能ハザル大多數ノ小作人、或ハ労働者、或ハ小商人若クハ勤勞ニ依リテ生活スル人々ハ唯、通行稅、織物消費稅、其他ノ消費稅ニ於テ五千三百万圓ノ減稅ノ恩典ニ浴スル代リニ、酒稅、清涼飲料稅、煙草ノ値上ニ依リテ五千九百万圓ノ増稅ヲ受ケルコト云フ結果ニナル地租、營業稅等ヲ納メザル大多數ノ國民ニハ、増稅ノ結果ニナルト云フコトハ明瞭ノ事實デゴザイマス(拍手)果シテ然ラバ現政府ノ社會政策的施設ト云フコトハ、或ル一部分ノ中産階級ニ對シテ之ヲ行ウテ、是等ノ租稅ヲ納ムル力無キ大多數ノ民

衆ニ増稅ヲ行フト云フコトガ、現政府ノ社會政策的施設ト相矛盾セザルヤ否ヤト云フコトヲ伺ヒタイノデアリマス(拍手)是ハ數字ノ上ニ於テ明瞭デゴザイマス、唯、是ハ先刻當稅ヲ二千二百万圓ト見テノ計算デアアル、是デ六百万圓ノ増稅ニナルノデアアル、若モ吾ガ考ヘル如ク二千二百万圓デナイト云フ事實ハ明瞭デアリマス、此二千二百万圓ノ益金ノ中ニハ、此益金ト云フモノ、上ニ、小賣人其他ノ者ニ對シテ交付サレル手數料ガ引去テアル、更ニ其上ニ煙草ノ今回更メテ葉煙草ノ買收費ノ増額ヲ行ハレル費用モ此中ニ加味サレテ居ル以上ハ、此二千二百万圓ヨリ多クノ金高ニナルト云フコトハ、如何ニ大藏大臣ト雖モ否認スルコトハ出来ナイト思フ、サウスレバ即チ現政府ノ政策ノ通りニ、此法律案ヲ通過サセマスレバ、國民ノ大多數ニ對シテハ増稅ヲ行フト云フ結果ニナルト云フコトヲ大藏大臣ハ御認ニナルヤ否ヤ、若モ之ヲ御認ニナルナラバ、其認メラレタル事實ガ政府ノ社會政策的施設ト相矛盾セザルヤ否ヤト云フコトヲ明瞭ニ御答ヲ得タイト思フノデアリマス、其次ニハ今回ノ通行稅、織物消費稅、醬油稅、營業稅ノ廢止ニ依リマシテ、多額ノ國民負擔ノ輕減ヲ行フト言ハレルノデゴザイマスガ、昨日ノ演說ニ依レバ、其中ノ通行稅ニ對シテハ、之ヲ徹底の國民負擔ノ輕減ニ充テシムルヤウニ、交通機關ヲ監督シテ、賃銀ノ値上ヲサセナイト云フ方針ヲ執リテ居ルト云フコトヲ明瞭ニ御演說ニ相成リマシタガ、織物消費稅、或ハ醬油稅、營業稅等ニ對シテハ此廢稅ヲ行ヒタル利益、總テノ國民ニ徹底スルカ、中間經營者ノ利益ニ收メラレルカト云フ問題ガ殘テ居ルノデアリマス、之ニ對シテ若モ政府ガ希望セラレ、政府ガ計畫サレル如ク、是等ノ廢稅ガ全國民ニ徹底致シマスルナレバ、尙ホ忍ブベシデアアル、若シ中間ノ經營者ニ悉ク若クハ其一部分ガ收納セラレルコトニ相成リマスルナレバ、一面ニ於テハ政府ニ増稅ヲ行ハレ、他ノ一面ニ於テハ中間利益ニ依

テ何モノノ廢減稅ノ恩澤ニモ浴スルコトノ出来ナイト云フ結果ニ陥ルト思フノデアリマス、此點ニ對シテ政府ハ此營業稅、醬油稅、織物消費稅ニ對シテ、如何ナル具體的政策ヲ御持チニナシテ居ルカト云フコトヲ、明瞭ニ御答ヲ願ヒタイト思フノデアリマス、此稅制整理案ガ出マスルト同時ニ、是等ニ對シテ適當ナル具體的政策ガ此議會ノ壇上ニ現レルコト、信ジテ居ルノデアリマスルガ、遺憾ナガラ今日迄此御說明ヲ聽クコトヲ得ズ、又政府ノ法律案其他ノモノ、中ニ之ヲ明瞭ニスルコトガ出来ナイノデゴザイマス、之ヲ明瞭ニ御答ヲ得タイト思フノデアリマス、次ニハ過日我黨ノ武藤金吉君ノ質問ニ對シ、煙草ノ値上ニ付テハ社會政策的ノ意味ヲ十分ニ加味研究ヲシテヤッタノデアアルカラ、官報ヲ熟讀ヲ願ヒタイト云フ御答辯ヲ此壇上ニ於テサレタノデアリマス、又昨日ノ演說ニ於キマシテモ、大藏大臣ハ煙草ノ値上ニ付テ、國民ノ庶民階級ニ對スル社會政策的ノ意味ヲ十分ニ加味シテ、其值上ヲ斷行シタノデアルト云フコトヲ明瞭ニ御說明ニ相成リタノデゴザイマス、私ハ此官報ヲ熟讀致シマシテ、又政府ノ煙草ノ賣上ノ數量ニ關スル統計書モ熟讀ヲ致シマシタ、然ルニ今回ノ値上サレマシタ煙草ノ中ニ於テ、凡ソ一ヶ年ニ三百万圓以上ノ賣上ノアル煙草ニ對シテハ、僅ニ「パット」ヲ除外ハ悉ク二割以上ノ値上デアアル、一割何分臺ト云フ値上ヲ爲サレタモノハ、國民ノ需要ノナイ賣レナイ煙草ダケデアリマス(拍手)併ナガラマダ是ハ想スベシデアアル、私ハ如何ニシテモ解スルコトノ出来ナイノハ刻煙草ニ對シテノ政府ノ遣方デアアル、即チ刻煙草ハ我國ニ於ケル極メテ庶民階級ノ飲用品デアアル、而モ此飲用品ノ中ニ於テ澤山ヲ一時ニ買入レラレルコトノ出来ナイ人ノ便利ヲ圖ル爲ニ、四十匁入ト五匁入ト二ツニ分レテ居ル、所ガ今回は値上ニ對シテ政府ハ如何ナル政策ヲ御執ニナリ、如何ニ社會政策的ノ意味ヲ御考慮ニナシタカト云フコト、一番最下級ノ細民ノ喫ム五匁入ノ刻煙草ニ對シテ「サッキ」ニ對シテハ二割

テ御意見ヲ承ルコトニ致シマス、加之、此消費稅ノ中ニモ増稅ヲ行ヒマシタル所ノモノ、若クハ新ニ租稅ヲ掛ケマシタル所ノ品物ト、此免稅ヲ行ヒマシタル品物ト、其品物ノ内容性質ニ付テ篤ト御研究ヲ願ヒタイト思フノデゴザイマス、砂田君ハ賣藥稅ハ病氣ノ時デナケレバ要ラヌモノニ對シタル所ノ稅デアル、病氣ハ一年ニ一遍シカシナイモノデアルト云フ如クニ輕ク取扱ハレマスケレドモ、私ノ考ニ依リマシマス、山間僻地或ハ都會地ニ於ケル所ノ無產階級ノ人ミガ病氣ニ罹リマシタ時ニ於テ、醫師ノ診察ヲ受ケル資力ニ乏シク、醫者カラ藥ヲ貰フコトガ出來ナイ、ソレ程ノ生活ノ狀態ニ在ル者ガ漸ク賣藥ニ依リテ自分ノ病氣ヲ癒シ、生命ヲ保ツト云フコトハ洵ニ悲慘ナル狀態デハアリマセヌカ、其悲慘ニ向テ之ニ課稅ヲシテ居ラタト云フ是マデノ狀態ハ、國家ト致シマシテハ甚ダ無情ナル政治ヲ行フテ居ラタモノデアルト考ヘルノデアリマス、砂田君ノ御意見ニ依リマシマス、酒ヲ安ク飲ミ、安イ煙草ヲ吸フテ居リサヘスレバ、病氣ノ時ニ藥ヲ飲マヌデモ宜シイト云フ御議論デアレバ、吾々ノ意見トハ大分違フノデアリマス、私ノ承知スル所ニ依レバ、私ノ解釋スル所ニ依レバ此度政府ノ廢セントスル所ノ通行稅、賣藥稅、醬油稅、綿織物稅、是ハ絕對缺クベカラザル所ノ生活必需品デアリマス、其反對ニ酒ト煙草ハ、人ニ依リテハ習慣ノ中ニ毒ヲ致シテ居ル人モアルカモ知レマセヌケレドモ、大體カラ申シマシマス、決シテ絕對ノ生活ノ必需品デハナイノデアリマス、其絕對ノ生活ノ必需品ニ對スル所ノ課稅ノ減免ヲ行ハンガ爲ニ、稍、嗜好品ニ近イ所ノ品物ニ對シテ新稅増稅ヲ課スルト云フコトハ、是ハ當然ノ事デアラウト思ヒマス、(拍手) 苟モ財政ノ狀況ニ於テ餘裕ガアル時ナラバ率知ラズ、歳入ヲ減少スルコトノ出來ナイト云フ今日ノ我が財政ノ狀態ニ於テ、苟モ稅制ノ整理ヲ圖ラントスルナラバ、其代リ財源トシテ何人モ此酒ト煙草ニ眼ヲ著ケルノデアリマス、此酒ト煙草ヲ逸シマシテ、サウシテ歲

入ニ増減ノナイ所ノ稅制整理ヲ行フト云フコトハ、恐ラクハ不可能デアラウト思フノデアリマス、(拍手) 其次ニ御質問ニナリマシタ、此度政府ガ廢止シマス所ノ通行稅ト綿織物消費稅ト賣藥稅ト醬油稅、是ハ社會政策ノ見地ヲ以テ政府ガ廢シタト云フノデアルガ、其中通行稅ニ關シテハ、通行稅ヲ全廢シタ其故ヲ以テ、直ニ公共團體若ハ私設ノ會社ガ其資力ヲ引上ゲルト云フコトガアツテハ、消費者ニ對シテハ何等ノ利益ガナイ、中間ノ機關ニ依リテ利益ヲ斷斷サルコトニナルノデアリナイカト云フ御質問ガアツタニ對シマシテ、私カラソレハ政府ガ相當ノ取締ヲ致シテ、濫ニ資力ヲ引上ゲサセナイ方針デアルト云フコトヲ申上ゲマシタニ對シ、只今通行稅ニ付テハソレデ分タノデアアルガ、他ノ三ツノ稅ニ付テハドウスルカ、醬油稅ニ付テハ如何ニスルカ、賣藥稅ニ付テハ如何ニスルカ、政府ハ如何ナル方法ニ依リテ中間者ノ利益ヲ斷斷ヲ禁止セントスルノデアアルカ、若シ其禁止ガ出來ナカッタナラバ、消費者ハ折角ノ免稅ノ恩典ヲ受ケルコトガ出來ナイデハナイカト云フ御質問デアツタ、是ハ如何ニモ御尤ナル御質問ト拜承致シマス、砂田君ノ御意見ニ依リマシレバ、如何ナル事デモ政府ガ出來ルト御考ニナツテ居ルヤウニ承リマス、サウ云フ事柄ニ對シマシテ、政府ノ統制力ノ及ブ範圍内ニ於テハ相當ノ規定ヲ設ケ、相當ノ取締ヲ致シマス、通行稅ニ關シマシテハ之ヲ廢シタ時ニ於テ、或ハ公共團體若ハ私設會社ノ者共ガ、此資力ヲ引上ゲルト云フコトニ對シマシテハ、政府ガ之ヲ抑ヘル所ノ統制力ヲ持テ居ルガ故ニ、之ヲ取締ルコトガ出來ルノデアリマス、綿織物稅デアアル、或ハ賣藥稅デアアル、醬油稅デアアル、サウ云フ營業者ニ對シマシテ、政府ハ其價段ヲ引上ゲルト云フコトヲ禁止スルダケノ統制力ヲ持テ居ナイコトハ是ハ申スマデモナイコトデアリマス、唯、私ガ期待致シマスル所ノモノハ、營業者間ノ相互ノ競争ニ依リマシテ、此免稅ヲ理由ト致シテ、一般ニ其商

品ノ價段ガ免稅額ダケ低下スルト云フコトヲ期待シテ居ル者デアリマス、加之、斯ノ如キ事柄ニ對シマシテハ、消費者全體、即チ國民全體ノ宣傳ニ依リマシテ、消費者ノ威力ヲ發揮致シマシテ、營業者ヲシテ免稅額ダケ價段ヲ下ゲシムルト云フコトニ努力ヲセンケレバナラヌデアラウト思フノデアリマス、若シ砂田君ノ如キ御心配ガアリマシテ、折角ノ減免稅ヲ致シテモ、中間者ノ爲ニ壟斷サル、虞ガアルカラ、此免稅ヲ見合スル宜シイト云フ議論デアリマシタナラバ、總テノ消費稅ハ之ヲ減廢スルコトガ出來ナイノデアリマス、私ハ左様ナルモノデハナカラウト考ヘマス、ソレカラ今一ツノ問題ハ、矢張煙草ニ關スル御話デアツタノデアリマス、政府ガ煙草ノ定價ノ引上ゲ行フニ當リマシテ、其煙草ノ各種目ノ價段ノ定メ方ヲスル場合ニ於テ、社會政策ノ要求ヲ加味シタト云フコトヲ申上ゲマシタニ對シマシテ、事實ハサウナラ、テ居ナイト云フ御質問デアツタノデアリマス、其中テ刻煙草ノ定價ノコトニ付テ御引用ニナリマシテ、殊ニ「アヤメ」「ハギ」「ナデシコ」等ノ下級品ニ於テ五匁ノ定價ノ引上ノ率ガ重クシテ、四十匁ノ定價ノ引上ノ率ガ輕イト云フコトハ、即チ社會政策的ノ見地ニ反シテ居ルデハナイカト云フ御疑ガアツタノデアリマス、是ハ砂田君モ煙草ノコトニ付テハ大分御研究ノヤウデアリマスカラ、御承知デアラウト考ヘマスガ、此「ハギ」デアルトカ「ナデシコ」デアルトカ云フ如キ、下級刻煙草ニ付テ申シマシタル云フト、五匁ノ袋ノ賣行ト云フモノハ極メテ少クテ、四十匁ノ賣行ガ極メテ多イ狀況デアリマス、無論勞働階級其他無產階級ノ人ミノ消費スル所ノ下級ノ煙草デアリマシケレドモ、賣行ノ實際ニ微シマスルニ、四十匁ノ賣行ガ非常ニ多クテ、五匁ノ賣行ハ非常ニ少ナイノデアリマス、是ガ第一ノ點、第二ハ「ナデシコ」ノ五匁ノ定價ハ、引上前に於テハ御承知ノ通り四錢デアリマス、ソレヲ五錢ニ引上ゲマシタ結果トシテ、差引一錢、即チ四錢ニ對シテハ二割五分ト云フ

數字ガ出マシマス、若シ此二割五分ト云フ數字ヲ避ケントスルナラバ、四錢五厘若ハ四錢六厘ト云フ如キ厘位ヲ附ケナケレバナラヌ計算ニナリマス、是ハ「ナデシコ」ニ限リマセヌ、「ハギ」ニ於テモ亦同様デアリマス、六錢ヲ七錢ニ引上ゲマシタ結果トシテ、歩合ニ於テ一割七分ノ引上ニナリマスルガ、其一分七分ノ引上ヲ低下セントスルナラバ、六錢五厘ト云フ端數ヲ附ケナケレバナラヌデアリマス、併ナガラ申スマデモナク、煙草ハ即チ商品デアリマス、其實質ニ於キマシテハ消費稅ノ一種デアリマセウガ、此實際ノ賣行、販賣ノ方法、取引ニ於キマシテハ一ツノ商品デアリマス、其商品ヲ政府ガ販賣スル時ニ於テ四錢五厘、六錢五厘ト云フ端數ヲ附ケマシタト云フコトガ、果シテ取引ノ實際ニ適合スルヤ否ヤ、私ハサウ云フコトハ實行ノ關係ニ甚ダ宜シクナイ事デアラウト思ヒマシテ、茲ニ厘位ヲ切上ゲテ五錢若クハ七錢ト致シタノデアリマス、其結果偶然ニ只今御指摘ニナリマシタ通り、其引上ノ率ハ重クナツタノデアリマスルガ、是ハ所謂價值ノ關係上已ムヲ得ナイコトデアリマス、最後ニハ地租ノ免稅點ニ論及ヲサレマシテ、土地ノ所有者ニ對シテハ地價二百圓未滿ノモノニ對シテハ免稅ヲスルト云フノ恩典ヲ與ヘタルニ反シ、小作人ニ對シテハ何等ノ輕減ヲ致シテ居ナイデハナイカト云フ御質問デアツタノデアリマスルガ、申スマデモナク地租ニ關スル限リニ於テ、小作人ニハ減稅免稅ノ仕樣ハナイノデアリマス、(拍手) 若シ免稅ヲスル餘地ガアリマシタルナラバ、其材料ガアリマスルナラバ、當然相當ノ事ヲ致スベキデアリマシケレドモ、小作人ニ對シテハ地租ニ關スル限リ何等ノ方法ハナイノデアリマス、(拍手) 是ニ於テ國民一般ノ消費ニ係ル所ノ、屢繰返シテ申シマシタル通り、綿織物デアルトカ、或ハ賣藥稅、醬油稅、通行稅、サウ云フモノニ對シテ相當ノ社會政策的ノ減免ヲ行ヒマシタ結果、ソレガ小作人ニモ均霑セラル、ト云フコトハ固ヨリ當然ノ事デアルト思ヒマス、是デ大體御答ハ終ラタ

思ヒマス(拍手)

(砂田重政君登壇)

○砂田重政君 昨ハ成ベク細カイ問題ニ付
キマシテハ委員會ニ於テ御質問ヲ致シマ
ス、多クノ時間ヲ取リマスルコトハ出來
得ル限リ之ヲ慎ミマスルガ、只今ノ大藏大
臣ノ御答辯ハ、私ノ質問ノ五點ニ對シ悉ク
質問ノ趣旨ニ副ハザル御答辯ヲ爲サテ居
ルノデアリマス(拍手)細カイ問題ノヤウ
ゴザイマスルガ、煙草ノ五匁入ト四十匁入
トノ差額、五匁入ノモノハ賣レナイ品物デ
アル、賣レナイ品物ニハ値上ヲシタノダト
云フ御説明デゴザイマスルガ、大藏省ノ統
計ノ數字ヲ御覽ナサイ、個數ニ於テ——數
ニ於テハ四十匁入ヨリモ餘計ニ賣レテ居
ルノデアリマス(拍手)金高ニ於テコソ、成
程細民階級ノ人ノ喫ムモノデアアルカラ
金高ハ上ラナイノデアリマス、ソレデモ是
等ノモノハ悉ク二百萬圓以上ノ賣上デア
ル、之ヲ少額ナルモノデアルト云フヤウナ
言葉ノ下ニ胡麻化シノ御答辯ハ御憤ミヲ願
ヒタイト思ヒマス、併ナガラ是等ノ點ハ何
レ委員會デ詳シク伺ヒマス、唯、茲ニ明瞭
ニ致シテ置キタイ點ハ、先刻來私ノ質問シ
タ意味ハ、中産階級中ノ極メテ低イ中産階
級ノ人ニ對シテ、所得稅、營業稅、是等ノ
モノ、減稅ヲ行フノニ反對スルト云フ意味ヲ
述ベタノデハゴザイマセヌ、是等ノモノニ
對シテ減稅ヲ行フタ、其行ウタ金ヲ是等ノ
地位ヲ得ルコトノ出來ナイ細民ニ分賦シテ
負擔サシタト云フコトハドウ云フ譯カト伺
ウタノデアアル(拍手)此意味ヲハハキリ致シ
マセヌト誤解ヲ來スノデアアル、私ノ質問ノ要
領ハ、要スルニ政府ノ中産階級ニ對シテ、
減稅ヲ行フコトニ吾々反對スルノデハナ
イ、是ト同時ニ國民大多數、民衆悉クト云
ウテモ宜イ位ニ負擔ヲシテ居ル生活必要品
デアアル、消費稅、即チ通行稅織物消費稅、
其他是等ノ今回政府ノ提案サレテ居ル廢稅
ニ反對スルト云フコトヲ申上ダテノデハ
ナイ、併ナガラ之ヲ廢シ、サウシテ一部分
ノ中産階級ニ對シテ減稅ヲ行ハレタモノヲ
引括メテ、之ヲ全國民ノ頭ノ上ニ分賦スル

結果ハ、中産階級以下ノ大多數ノ庶民階級
ニ對シテ減稅ノ結果ニナラスシテ、是等ノ
人トニ増稅ノ結果ニナルコトヲ大藏大臣ハ
御認ニナルカドウカ、即チ大藏省——大藏
大臣ノ方針ハ、或ル局部ノ一部ノ者ニ媚ヒ
テ、大多數ノ民衆ニ増稅ヲ行フノデアアル
マイカト斯ウ云フノデアアル、是ガ政府ノ社
會政策的施設ト相矛盾スルモノデアナイカド
ウカト伺フノデアアル、若シ是ガ矛盾シナイ
ト言ハル、ナラバ、現政府ノ主張ハ、少數
ノ或ル有産階級ニ媚ビテ、大多數ノ無産階
級ヲ虐ゲル結果ニナルト私ハ思フノデアリ
マス、之ヲ明瞭ニ數字ヲ擧ゲテ、私ノ主張
ニ誤リアルナラバ、此壇上ニ於テ御答ヲ願
ヒタイノデアアル(拍手)

○議長(粕谷義三君) 濱口大藏大臣

(國務大臣濱口雄幸君) 只今砂田君ノ御

質問ニナリマシタ一點デアリマス、是ハ私
明瞭ニ御答致シマス(總テノ點ニ付テ)ト
呼フ者アリ)只今ハ此點ダケハ明瞭ニ致シ
テ置キタイト云フノデ、御質問ニナリマシ
タノハ一點デアリマス、其點ダケニ付テ御
答ヲスレバ宜イト思ヒマス、ソレハ極メ
テ重要ナル事柄デアリマス、砂田君ノ御尋
ノ要旨ハ、中産階級ノ中デ下ノ方ニ居ル所
ノ人ニ對スル所ノ負擔ハ、此度ノ政府ノ
稅制整理ノ計畫ニ依リテ幾ラカ減ジテ居ル
ナリマシタ、減ジテ居ル、其減ジテ居ル
モノヲ補填スルガ爲ニ、無産階級ノ負擔ニ
ナルベキ所ノ消費稅ヲ上ダテ居ル、即チ中
産階級ノ負擔ヲ、無産階級ノ負擔ニ移シタ
モノデアルト云フコトヲ、政府ハ承認スル
ヤ否ヤト云フコトデアリマス、是ハ此度ノ
稅制整理ノ根本ニ對スル所ノ重大ナル點デ
アリマスルガ故ニ、明瞭ニ答辯ヲ致シマ
ス、政府ハ左様ナル事ヲ斷ジテ承認ヲ致シ
マセヌ(拍手)砂田君ハ恐ラクハ一種ノ誤解
ヲ御持ニナッテ居ルノデアアルマイカト、
私ハ失禮ナガラ想像ヲ致シマス、若シ酒、
煙草ノ如キ所ノ嗜好品ヲ用ユル者ガ、無産
階級ノ人トノミデアッテ、中流以上ノ人ト

ハ酒モ飲マヌ、煙草モ喫マヌト云フコトデ
アッタナラバ、如何ニモ御説ノ通りデアリ
マス、併ナガラ酒ニ致シマシテモ、此度値
上ヲ致シマシタ所ノ煙草ニ致シマシテモ
無産階級ノ人トモ用ヒマスレバ、中産階級
ノ人トモ之ヲ用ヒ、上流階級ノ人トモ之ヲ
用ユルノデアリマス、即チ國民全般ニ用ユ
ル所ノ品物デアリマスルガ故ニ、此酒、煙
草、清涼飲料ニ對シ、新ニ稅率ヲ增加シ定
價ヲ引上ダ、或ハ新ニ稅率ヲ起シマシタ所
デ、ソレガ無産階級ノミノ負擔ヲ增加スル
ト云フコトニハナリマセヌ(拍手)中産階級
以上ノ者ニ向テモ、同様ノ負擔ヲ課スル
モノデアリマスルガ故ニ、ソコデ砂田君ノ
所謂中流階級ノ負擔ヲ減少シタモノヲ、無
産階級ノ負擔ニ移スト云フコトニ對シテハ、
斷ジテ政府ハ承認ヲ致ス理由ガアリマセヌ
(拍手)

(加藤鑠五郎君登壇)

○加藤鑠五郎君 今回政府ガ提案サレマシ
タル稅制案ハ、政府ガ屢、聲明サレル所、
及先日來ノ御演説ニ徴シテ見マスレバ、一
面ニ於テ負擔ノ均衡ヲ圖ルト共ニ、他面大
ニ社會政策ノ爲ニ稅制ヲ整理サレタト云フ
コトデアリマス、果シテ然リト致シマスレ
バ、洵ニ慶賀スベキ事デゴザイマスルナレ
ドモ、退イテ之ヲ調査研究致シマスル時ニ
於キマシテ、只今砂田君ノ御説ノアリマシ
タル如ク、私共ハ寧ロ社會政策ノ跡ガ薄イ
ノミナラス、却テ社會政策ニ相反シタル點
多クアルヲ見ルノデゴザイマス、之ヲ個々
ノ稅目ニ付キマシテモ申述ベタイコトモア
リマスルガ、是ハ此場合ハ遠慮致シマシテ、
他ノ機會ニ讓ルノデアリマスルガ、私ノ御
尋致シタイコトハ、昨日政友會ノ大口君ノ
質問ニ對シ、即チ大口君ノ反社會政策的稅
制デハナイカト云フ質疑ニ對シマシテ、濱
口大藏大臣ハ個々ニ見レバ社會政策ニ相反
シタルモノアレドモ、大體カラ見レバ大ニ
社會政策ノ意義ヲ發揮シテアルノデアアル
ノ御答辯ガアッタノデアリマスルガ、私ハ
此答辯ニ對シマシテ、全ク相反シタル考ヲ
持ツノデアリマス、即チ個々ニ就テ見レバ

局部々々大ニ社會政策ノ意義ガアルノデア
リマスルガ、大體ニ之ヲ見ル時ニ於キマシ
テ、社會政策ニ相反シテ居ルト思フノデア
リマス、只今砂田君ヨリ致サレマシテ質疑レ
タル點、私ハ之ニ對スル答辯ニ於テ稍要領
ヲ得タ如クデアリマスルガ、尙ホ明瞭ヲ欲シ
マスルガ爲ニ、大體直接稅、間接稅ノ二ツ
ニ別ケテ私ハ質疑致シテ見タイト思ヒマ
ス、先ツ直接稅ノ方面ヨリ見マスレバ、濱
口藏相ハ所得稅ニ於テ免稅點ヲ引上ダテ、
營業稅ニ於テモサウデアアル、地租ニ於テモ
地價二百圓以下ノモノハ減ジタ、是レ洵ニ
社會政策ノ跡ヲ見ルノデアリマシテ、相續
稅ニ於キマシテモ左様デアリマシテ、此額
約一千七八百萬圓デアアルト思フノデアリマ
ス、一面如何ニモ社會政策ガ斯様ニ行ハレ
テ居ルヤウデアアル、又藏相ハ中産以下ニ於
テ此千八百萬圓ヲ減ジタ代リニ、資產
階級ニ於テ資本利子稅ヲ新ニ設ケテ千四百
萬圓位、相續稅ノ累進率ヲ高クシテ千六百萬
圓位、約二千萬圓位資產階級ニ新ニ負擔
ヲ課シタ、即チ中産階級ニ一千九百萬圓位
減ラシテ、資產階級ニ二千萬圓位課シタ、
此事ヲ聞キマスレバ如何ニモ社會政策ガ此
稅制ノ上ニ現レテ居ルヤウデアリマスル
ガ、今一步立入レテ見ル時ニ於キマシテ、
其然ラザルヲ見出スノデアリマス、即チ所
得稅ニ於キマシテモ、法人所得稅ノ改正ノ
爲ニ約半分ハ減ジテ居ルノデアリマス、地
租ニ於キマシテモ、大地主モ此一分減ノ爲
ニ是モ約半分程減テ居ルノデアリマス、營
業稅ニ於テモ、大約半分程減テ居ルノデ
アリマシテ、此減ジラレテ額ガ又千八九百
萬圓アルノデアリマス、是ハ資產階級——
比較的富豪階級、資產階級ガ減ジテ居ルノ
デアリマス、一面ニ於キマシテ二千萬圓増
加シタ額ヲ減テ居ルノデアリマス、相
加シタル額ガ減テ居ルノデアリマス、相
稅均衡ノ上ヨリ見マスレバ、或ハ結構デアリ
マスルガ、社會政策ノ意義カラ申シマスレ
バ、物ハ變レドモ新ニ左ノ手ニ二千萬圓ノ
荷物ハ持シタガ、從來右ノ手ニ持シテ居ル殆
ド同様ナ重サハ取ラレタト云フコトデアアル

ノデアリマス、是デ政府ガ屢言ク中産階級ニ於テ千八九百万圓減シタ、資産階級ニ於テ二千万圓新ニ殖シタ、斯ウ云フ廣告吹聴ト云フモノハ殆ド帳消ニサレテ居ルノデアリマス、是ニ於テ此中産階級以下ニ於テ減ゼラレマシタル千九百万圓位ノ此缺點ヲ、歳入ノ上カラ其儘切テ棄テマスレバ、富豪階級ガ二千万圓殖エタコトデ、中流以下ガ千八九百万圓減リマシテ、社會政策ノ實現ハ茲ニ見出サレルノデアリマスガ、政府ハ歳入ニ若シキ變化ナキ程度ニ於テ今度ノ稅制整理ハシタト云フコトデアリマスルガ故ニ、然ラバ眞ニ社會政策ニ徹底セムトスルナラバ、此新ニ中産階級以下ニ於テ減タ所ノ額ヲ、資産階級ニ於テ更ニ加ヘネバナラヌノデアリマス、然ルニ之ヲ先刻砂圍君ノ御説ノ如ク下ニソレ以下ノ下層社會ニ持テ來タ、政府ガ效能書ヲ吹聴サルルガ如キ社會政策ノ實ガ何處ニアルノデアリマスカ、次ニハ此間接稅、通行稅以下ノ消費稅、通行稅ニ於テ約一千万圓、織物、綿織物、消費稅ノ廢止ニ依リマシテ約二千万圓、賣藥稅ニ於テ一千万圓、醬油稅ニ於テ六七百万圓、此額ガ昨日ノ御演説デ約五千三百万圓計リト申サレタノデアリマスルガ、是レ結構デアリマス、併シ私ハ先刻來ノ質問應答ヲ承テ居リマシテ、疑キヲ得ザルコトハ、通行稅ノ廢止ノ如キ、政府ハ此通行稅ノ廢止ヲ公共團體ニ於テ此機會ニ値上スルニ對シテハ、出來ルダケカヲ盡スト云フ御説デアリマシタガ、現ニ此通行稅廢止ヲ目當ニシテ既ニ値上ヲ計畫シテ居ル都府ガアルノデアリマス(拍手)現ニ只今名古屋市ハ、電氣ノ四錢、通行稅ヲ交ゼテ五錢、只今市會ニ通行稅ノ廢止ヲ目當ニシテ之ヲヤテ、市會ニ提案シツ、アルノデアリマス、是等ニ對シテ察シテ當局ノ大臣ハ責任ヲ以テ此實金値上ヲ防止サレル此聲明ガ出來ザルノデアリマスルカ、又賣藥稅デアリマスルガ、是ハ如何ニモ私ハ只今ノ裁相ノ御説ニ賛成ヲ致ス者デアリマス、主義ニ於テ洵ニ結構ナルコトデアリマスルガ、是モデス、必ズ其内ニ自然々々ノ

間ニ、一般ノ買フ者ニハソレガ消エテ無クナルノデアリマス、只今ハ一千万圓、之ニ依テ國民ノ負擔ガ免レタト云フコトニナルノデアリマスルガ、自然ノ間、例ヘバ十錢ノ藥——一錢ノ税金——印紙ヲ貼テアテリマスル十錢ノ藥ガ、只今デハ一錢ヲ引イテ九錢ニ賣レカモ知レマセヌ、併ナガラ何時ノ間ニカ是ガ十錢ニナツテ來ル、是ハ當然ノ事デアアルノデアリマスガ、是モ私ハ今ハ略シマス、仍テ此消費稅ニ依リマシテ、約五千三百万圓減ラサレタノデアリマスルガ、之ヲ補填スル爲ニ此頃中議論ノアル清涼飲料稅、或ハ骨牌稅、或ハ「アルコール」ヲ含ム飲料「ビール」、酒、斯ウ云フモノニ増稅ヲサレル、之ニ對シマシテ昨日大口君カラモ御議論ガアリマシタガ、私共ノ見ル所ニ依リマスレバ、清涼飲料稅是ナドモ比較的結構デアアル、又骨牌稅、「ビール」是等モ勿論幾分清涼ノ飲料ニナルノデアリマスルガ、唯、酒ニ至リマシテハ、私共如何カト思ヒマスルガ、此議論モ私ハ省キマサレテ、殘ル所尙ホ千三百万圓、直接稅ノ方デ約千五六百万圓、即チ三千万圓程尙ホ足ラナイノヲ、今度煙草ヲ持テ來テ之ヲ補填サレルト云フ所ニ、私共異議ガアルノデアリマス、先刻來——只今モ政府ノ此稅制ニ對スル所ノ意義ヲ明カニスル爲ニ、煙草ハ單リ下層ナ者ノミデナイ、上流中流ノ者モ之ヲ喫ムト云フ御辯明ガアリマシタガ、是ハ當然ノ事デアリマスルガ、併ナガラ之ヲ我國ノ今ノ實際ノ有様ニ見マスルトキニ於キマシテ、資産階級ノ人モ喫ムヲ吸フ、無産階級ノ人モ朝日、數島ヲ喫フ、其嗜好ニ於テ、價ニ於テサウ大シタル莫ク差別ガナイノデアリマス、一面シテ又富豪デアアルガ故ニ煙草ヲ一日二十箱宛吸フ、貧乏人デアアルガ故ニ半箱措クト云フモノデアリマセヌ、果シテ然リト致シマスレバ、此煙草ハ誰ガ一番多ク買フカト云ヘバ大多數ノ國民デアアルノデアリマス、大多數ノ國民、即チ中産以下若クハ無産階級

ノ者ガ買フノデアリマス、然ラバ此中産階級以下ノ減免サレタル所謂政府ノ社會政策ナルモノノ資ハ、國民多數ノ無産階級ト申シマスルカ、下層ナル國民ガ之ヲ負擔スルコトニナルノデアリマス、即チ是ガ社會政策ニ大ニ相反シテ居ルト云フ點デアアルノデアリマス、裁相ハ只今煙草ハ富豪モ吸フ、單リ無産階級ノ者ノミデハナイト云フコトヲ御答辯ニナリマシタガ煙草ノ顧客ノ大多數ガ無産階級ニ近キ者デアリマシタナラバ、確ニ此中産階級ノ減免サレタル額ハ、無産階級ガ負フト云フコトニナルノデアリマス(拍手)是ニ對シテ堅白異同ノ辯デナクシテ眞面目ノ御答辯ヲ私ハ促シタイト思フノデアリマス(拍手)殊ニ私ハ此際關稅ニ付テ一言致シタイト思ヒマス、此頃來關稅ト稅制トハ別個ノ問題デアアルト云フ御説明ガ、タノデアリマス、當然デアリマス、關稅ノ改正ト稅制ノ此整理トハ別個ノモノデハゴザイマスルナレドモ、關稅ノ改正ノ結果、平年一千九百万圓ツツ増收入ガアルト云フコトデアリマス、多クノ御説ニ依レバ是以上ノ收入ガアル、果シテ然ラバ別個ナル問題デアリマスルガ、國民ノ財布ノ上カラ見レバ別個ニシテ別個ナラズト言ハザルヲ得ヌノデアリマス、此關稅ノ改正、此増收入ニ依リマシテ受クル所ノ打擊ハ誰ガ一番多イノデアリマスカ、我國ノ關稅ハ多ク原料若クハ生活必需品デアリマス、仍テ之ニ依テ受クル所ノ打擊ハ中産以下下層ノ大多數國民デアアルノデアリマス、固ヨリ今回ノ關稅ニ付キマシテモ清涼飲料稅モ若クハ生活ノ必需品ニ對シテハ、ソレ相當ノ改正ガ行ハレテ居ルコトデアラウトハ思ヒマスナレドモ、大體ニ於テ是ハ國民多數ガソレダケ負擔ヲ負ハナケレバナラヌノデアリマス、ソレト逆ノ方面カラ見マスレバ、産業保護トカ、或ハ産業政策ノ上ヨリ見マシテ、理屈ハアルデアリマセウガ、此關稅改正増收入ノ結果、利益ヲ受ケルノハ私ハ資産階級デアリナイカト思フノデアリマス、斯本利子稅、相續稅ノ累進率ノ増加、斯様ナ

コトニ依テ如何ニモ資産階級ガ新ニ負擔ヲ多クシ、中産階級ニ如何ニモ社會政策ガ行ハレテ居ルヤウデアリマスガ、實ハ是ハ口ニ密アツテ腹ニ劔アル遺方デアリマシテ、民衆ヲ喜バシテ、而シテ最モ民衆ニ不利益ナル負擔ヲ持タシムルモノデアリマスマイカ(拍手)何處ニ社會政策ノ意義ガアリマスカ、私ハ社會政策——社會政策如何ニモ憲政會諸君ノ一手販賣ノ如ク申サレルノデアリマスガ、嘗テ平民ノ友タリシ濱口裁相ハ、今ヤ此平民多數ノ民衆ノ利益ヲ衷切テ寧口富豪ノ膝下ニ拜跪シタト云フ結論ニナルノデアリマス(拍手、ノウ)甚ダ私共遺憾ニ思フノデアリマス、是等ニ對シテモ私ハ裁相ノ誠意アル所ノ御答辯ヲ煩シタイト思フノデアリマス、私ハ此場合、問題ニナリマシタガ、煙草ノ事ニ付テ極ク簡單ニ一言シタイト思フ、從來モ煙草ノ値上ハアツタノデアリマスガ、是ハ煙草ノ自體ノ採算上、是ハ已ムヲ得ザルノ値上デアツタノデアリマス、原料品中ガ高クナツテ算盤ガ合ハナイト云フ煙草自體ヨリ來リシ所ノ値上デアツタノデアリマスルガ、今回ハ同ジ値上デアリマシテモ全然別箇ノ意味デアリマシテ、煙草自體ノ採算上ヨリ來ラズシテ、此補填ノ爲ノ値上デアアルノデアリマス、是ニ於テ私ハ裁相ニ御尋シタイ、此稅制案ハ議會ヲ通過スルデアリマセウガ、併シ是ハ分ラナイ、若シ此稅制案ガ不成立ニナツタ場合ハ煙草ニ依テ得タル利益二千二百万圓ヲドウナサルノデアリマスカ、是ハ決シテ普通ノ自然増收デアリナイノデアリマス、稅制案ガ通過シタト云フ後ニコソ此煙草ノ増稅ハ意義ガアリマスルガ、此稅制案ガ通過セザリシトキハ此二千二百万圓ハドウナルノデアリマスカ(拍手)私ハ之ニ對シテ裁相ハドウ云フ責任ヲ通過セザルトキニハ御持ニナリマスカ、私ハ之ヲ伺ハザルヲ得ヌノデアリマス、煙草ハ今年ノ大正十四年度ノ豫算ニ依テ見マスレバ、利益ハ一億三千万圓ト思フノデアリマス、今度ノ豫算ニ依テ見マスレバ、一億五千二百万圓位ニナツテ居ルノデアリマスルガ、煙草ノ賣上高ハ昨年

ハ二億四千萬圓位デアリマシテ、利益ハ正ニ六割位デアルト思フデアリマス、是程暴利ナルモノガ何處ニ在ルノデアリマスカ、更ニ之ヲ二割上ダルトキニ於キマシテハ、七割カ或ハソレ以上ノ利益ノアルコトデアルカモ知レマセヌデアリマス、藏相ハ常ニ物價調節、生活ノ安定ト云フコトヲ十年一日ノ如ク主張サレルノデアリマス、昨年ニ於キマシテモ緊縮財政、我國ノ財政ハ今ノ儘ニシテ置イタナラバ破産スルデアラウト云フ立場ヨリ致サレマシテ、緊縮、上下心ヲ協セテ勤儉力行スベシト云フ所ヨリシテ、緊縮豫算六千八百萬圓バカリ切去ラレタノデアリマス、是デ以テ物價ノ調節モ出來ル、我國ノ財政モ救ヘルト御公言ニナリマシタガ、幸ニ我國ノ財政ハ破産ヲシナカッタ、然ルニ藏相ハ其舌ノ根未ダ乾カザルニ、色々理由ハアルデアリマセウガ、本年ハ十五億九千八百萬圓ト云フ龐大ナル豫算ヲ編成サレタノデアリマス、我國ノ財政ハ御心配ニナリヤウニ破産ヲシナカッタ、破産ヲシタノハ藏相ノ緊縮主義ガ破産シタノデアリマス(拍手)物價調節ノ此藏相ノ主義モ亦破産シタノデアリマス、是等ニ對シマシテ藏相ハ如何ナル御所見ガアルノデゴザイマセウカ、私ハ先日吉植君ノ御説ニモ在リマシタ如ク、加藤友三郎内閣ノ時ニ於キマシテ煙草ノ値下ヲ致シタノデアリ、當時政府ハ物價調節ノ爲ニ努力致シマシテ、煙草ノ下級品ノ値下ヲ致シタ、其時ニ發表シタル聲明書ニ依リマシレバ、之ニ依リテ國庫ノ失フ所約六百萬圓ニ近キモノガアル、國庫トシテハ甚ダ是ハ苦痛ニハ感ズルナレドモ、已ムヲ得ズシテ手本ヲ示シタト云フコトヲ發表致シタノデアリマス、藏相ハ――

平素物價調節ヲ叫バレタル濱口藏相ハ、之ニ對シテドシナ御感ジガアルノデアリマスカ、(サールベル)内閣ト云フ、官僚内閣ト云フ加藤友三郎内閣デスラ引イタノデアリマス、私ハ是等ノコトニ就キマシテモ願クバ藏相ノ御感想ヲ承リタイト思フデアリマス、之ハ要シマサルニ今回ノ此稅制整理ハ名譽メテ美ニシテ、實ハ富豪ニ媚ビ、下層社會ノ負擔ヲ重クシタノデアリマス、藏相ノ只今ノ御聲明ハ吾等ノ見ル所ヲ以テスレバ根柢ヨリ破壞サレタモノデアルト思フデアリマス、此點ニ付キマシテ今ノヤウナ諒辯ヲ弄スルコトナクシテ、眞面目ニ吾等ノ會得スルヤウニ御答辯相成ランコトヲ切望スルデアリマス(拍手)

〔國務大臣濱口雄幸君登壇〕

○國務大臣(濱口雄幸君) 只今加藤君ノ御演説ヲ能ク承テ居リマシタガ、多クハ御意見若クハ御批評デアリマス、其中御質問デアラウト私ガ思ヒマシタ其要點ニ付テ、二三ノ御答ヲ致サウト思ヒマス、第一ニハ此度ノ政府ノ稅制整理ニ依レバ、直接國稅ニ於テ社會政策的ノ意味ヲ以テ地租ノ免稅ヲ新ニ設ケ、營業稅ノ免稅點ヲ引上ゲ、所得稅ノ免稅點ヲ引上ゲ、相續稅ノ免稅點ヲ引上ゲテ、之ニ依リテ幾ラカノ減少ヲ見テ居ルノデアリガ、其反對ニ直接國稅ノ增加シテ居ルモノハ、相續稅ノ上ノ方ノ稅率ノ引上ガ幾ラ、資本利子稅ノ創設ニ依リテ幾ラ、差引キ幾ラノ減收ニ當リテ居ル、然ルニ其上ニ更ニ營業稅ノ廢止、營業收益稅ノ新設ニ依リテ四百餘萬圓ノ減額ヲ示シテ居ル、所得稅法ニ於テモ免稅點ノ引上以外ノ方法ニ依リテ、五百餘萬圓ノ減收ヲ示シテ居ル、斯様ニ致シテ見ルト直接國稅ノ減收ガ餘程大キクナルヤウデアルト、此免稅點以外ノ所得稅ノ減收ト云フコトト、營業稅ノ減收ト云フコトト、ハ社會政策ニ合致シナイデハナイカト云フ御趣意ノヤウニ私ハ承リマシタ、若シ左様ナ意味デアッタト致シマスルト、是ハ能ク御考慮ヲ願ハナケレバナラヌト思ヒマス、此度ノ稅制整理ニ於キマシテハ、全部社會政策的ノ見地ノミニ基イタノデアリマセヌ、主トシテ社會政策的ノ效果ニ重キヲ置イタト云フコトハ申上ゲマシタ、主力ヲ社會政策ニ注イダコトハ勿論デアリマスケレドモ、此以外ニ於テ第二ノ目的ト致シマシテ、事業ノ基礎ヲ鞏固ナラシメ、産業ノ發達ヲ助成スルガ爲ニ行ヒタノデアルト云フコトハ、昨日ノ說明ニ於キマシテモ極メテ明瞭ニ申上ゲテ置イタ積デア

リマス(拍手)即チ加藤君ガ只今御指摘ニナリマシタ所ノ免稅點以外ノ點ニ於ケル所得稅法ノ改正ニ依リテ生ズル所ノ五百數十萬圓ノ減稅、營業稅ヲ廢シテ營業收益稅ヲ設ケマシタ其差引ノ減收ノ四百十餘萬圓ト云フモノハ、即チ事業ノ基礎ヲ鞏固ナラシメ、産業ノ發達ヲ助成スルコトハ、是即チ事業ノ改正デアリマシテ、是ハ社會政策トハ何等ノ交渉ガナイノデアル、此事ハ現内閣ノ稅制整理ノ計畫ノ全體ト致シマシテ、極メテ重要ナル點デアリマスカラ能ク御了解ヲ願ヒ置キタイト思ヒマス、即チ所得稅法ノ改正ニ於キマシテハ、法人ノ留保所得ニ於ケル所ノ累進的課稅ヲ廢止致シマシテ、最低限度ノ比例ト爲シマシタコトハ、是即チ事業ノ基礎ヲ鞏固ナラシメ、會社ノ積立金ヲ多カラシムル所以デアリマス、現行ノ營業稅ヲ全廢致シ、之ニ代フルニ純益ヲ標準トスル所ノ營業收益稅ヲ設ケマシタコトハ、是即チ商工業ノ發達ヲ助成セントスル所以デアリマス、其他地租ノ點ニ於キマシテ一步減テ行ハントスルノモ、是亦土地ノ負擔ヲ輕カラシメ、農村ノ振興ヲ圖リテ土地ニ對スル所ノ投資ヲ容易ナラシメ、便利ナラシメントスル爲デアリマシテ、何レモ産業ノ發展ヲ助成スル爲デアリマス、隨テ此内閣ノ出シマシタ所ノ稅制整理ノ此諸案ノ中ニ於キマシテ、能ク御了解ヲ下サツテ、此點ハ如何ニモ社會政策的ノ見地ニ基イタモノデアアル、此點ハ社會政策ニハ關係ナク、事業ノ基礎ヲ鞏固ニ致シ、産業ノ發展ヲ助成セントスル趣意ニ出タルモノデアルト云フコトヲ篤ト御了解ヲ得タイト思ヒマス、其次ニハ酒煙草ノ事ニ付テ更ニ御述ニナリマシタガ、是ハ屢々繰返シテ申シマシタカラ此上更ニ說明ヲ申上ゲル必要モナイカト考ヘマス、唯 最後ニ御質問ニナリマシタ煙草ノ値上ト云フコトハ物價ノ調節ニ反スルデハナイカ、加藤友三郎内閣ノ時ニ於テ、物價調節ノ一策ト致シテ煙草ノ下級品ノ値下ヲ行ヒ、之ニ依リテ約六百萬圓ニ近イ所ノ減收ヲ致シタノデアアル、然ルニ憲政會ハ從前物價ノ調節ヲ力説致シテ居リタニ拘ラズ、

此度煙草ノ値上ヲ實行致スト云フコトハ、是ハ物價ノ調節ノ趣意ニ反スルモノデハナイカト云フ御疑デアリマス、此點ハ如何ニモ御尤千萬トハ承リマシタガ、併ナガラ此煙草ノ値上ヲヤリマセヌケレバ、屢々繰返シテ申シテ居リマス通り、通行稅ノ廢止モ出來マセヌ、綿織物消費稅ノ廢止モ出來ナイノデアリマス、私ハ煙草ノ價值ヲ引下ゲルヨリモ、寧ろ國民生活ノ絕對的必要デアリマス所ノ綿織物、賣藥、汽車、電車ノ運賃、醬油ト云フヤウナモノ、價值ヲ下ゲル方ガ遙カニ物價調節ノ趣旨ニ合致スルモノデアルト云フコトヲ信ズルモノデアリマス(拍手)其次ニ御質問ニナリマシタコトハ煙草ノ値上ハ昨年十一月七日ニ之ヲ實行致シタノデアル、是ハ稅制整理ノ一方法デアアルガ、若シ此機會ニ於テ不幸ニ致シテ政府ノ稅制整理案ガ通過致サナカッタトキニ於テハ、煙草ノ値上ヲ先ンジテ行ハタル其責任ヲドウスルカト云フ御質問デアッタヤウデアリマス、苟モ政府ガ國家國民ノ爲ニ必要デアリ、且ツ適切デアルト云フコトヲ責任上確信ヲ致シマシテ作ラタル所ノ稅制整理ノ諸案、是ハ諸君ノ御諒解ヲ得マシテ立派ニ貴衆兩院ヲ通過スルコトヲ確信致シテ居ルノデアリマス、其確信ナクシテ稅制整理ノ法律案ヲ出スト云フガ如キ無責任ナルコトハ致シテ居リマセヌ、隨テ煙草ノ値上ヲ實行致シマスルトキニ於テモ、是ト關聯ヲ致シテ居ル所ノ稅制整理ノ諸案ハ、諸君ノ御協賛ヲ得テ通過ニナルモノト信ジテヤッタノデアリマス(拍手)

○加藤五郎君 私ハ他ニ質問者ノ方ニモ多イノデアリマスルガ故ニ、政治道德ヲ重ンジマシテ是デ省キマスガ、唯實際當面ノ問題トナツテ居リマスル通行稅廢止後ノ電車ノ値上問題デアリマス、現在名古屋市ノ市會ニ是ガ提案ノ運ニナツテ居ルト云フコトデアリマス、之ニ對シテ果シテ市會ガ通過致シマシタナラバ如何サレカト云フコトヲ此場合當局大臣、ドナタデモ宜シイガ御答辯ヲ願ヒタウゴザイマス

○議長(粕谷義三君) 若槻内務大臣

(國務大臣若槻禮次郎君登壇)

○國務大臣(若槻禮次郎君) 通行税廢止ノ利益ヲ公共團體ノ財源ニスルト云フコトノ取締ハ、政府ハ十分之ヲ致スノデアリマスガ、只今御質問ニナリマシタ名古屋ノ電氣鐵道ノ賃金ノ事ハ承ル所ニ依レバ名古屋ノ電氣鐵道賃金ハ從來割合ニ低イトカ云フ事デアリマス、ソレ故ニ昨今サウ云フ論ガ出テ居ルト云フコトデアリマスガ、政府ハ之ニ對シテハ十分ナル調査ヲ致シ、然ル後政府ノ意思ヲ決定スル積リデアリマス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 議事進行ニ對シテ發言ヲ求メラレテ居リマス、田淵豐吉君

(田淵豐吉君登壇)

○田淵豐吉君 諸君私ハ此壇上カラ諸君ノ眞面目ナル良心ニ懇へ、又國民ニ對シテ諸君ノ任務ヲ十分ニ盡サレルヤウニ御願致シタイト思フ、私ハ此頃田舎(歸)テ居タガ、矢張深刻ナル所ノ人間ノ生活上ノ争ガアルノデアル、此議會デ何カ知ランケレドモ、最も重要ナルモノハ此稅制ノ整理デアルト云フコトヲ政府モ言ヒ、諸君モ言ヒテ居ル、然ルニ此國民ノ重大ナル所ノ案ヲ議シヤウトスルニ當リ、聞ク所ニ依レバ僅カ四人位ノ者デ質問ヲ打切テシマフ、ソレモ本黨ト政友會ガ二人ゾ、デ、他ノ新正會ヤ無所屬ノ者ハ議論ガ出來ナイ、ソレ等ノモノハ抛テ置イテ、四人ダケデ打切テシマフト云フコトデアル、其方法デ行クト、無所屬ヤ新正會ノ者ハ數ガ少イカラ議論ガ出來ナイト云フコトニナル、一體諸君ハ數ガ多イトカ少イトカ云フケレドモ、數ガ多イト云フヤウナコトハ駄目ダ、諸君ガ言フ所ハ如何ナル事ヲ質問スルノデアルカ、唯、數字ダケノコトデ、三千圓ヲ二千圓ニスルトカ、四千圓ヲ三千圓ニスルトカ云フヤウナ妥協論デ、此廣汎ナル稅制、國家國民ノ大ナル問題ニ關スル方策ニ付テハ言ウテ居ナイデハナイカ、況ンヤ此新正會、無所屬ノ諸君ニハ色々ノ意見ガアル、煙草ノ値上ヲシテ、通行稅、織物稅、賣藥稅ヲ廢スルトカドウダトカ言フテ居ルガ、又一面ニハ家屋

稅ヲ新設シテ大ナル負擔ヲ國民ニ負ハシメヤウトスル重大ナル問題モアル、ダカラ唯單ニ一寸二十分ヤ三十分、或ハ一時間位時間ガ遅レルト云フヤウナ問題デアリマセヌ、諸君ノ背後ニハ六千万國民ノ安危ガ繫テ居ルノデアル、諸君ガ言ウテ居ル社會政策ト云フコトハ、唯、議論ダケノ問題デアナイ、此議場デ諸君ハ唯數ヲ以テ押通サウトシテ居ル、少數ノ者ヲ無視シテ、新正會ヤ無所屬ハ少數デアルカラト言フテ、弱イ者ヲ苛メテ居ル、社會政策ノ外、此問題ハドウデアル、諸君等ハ數ヲ以テ押通サウトシテ居ルガ、少數黨ト雖モ其言フ所ハ諸君等ヨリエライ所ガアル、例ヘバ名古屋ノ政爭問題ニ就テモ此田淵豐吉君起テ諸君ニ大反對ヲシタデハナイカ、又昨年吾々ハ露西亞ノ現狀カラ露西亞ノ公使館ヲ大使館ニシロト云フコトヲ僕等ハ喧シク言フタガ、果シテ大使館ニシテハナイカ、治外法權ノ事ニシテモサウダ、僕ノ提案ハ通テ居ルデハナイカ、何デモ諸君ハ反對ヲスルガ、吾等ニ跟イテ來テ居ルデハナイカ、シテ見ルト必シモ數ガ多イカラト言フテモ、多イ許リデハ何ニモナラフ、此天定法ト人定法トハ天ト人間トノ關係ヲ對シテ規定シテ居ルハナイカ、然ルニ諸君ガ重大ナル此問題ヲ議スルニ當リテハ、少數ノ意見モ聽クベシ、況ンヤ同僚ヲヤ、況ンヤ國民ヲ代表シテ居ル無所屬、新正會五十人ノ者ニ一言モ質問ノ機會ヲ與ヘナイデ、諸君ハ多數ヲ以テ質問ヲ打切ラウトスル、ソレデ僕ガ先ニヤルトカ誰ガ先ニヤルトカ言フテ、私設委員ガ議席間ヲ廻テ居ルノハ何事デアル、故ニ吾々ハ此討論ハ成ベク時間ヲ短クシテ早くシマフヤウニシテ、五分デモ或ハ十五分デモ、成ルベク多クノ人、各派ノ違タ者ニ質問ヲサセテ、最も廣ク各派ノ人ニヤラセルコトガ日本人トシテ最も必要ナコトデアル、賢明ノ者デモ多クノ意見ヲ聽カナイ程馬鹿ナ者ハ無イ、諸君ハ賢イト思ウテ居ルカ知ラヌガ、諸君ハ馬鹿ダ、サウ云フ者ガ集テ此議會デ議決スルカライケナイ、

ドウカ少數ノ者モ質問シ應答ノ出來ルヤウニ願ヒタイ、諸君モ御承知ノ通り二十五名ガ交渉團體デアルカラ二十三名デハ駄目デアアル、委員モ何モ出セナイ、ソレデ今朝ノ豫算總會ハドウカト云フト、現ニ憲政會アタリノ人ハ黙テ居ルガ、本當ニ財政論ヲ知テ居ル者ハ二人カ三人シカ居ラヌ、サウ言フヤウナ人ガヤテ居ル、吾々ハ馬鹿タカモ知レマセヌガ、五年ナリ十年ナリヤテ居ルカラサウ馬鹿デナイヨ、諸君考ヘテ見ナサイ、ソシナ人ガ集テモ駄目ダ、故ニ諸君——諸君ハ成ベク多クノ人ニ言ハセテ、廣ク議論ヲ聽イテ、サウシテ良イ稅制ヲ拵ヘ、日本人ノ生活ヲ安定ニシ向上ヲ圖ル爲ニ、諸君ハ成ベク多クノ者ノ意見ヲ聽カレ、無所屬ノ者デモ、新正會ノ者デモ、時間ハ短クテ宜シイ、五分デモ十分デモ言ハセテ、衆智ヲ集メテ良イモノヲ作リタイト云フコトヲ望ムノデアリマス、ドウカ諸君ハ各派ニ二人トカ三人トカト云フコトデナク、成ベク簡潔ニ議論ヲ盡サシメテ後打切ルヤウニ願ヒタイト思フ、甚ダ失禮デゴザイマスケレドモ、私ノ衷心ヲ披瀝スル次第デゴザイマス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 次ハ赤間嘉之吉君

(赤間嘉之吉君登壇)

○赤間嘉之吉君 成ベク簡單ニ質問ノ要點ヲ述ベテ見タイト思ヒマス、政府ハ負擔ノ均衡、社會政策、斯ウ云フ意味ニ於テ稅制ノ整理ヲスルコト云フコトヲ仰セラレテ、諸般ノ法律案ヲ御出シニナテ居リマスルガ、此中ニ付キマシテ、マダ整理ノ出來テ居ナイノガアルヤウニ私ハ思ヒマス、自作農保護獎勵、斯ウ云フ法案モ御出シニナテ居リマスルガ、私ノ見マスル所デアハ、登錄稅法ノ如キハ何等御提案ニナテ居リマセヌ、登錄稅ノ中デ見マスルト、或ハ地上權、小作權ノ取得ニ付テ、不動産ノ價格ニ付テ千分ノ二乃至五ノ登錄稅ガ掛カテ居ル、今日小作問題ノヤカマシイ各地ニ於テ、小作爭議ガ盛ニ行レテ居リマスルトキニ、此小作權ノ取得ニ付テ、其小作權ノ登錄ヲスル場合ニ、不動産ノ價格ノ千分ノ二乃至五ノ登錄稅ヲ課スルト云フヤウナコトハ、考ヘナケレバナラヌ問題デアルト思ヒマス、更ニ賃借權ノ取得、所謂小作ノ契約ヲ致シマスルトキニ、小作人ノ方ガ賃借權ヲ取得致シマスル場合ニハ、不動産價格ノ千分ノ一乃至二ノ登錄稅ヲ拂ハナケレバナラヌト云フ、小作人カラ稅金ヲ取ルヤウナ事ニナテ居リマス、或ハ船舶ニ付キマシテ漁業者ガ一葉ノ船ヲ借ル、サウ云フ場合ニ於テモ登錄稅致シマスルニハ、矢張登錄稅ハ船舶ノ價格ノ千分ノ一乃至二ノ登錄稅ヲ拂ハナケレバナラヌト云フコトニナテ居ル、最も甚シイノハ質權、抵當權デス、之ニ就テ現ニ今自作農ノ保護獎勵ノ法律案ヲ出シテ居ラル、所ノ政府ガ質權、抵當權——不動産ニ對スル質權ヲ設定シ、或ハ抵當權ヲ設定スル場合ニ、大キイ農民ハ問題デアゴザイマセヌケレドモ、中産以下ノ農民ガ、或ハ病氣ニ罹リ或ハ不慮ノ災難ニ罹テ借金ヲシナケレバナラヌ、信用ハナイ、已ムヲ得ズ自分ノ祖先傳來ノ不動産ヲ擔保シテ借金ヲシナケレバナラヌト云フ場合ニ、其債權金額——借金ヲスル金額ノ千分ノ六——千圓ノ金ヲ借ルニハ六圓モ借金稅ヲ拂ハナケレバナラヌト云フヤウナコトニナテ居リマス、誠ニ是ハ殘酷ナル稅デアルト考ヘル、唯、法律ノ表面カラ申シマスルト云フト、質權抵當權ノ取得トアリ、債權金額ノ千分ノ六ト云フコトニナテ居リマスルカラ、抵當權ヲ取得スル人ガ稅金ヲ拂フヤウニ見エマスルケレドモ、今日全國幾百千ノ銀行ガ金ヲ貸シテ居リマセウ、抵當權ヲ取テ金ヲ貸シテ居リマスルガ、金ヲ貸ス場合ニ稅金ヲ拂テ貸シテ居ル人ガ何處ニアリマセウカト思ヒマス、皆斯ウ云フモノハ債務者ノ方カラ稅金ヲ拂テ居ルコトニナテ居リマス、借金稅位殘酷ナ稅ハナカラウカト考ヘマス、或ハ通行稅ガ酷イトカ、自家用ノ醬油ニ稅金ヲ課スルノハ酷イ、賣藥ノ稅金ハ免除シナケレバナラヌト云フ政府ガ、此借金稅ヲ矢張其儘ニ存置シテ居ルト云フコトニ氣付カナカタト云フノハ、ドウ云フ譯デゴザイマセウカト思ヒマス、單リ不動産ノ

究ノ範圍ガ廣汎デアリマシタガ爲ニ、租稅ノ全部ニ及フコトガ出來マセヌノデ、隨テ登録稅、鑛產稅、鑛區稅、其外赤間君ハ御指摘ニハナラナカッタデアリマステレドモ、砂糖消費稅、印紙稅ト云フガ如キモノハ此度ノ整理ニハ遺憾ナガラ間ニ合ヒマセヌノデ、是ハ第二次ノ整理ニ讓ル外ハナイト考ヘマス、議會ノ終了後ニ於キマシテ出得ル限リ速ニ調査立案ニ著手致ス考デアリマス、左様御承知ヲ願ヒマス、官有地ノ課稅ニ付キマシテハ、是ハ、御尤デアリマス、既ニ國稅ヲ課シマセヌ以上ハ……

〔粕谷議長議長席ヲ退キ小泉副議長代リ著席〕

附加稅ヲ取ルコトガ出來マセヌ、隨テ其公共團體ニ於テハ財政ノ經理上困難ヲ感ジテ居ルト云フコトハ、政府ニ於テモ察シテ居ル所デアリマスガ、是ハ租稅ノ制度ト云フ問題ヲ離レマシテ、他ノ方法ニ依テ何トカ致スト云フコトヲ考究スル外ニハナカラウト思ヒマス、其他清涼飲料ノコトニ付キマシテハ、他ノ大臣カラ御答ガアラウト思ヒマス

○副議長(小泉又次郎君) 若槻内務大臣〔國務大臣若槻禮次郎君登壇〕

○國務大臣(若槻禮次郎君) 赤間君ノ御質問中、鑛業用ニ使テ居ル家屋ノ如キモノハ、從前地方稅ヲ課スルコトガ出來ナカッタノデアルガ、今回家屋稅ヲ設ケルニ付テ、ソレニ課稅セラル、ヤウニナルカドウカト云フ御質問デアラウト思ヒマス、鑛業法ノ第八十八條ノ第二項ハ、依然トシテ殘テ居ル考デアリマス、此度ノ家屋稅ヲ規定シタ地方稅法ノ中ニハ何等ノ規定ガアリマセヌカラ、當然此地方稅ノ除外トシテ鑛業法第八十八條ノ第二項ガ適用ニナリマシテ、直接鑛業用ノ工作物ニハ課稅セヌ、鑛業用ニ使テ居リマス家屋、即チ炭坑納屋ト申スヤウナモノハ、即チ直接鑛業用ノ工作物デアリマスカラ、是ハ課稅スルコトガ出來ズ、從前通り免稅セラル、次第デアリマス

○副議長(小泉又次郎君) 岡田文部大臣〔國務大臣岡田良平君登壇〕

○國務大臣(岡田良平君) 只今赤間君カラ御尋ノゴザイマシタ清涼飲料ニ關スル稅ヲ設ケマスル爲ニ、修學旅行其他ノ際ニ於テ學生ノ健康衛生上ニ及ボス影響如何ト云フ御質問ガアッタデアリマスガ、學生ガ多數修學旅行等ヲ致シマスル場合ニ、飲料ハ其土地ノ飲料ガ衛生上適當デアルト認マシタ時ニハ、是ハ生水ヲ用ヒルコト致シテ居ルノデアリマス、又其土地ノ飲料水ガ性質不良デゴザイマシタ時ニハ、煮沸シテ之ヲ用ヒルト云フコトニ致シテ居リマス、實際ニ數日ノ生徒ニ「ラムネ」其他ノ清涼飲料ヲ供給スルト云フコトハ事實上出來マセヌノデ、左様ナ事ハ致シテ居ラナイ譯デアリマスカラ(拍手)今回ノ課稅ヲ致シマシテ考ヘテ居リマス

○副議長(小泉又次郎君) 森田金藏君〔森田金藏君登壇〕

○森田金藏君 稅制整理ノ事ニ付キマシテ一寸御伺シタイト思フノデアリマスガ、先輩各位カラ數日ニ互テ色々ナ御質問ガアリマシテ、私ノ間ハントシテ居リマスコトモ大半了解ヲ致スコトニナリマシタガ、此度新ニ制定セラレマシタ營業稅得稅ノコトニ付テ大藏大臣ニ御伺フシタインデアリマス、多年私共此實業ニ從事シテ居リマス者ハ、營業稅ノ不備ニシテ洵ニ不條理ナル法律デアルト云フコトハ、度々當議場ニ於テモ懇ヘタノデアリマス、幸ニ政府ハ之ヲ用ヒラレマシタカ、此度ノ稅制整理案ニ營業稅ヲ全廢サレルト云フコトハ、實ニ立派ナル御處置デアルト私共ハ思フノデアリマス、所ガ此度ハ名ガ變テ營業稅得稅ト出タノデアリマス、無論稅ノ均衡ヲ保ツ爲ニト云フ御趣旨ニハ違ヒナイカモ存ジマセヌガ、此度ノ御趣旨ノ中ニ社會政策ト云ヒ、産業保護ト云ヒ、貿易ノ増進ト云ヒ、色々ナ御趣旨ガアリマスルノニ、今御制定ニナシタ此收得稅ニ向ヒマシテ私ガ熟ク之ヲ見マスルノニ、此收得稅ニ關係シテアリマスル一カラ十九マデニ係ル、即チ營業者ニ限リテ同ジ陛下ノ赤子デアアルニモ拘ラズ、何等

カ差別的ノ待遇ヲ受ケルヤウナ感ジガ致シマスル(拍手)其理由ハ斯ウ云フコトデアリマス、大體稅ノ根本ハ所得稅ニ依テ其大黒柱トスル、サウシテ地租ト從來ノ營業稅ノ二ツノ稅ガ之ヲ支ヘテ居ッタカノ如キ習慣デアリマシタケレドモ、此營業稅ナルモノハ御存知ノ通りニ、三十一年以後僅ニ起ラタ稅ガ段々膨脹シテ今日迄ニ至リタ稅デアラテ、稅トシテハ甚ダ不都合極ム稅デアラ、故ニ之ヲ改善サレルト云フコトハ洵ニ結構デアリマスガ、大體所得稅ヲ御取ニナル以上ハ、營業稅得稅ヲ御取ニナルト云フコトハ矛盾デアリナイカト思フ、何故ナレバ所得稅ニハ其收得カラ起ラタ稅ガ無諸這人テ取ラレテ、サウシテ營業上カラ起ラタモノモ其所得ノ中ニ含味スベキモノデアアル、此度改正ニナリマスル地租ノ改正ニ於テモ、地租ハ明年カラハ其貸賃價格ニ依テ取ル、今年ハ前年ノ通りデアリマスガ、然レバ貸賃價格ニ依テ地租ト云フモノハ地主ガ拂フベキモノデアラッテ、決シテ農家ノ農業行爲稅デアリナイ、明カニ此地租ト云フモノハ地主ノ所得ニ依テ生ズル所ノモノデアアル、故ニ地主デアレバ必ズ此根本タル所得稅、ソレニ次イデ地租ヲ拂フ、所ガ何ゾ圖ラン現ニ日本ニ居ル商工業ヲ營ンデ居ル所ノ多數ノ人間ガ地租ヲ持ッテ居ル、サウスルト是ハ所得稅ヲ拂ヒ、地租ヲ拂ヒ、營業行爲稅ト云フ特別ノ稅ヲ拂フト云フコトニナル、他ノ種族ノ方々ハ營業ヲ爲サラヌ——今度ノ收得稅ニ依テ十九箇條ノ營業ヲ爲サラヌ方々ハ、所得稅ト地租ト此二ツヲ拂ハバ宜イコトデアアル、同ジ國民デアラッテ片一方ハ農業ニ從事シテ農業行爲稅ハナイ、地租ハアル、併ナガラ十九箇條ノ營業ヲ營ンデ居ル多數ノ者ハ、産業ヲ立派ニ保護シテ内國貿易ヲシテ盛ナラシメ、其内國ノ産業ヲモ甲カラ乙ニ之ヲ轉々賣買シテ、其經濟ヲシテ圓滿ナラシムル所ノモノハ即チ商賣人デアアル、其商賣人ニ産業ヲ盛ナラシメ、貿易ヲ盛ナラシメルト云フ大趣旨ニ反シタ此重稅ヲ課セラレルト云フコトハ、商賣ト云

フコトヲ爲ス所ノ者ニ差別ノ待遇ヲサレテ居ルカノ如ク、私ハ感ゼラレルノデアリマス(拍手)故ニ此點ニ於テ他日政府ハ、今ハ此均衡上、又收支ノ關係上、此度ノ整理ハ年額收入ヲ減サナイヤウニト云フ意味デ、遺憾ナガラ此法律ハ拵ヘル、デアアルケレドモ、他日ソレハ取ルト、斯ウ云フ御意見デアリマスレバ、ドウモ國家有用ナ時ニ商賣人ガ、明治三十一年以來二十八年間納メテ來タ稅ノ所請階カデー——階カ稅ト私ハ申シテタイト思フ、其階カ稅デアリマスカラ、必要ナ國家有用ナモノデアレバ納メモ致シマセウト存ジマスケレドモ、斯ル稅ノ體系論ニ於テ——小川先生モ昨日モ色々體系論ガゴザイマシタガ、併シ體系論ニ於テ既ニ私ハ矛盾シテ居ルト思フノデアリマス、ドウシテモ茲ニ大本トシテ、大黒柱トシテ所得稅ガアル以上ハ、所得稅ニ次イデ財產ニ依ル地租、或ハ家屋ニ依ル家屋稅、サウ云フ風ニ此財產カラ生ズルモノハ已ムヲ得ヌガ、併ニ商賣ヲスル、轉々産業ヲ盛ナラシメ、貿易ヲ盛ナラシメ、國家ノ經濟ヲ圓滿ニスル所ノ業務ヲ掌ッテ居ル此營業者ノミガ、第三者ニ一ツ違タ稅ヲ受ケナケレバナラヌト云フコトハ、同ジ陛下ノ赤子トシテ、差別待遇ヲ受ケテ居ルカノ如キ感ジガゴザイマスルガ、之ニ就テ大藏大臣ハ如何ニ御考ヘ遊バサレマスカ、御聽キ申シタイ、是ガ一ツデアリマス、極ク私ノ御尋スルコトハ簡單デアリマスガ、今申上ダタ通りニ萬已ムヲ得ズ此收得稅ハ此議會ガ通過シ、兩院ガ通過シマシテ法律トナレバ從フコトニナルデアラウト存ジマスガ、其曉ニ於テ私ハ御尋申シテ置キタイコトガモウ二ツアル、一ツハ此度ノ稅制整理ニ於テ所得稅ノ免稅點ノ八百圓ヲ千二百圓マデ上ダラレ、サウシテ大藏大臣、御說明ニナルノニ、今日一箇月ニ百圓以下ノ收入ノ者デ到底所得稅ヲ拂フト云フコトハ酷デアアル、故ニ之ヲ千二百圓マデ上ダタイト云フ御名論デアアル、如何ニモ私モサウ思フ、今日ノ物價カラ考ヘレバ、千二百圓ノ免稅點マデ御引上ニナシタト云フコトハ、確ニ社會政策ノ意味ガ含

ンデ居ルト思フ、然ラバ其極ク小サナ營業ニ依テ取得スル所ノ者ノ免稅點ヲ四百圓ニ限ラレトハドウ云フコトデアアルカ、所得稅點スラ千二百圓マデノ免稅點ガアルノニ、同ジ所得稅ヲ納メ、地租ヲ納メタ上ニ營業行爲稅ヲ拂フ者ガ、其地租ヲ拂フダケノ力モナイ、地租モ持テ居ラヌ、資本モ少イ、サウ云フ小資本ヲ持テ爲ス所ノ營業者ニ四百圓ト云フ限定ヲ置カレトコトハ、是ハ所得稅ノ千二百圓トノ權衡ヲ保テ居ラヌモノデハナイカト思フノデアリマス、此點ニ於テドウ云フ風ニツレハ權衡ヲ保テ居ルト云フ御明答ガアルナラバ伺ヒタイト思フ、モウ一ツ私ガ伺ヒタイコトハ、營業ヲ爲ス所ノ者ガ、斯ノ如ク他ノ種族——他ノ營業者ト申シタイ、他ノ業者ニハ課セラレナイ營業行爲稅ヲ課セラレタ上ニ、尙ホ其母體タル所得稅トノ權衡ニ、不權衡ナル四百圓ノ免稅點ガアルト云フコトガ既ニ不思議デアアル、尙ホ其上ニ不思議デアリマスコトハ、此營業ヲ爲ス所ノ其商人ノ大小ヲ論ゼズ、上ハ三菱商會社ヨリ、三井物産、下ハ各全國ニ連テ居ル所ノ多數ノ營業者ガ、此國家經濟ヲ圓滿ナラシメル所ノ大ナル使命ヲ持テ、天職ニ任ジテ之ヲ爲シテ居ル所ノ者ニ向テ、所得稅ニスラ帳簿ヲ調ヘルト云フ規定ガナイニ、此度新ニ制定サレタ此二十五條ヲ見マス、收稅官吏ハ其店舖ニ至テ帳簿、物品ヲ検査スルコトガ出來ルト書イテアル、又其二十六條ニハ或ハ之ヲ組合ニ依テ調ベサセルト云フコトガ書イテアル、大體是ハ申告稅デアアル、國民ヲ御信用ナス、政府ガ斯ノ如キ國家有用ナル金デアアルカラ、前達ハ辛抱シテ出セヨト云フ所ノ御趣旨デアラナラバ、申告ニ重キヲ御置キニナルト云フコトガ當然ノ事デアルト思フ、然ルニ此申告稅デアアルノニモ拘ラズ、獨リ營業者ノミガ何カ罪人デアアル、偽リヲ初カラ構成スルモノ、如ク假定サレ、サウシテ其店舖ニ至テ帳簿ヲ調ベ、又其器具ヲ調ヘルト云フヤウナコトガ此法律ニ、而モ大正ノ此御代ノ法律ニ置カレタト云フコトハ、私共營業者トシテ

ハ忍ブヘカラザルコトデアルト思フ、故ニ大藏大臣ハ或ハ二十六條ニサウ云フ場合ハ政府ハ同業組合、其他ノモノニ依テ調ベサセルト云フコトモアルト書イテアルデハナイカト仰セラレルカモ知レヌ、是ハ大ニ違フ、二十五條ニ於テハ明ニ其官吏ガ店舖ニ至テ帳簿及器具ヲ取調ヘルト云フコトニナテ居レバ、今日マデヤリ來テ營業稅デモ政府ノ御役人ニ向テ、多クノ國民ガ苛欲誅求ヲサレルト云ウテ怨言ヲ放テ、所ノモハ此處ニアル、故ニ是ハドウシテモ御取リニナテ、申告ニ重キヲ置イテ、若シ其申告ヲ偽ル者ニハ當然國法ヲ以テ重ク處セラレテ、國民ノ納稅思想ヲ政府ハ我物ナリ、今日ノ政府ヲ支ヘテ居ルモノハ吾々デアアル、法律ガ決テ以上ハ當然納稅ノ義務ノアルモノデアルト云フ觀念ヲ御教ニナルコソ、大藏大臣ノ爲サルベキ仕方デアラウト私ハ思フ、然ルニ大藏大臣ハ法律ノ制定ノ前ニ、既ニ國民ヲ罪人デアアルカノ如ク、或ハ偽リノ申告ヲスルモノデアルト假定サレテ、此法律ヲ制定サレタト云フコトハ、明治ノ御代ニ於テ(笑聲起ル)甚ダ私ノ取ラヌ所デアアル、明治ハ過ギテ大正トナテ居レバ、尙更改善サルベキモノデアラウト思フ、私ハ此意味ニ於テ、此三ツノ箇條ニ對シテ明答ヲ願ヒタイ、前ニ申上ゲタ差別的待遇ニナラヌカ、稅ノ本質カラ地租ヲ取リ、所得稅ヲ取リ、稅上ニ、尙ホ營業稅ヲ取ルト云フコトハ同ジ臣民ニ差別ヲシテ居ルノデナイカト云フコトガ一ツ、モウ一ツ免稅點ヲ所得稅點スラ千二百圓マデニ上テ居ルノニ、其收得稅ヲ四百圓マデニ限ラレタト云フ其打算ハ何所カラ來タカト云フコトヲ御伺ヒシタイ、モウ一ツハ申告稅デアアル、國民ノ思想ヲ善導シテ政府ハ我物ナリ、政治ハ自分ノ雙肩ニ擔テ居ルモノデアアルカラ、國家有用ナル金ハ偽ラズ納稅スベシト云フ所ノ此大本ニ逆ラシメルベク、申告ニ重キヲ置カシメ、若シ申告ヲ偽ル者ハ是ハドウモ國家ニ向テ偽リヲ爲ス者デアアルカラ、此法律ニアル如ク相當ナ稅ヲ課セラレ、或ハ罰則ニ問ハレルコトモ當然ノ歸結デアラウト私ハ思フノデア

リマス、サウシテ此度ノ營業收得稅ニ於テ大藏大臣ハ他ノ先輩ノ御質問ニ對シテ御說明ニナテ、斯クシテ政府ハ六千四百萬圓ガ四百萬圓程減ルノダト云フヤウナ御說明デアアル、或ハ五千九百萬圓位ニナルト云フ、是ハ法律ニアル如ク大正十六年度カラ始メルコトデアリマシテ、無論推定デアラウテ思フ、ケレドモ此推定ハ何ニ依テ——未ダ申告セザル所ノ稅ヲ何ニ依テ斯ウ云フ御推定ガ出來タカ、若シ此推定ノ仕方ニ依テ誤リアリトスレバ、已ムヲ得ズ、又苛欲誅求ト云フヤウナ怨言ヲ受ケルヤウナ基ヲ茲ニ貽シテ居リハシナイダラウカト思フノデアリマス、要領ハ四ツニ分レマスガ、斯ク申上ゲマシタナラバ、能ク御分リ下サタコトデアラウト思ヒマス、滿場ノ各位ニ於テモ此點ハ御疑問デアッタラウト思フ、先輩諸君ガマダ此點ハ御尋ニナラヌヤウニ考ヘマシタカラ、差出ガマシウゴザイマスガ御尋ヲ致シマス(拍手)

○副議長(小泉又次郎君) 濱口大藏大臣

(國務大臣濱口雄幸君登壇)

○國務大臣(濱口雄幸君) 森田君ノ御質問ニ御答ヲ致シマス、第一ニハ此度現行ノ營業稅ヲ廢シテ、新ニ營業收益稅ヲ設ケルコトニナラヌガ、其營業收益稅ト云フノハ、營業ノ純益ヲ標準ニシテ課稅スルガ故ニ、所得稅ト重複デハナイカト云フ意味ノ御質問モアツタヤウデアリマス、是ハ屢、申シマス通り、直接國稅ノ體系ハ今日ノ所得稅ニ改善ヲ加ヘマシテ、之ヲ國稅ノ中樞ト致シマシテ、其所得稅ニ固著致シテ居リマス所ノ種々ノ缺點ヲ補充スルガ爲ニ、各種ノ補充稅ヲ設ケテ其缺點ヲ補ヒ、其補充稅トシテ擇ビマシタノガ即チ地租、營業收益稅、資本利子稅デアリマス、家屋稅ハ是ハ他ノ意味ニ依テ地方ニ委ネタノデアリマス、ソコデ地租ノ課稅標準ハ今日ハ法定地價デ、其法定地價ノ不公平ナルコトハ御承知ノ通りデアリマスカラ、政府ハ之ヲ十七年度カラ賃賃價格ニ改メ、ソレニ依テ大體公平ヲ得セシメル、ソレカラ資本利子稅ト云フモノハ從來ナカクデアリマスガ、

是ガアリマセスト云フト、他ノ資本ニ對シテ補充稅ヲ取テ居ルニ拘ラズ、公債、社債、銀行預金等ニシテアル所ノ其財產ニ對シテ何等ノ課稅ガナイト云フコトハ、體系上ニ都合デアルト云フ理由ヲ以テ、新ニ資本利子稅ヲ設ケマシタ、ソコデ其次ハ營業稅ノ順番デアリマスガ營業稅ハ今日ノ所、外形標準稅デアリマスケレドモ、御承知ノ通り、此外形標準稅タルヤ、營業稅創設初年タル明治三十年以來、惡稅タル所ノ非難ガ絶エマセヌ、歴代ノ内閣之ニ向テ屢、局部的ノ改正ヲ加ヘマシタケレドモ、何ト致シマシテモ其標準ニナテ居リマス所ノ資本金額、賣上金高ト云フモノガドウシテモ其收益ニ相伴ヒマセヌ、其收益ニ伴フモノヲ標準ニシテ課稅ヲスルト云フコトハ、應能課稅ノ原則ニ反スル、營業者ノ負擔ガ甚シイト云フノデ、數年ニ亙ツテ、若クハ十數年ニ亙テ非常ノ苦情ガアツタノデアリマス、其苦情ヲ根本的ニ救済スルガ爲ニハ是迄ノヤウナ區々タル局部的ノ外形標準ノ改正デハ追付クモノデナイ、隨テ寧ろ一歩ヲ進メテ、一足飛超エマシテデス、直ニ其營業ノ收益ヲ捉ヘテ之ヲ課稅標準トスル外ニハ營業稅法ノ改正ノ仕方ガナイノデアリマス、是ニ於テ此度ノ改正案ニ於テハ營業ノ純益ヲ押ヘテ、其課稅標準トスル所ノ營業收益稅ヲ設ケタノデアリマシテ、其所得稅ニ對スル所ノ關係ハ、恰モ地租ノ所得稅ニ關スル關係ト同一デアリマス、ソレヲ稱シテ重複課稅ト申スナラバ、申セナイコトモアリマスマイケレドモ、是ハ一般所得稅ニ對スル補充稅デアリマスガ故ニ、組織ト當然ノ事デアリマス仍テ一般所得稅ト營業收益稅トハ重複スルモノデハナイ、若シソレガ重複スルト云フナラバ、地租モ重複スル資本利子稅モ重複スルト謂ハナケレバナラヌデアリマス、其機會ニ於テ森田君ノ御質問ニナリマシタ、商工業者ハ所得稅ヲ納メ、又營業收益稅ヲ納メ、其上更ニ營業稅ニ使用致シテ居ル所ノ地租ヲ納メルト云フナラバ、是ハ三重ノ稅ヲ納メルノデアアル、

ナタノデアリマスガ、私ガ此際御尋ヲ致シタイト思ヒマスノハ、政府ハ明治六年地租改正條例ニ基キ、土地丈量ノ爲ニ當時全國人民ノ立替ヘテ置イタ所ノ金額、其當時ノ約三千万圓、其一部ヲ償還シ大部分ヲ其儘ニシテ居ルノデアリガ、之ヲドウスル考デアルカ、之ガ私ノ質問致シタイ點デアリマス、即チ明治六年地租改正條例ヲ發布セラレマシテ、政府ハ全國ニ令シテ一齊ニ土地ノ丈量ヲ致シ、人民ハ政府ト共ニ協力シテ萬難ヲ排シテ之ニ從事シ、明治十三年ニ至テ之ヲ終ラシメテデアリマスガ、其費用ニ關シマシテ、政府ハ全國各府縣中、佐賀縣及長崎縣ニ對シテハ、其中ノ官有地ノ測量費ヲ全部官費デヤリ、熊本縣ニ對シテハ縣民ノ反對ニ遭テ途中カラ官有地ノ測量ヲ官費ニ直シ、其後明治二十一年ニ至リマシテ、福岡縣ノ鞍手郡外二郡ノ要求ニ對シテ、官有地ノ測量費八千餘圓ヲ償還致シテ居ルノデアリマス、鹿兒島縣カラハ其以前ヨリ熱心ナル要求ガアリマシタ結果、閣議ニ於テ之ヲ償還スベキモノト決シテ、費用ノ調査提出ヲ命ジマシテ、二十四年ニ至テ其調査ガ終了シテ縣カラ費用ノ償還ノ請求ガ出マシタ、所ガ何故カ政府ハ該議ニ及バズトシテ之ヲ却下致シタノデアリマス、承ル所ニ依リマシタ、當時既ニ議會政治ガ行ハレテ居リマシタノデ

〔小泉副議長議長ヲ退キ粕谷議長復席〕

二十一年ハ政府ノ考ゲケデ之ヲ償却スルコトガ出来タケレドモ、是カラハ此費用ヲ償還シヤウトスレバ、議會ニ豫算ヲ作テ提出シナケレバナラヌ、然ルトキハ獨リ鹿兒島縣バカリデナク、全國各府縣ヨリ續々此要求ガ起ルデアラウ、財用多端ノ今日到底之ニ應ズルコトガ出来ナイカラ、是ハ當分止メタ方宜シイト云フノデ、其儘ニナシテ居ルト云フコトデアリマス、斯ノ如ク全國中、等シク政府ノ爲ニ費用ヲ立替ヘタニ拘ハラズ、一部ノ府縣ニ對シテハ之ヲ償却シ、他ノ多クノ府縣ニ對シテハ之ヲ償却セズシテ其儘ニ居ルト云フコトハ、甚ダ公平

ヲ缺イテ居ルト思フデアリマス、而シテ其金額ハ前申シマシタ通り、即チ一部償却シタルモノヲ差引キマスルト、當時ノ金——明治十三年ノ終リノ計算ニ依リマシテ、二千九百九万五千八百二十二圓八十六錢ニテ居ルノデアリマス、是ハ政府ノ調査ニ依リタモノデアリマス、假ニ五年五朱ノ利子ヲ加ヘマシテ、公債ノ如ク半期毎ニ之ヲ元金ニ加ヘテ参リマスト、昨年ノ終リマデ滿四十五年間ニ於テ、少クトモ三億近クノ巨額ニ達スルノデアリマス、當時ノ三千万圓ハ今日ノ實際ノ位ニ當ルデアリマセウカ、第一議會當時ノ豫算八千万圓デアリマシタノガ、今日殆ド其二十倍以上ニ達シテ居ル所カラ見マスレバ、假ニ之ヲ其當時ト同ジト致シマシテモ、三千万圓ノ金ハ今日優ニ六億万圓ノ巨額ニ相當スルデアラウト思フデアリマス、當時人民ガ非常ニ困難ニ堪ヘテ此金ヲ立替ヘタル結果ガ、僅々五十年ノ間ニ我國ハ非常ナル進歩發展ヲ致シタノデアリマスカラ、此際之ヲ地方ニ償却スルト云フコトハ、政府トシテ當然ノ義務デアラウト思フノデアリマス、殊ニ今日地方ハ此當時ノ丈量費ノ立替ガ原因トナテ疲弊ニ疲弊ヲ來シテ、今ヤ農村ハ滅亡ニ頻シテ居ル場合ニ於テ、依然此儘ニ放任シテ置キト云フコトハ甚ダ政府ノ爲ニ執リナイト思フノデアリマス、政府ハ今稅制改正ヲ爲スニ當リマシテ、此點ニ付テドウ云フ御考ヲ持テ居ルカト云フコトヲ承リタイノデアリマス、第二ハ賣藥稅ノ廢止ニ付テ御尋ヲ致シマス、政府ハ今回ノ財政整理ニ際シテ最モ重キヲ社會政策ニ置イテ、其意味ニ於テ賣藥稅ヲ廢止スルト云フコトデアリマスレバ、一體政府ハ賣藥ヲ以テ病ノ治療ニ關係アルモノト考ヘテ居ルノデアリカドウカ、又賣藥稅ノ由來ヲドウ御考ニナシテ居ルノデアリカ、賣藥ニ對スル政府從來ノ方針ヲ何時更ヘタノデアリカ、之ヲ御尋シタイノデアリマス、元來賣藥ト云フモノハ病ニ關係ノナイモノデアアル、病ニ關係ノナイ所ノ嗜好品デアリマス、之ニ稅ヲ掛ケマシタノハ、之ヲ以テ當時諸般ノ衛生施設ヲ爲

ス所ノ經費ニ充テヤウトシテ、其財源トシテ之ニ課シタノデアリマス、隨テ賣藥ハ害ノ無イト云フコトヲ原則トシテ、是ガ取締ヲ爲シテ居ルノデアリマス、私ハ此事ニ付テハ多ク辯ヲ費スノ必要ハアリマセヌ、之ヲ立證スル爲ニ、當時此賣藥ニ稅ヲ掛ケルコトニナリマシタ際、朝野ノ輿論トモ見ルベキ事情ヲ明カニ致シマスル爲ニ、茲ニ此賣藥ニ稅ヲ課スルコトニ對シテ最モ共鳴ヲセラレタ所ノ故福澤諭吉先生ガ時事新報ニ筆ヲ執ラレタ其第一節ヲ此處ガ御紹介致サウト思フノデアリマス、是ハ賣藥課稅論トシテ明治十六年時事新報ニ掲載セラレ、其結果トシテ都下ノ賣藥業者ノ爲ニ訴ヘラレテ一年半ノ鬨争ノ後ニ賣藥業者ノ敗訴トナタ由來ノアルモノデアリマス、極ク簡單ニ其中ノ一節ヲ引例致シマス、「賣藥課稅論 太政官第五十一號布告ニ付テ、太政官ハ第五十一號ヲ以テ賣藥印紙稅ノ規則ヲ布告シテ賣藥ノ定價一錢マデノモノハ一厘ノ印紙稅ヲ徵シ、二錢マデハ三厘、三錢マデハ三厘、以上同様ノ割合ニシテ物品ノ定價一割ノ稅ヲ課スル法ヲ定メラレタリ、新ニ課稅トアレバ隨分世間ノ論柄タルベキナレドモ、我輩ノ所見ニ於テハ此新稅法ヲ以テ甚ダ當ヲ得タルモノナリト斷定セザルヲ得ズ如何トナレバ、第一、賣藥ハ人ノ病ノ爲ニ效能ナキモノナリ、病ニ效ヲ奏スベキ程ノ藥品ナレバ之ヲ誤リ用ヒテ害ヲ爲スガ故ニ、政府ニ於テ之ヲ許サズ、無効無害、之ヲ服スルモノ可ナリ、服セザルモノナリ、水ヲ飲ミ茶ヲ飲ムニ等シク、香ヲ臭ギ胡椒ヲ嚼ムモ同様ノモノニシテ、始メテ發賣ノ許可ヲ得ルモノナレバ、名ハ藥ニシテ實ハ病ニ關係ナキ賣物ナリ、之ニ稅ヲ課シテ其品物ノ賣買ヲ左右變動スルモノ、人身ノ病理上ニ一毫ノ害ヲ致スコトナシ病ニ關係ナキ品物デアアル」第二、賣藥ハ、事實ニ無効ナルモノ、寒村僻邑醫藥ニ不自由ナル土地ニテハ、尙ホ之ヲ服シテ情ヲ慰ムニ足ルベシ、藥力ノ實ヨリモ唯ダ藥名ノ妙ヲ以テ冥々ノ效能ヲ見ルノ場合モアラント雖モ、是亦課稅ノ爲ニ其效能ヲ減ズルコトナシ、

賣藥者ガ稅ヲ課セラレタラバ、其藥ノ代價ヲ増スコトナラン、價ノ貴キ藥ハ效能モ亦妙ナリ、畢竟病ニ關係ナクシテ、唯妄想ノ情ニ關スルモノナレバ、藥ノ妙不妙ハ價ノ貴賤ニアルノミ、故ニ課稅ノ爲ニ從前十錢ノ品物ガ十一錢ニナリタレバ、則チ一錢藥效ヲ増スベシ、或ハ藥ノ量ヲ少クシテ其目方ノ一割ヲ減ズルモ亦半減ニスルモノ、其人情ニ感ズル所ハ、守札ノ紙幅ヲ大小スルニ異ナラズシテ、效用ハ依然タルベシ、水天宮ノ御札小ナリト雖モ、金比羅ノ守札大ナリト雖モ、其靈驗ハ同一様ナラム、第三、今回ノ課稅ハ賣藥禁止ノ旨ニ出デタルモノカ、又ハ歲入増加ノ爲ニシタルモノカトノ論アレドモ、我輩ニ於テ其主義ヲ問フヲ須ヒズ、規則發行ノ後ニ自然國中ニ賣藥ノ減ズルコトモアラムカ、毫モ憂フルニ足ラズ、或ハ依然トシテ其賣買ヲ増減スルコトアリトモ、唯其稅額ヲ以テ國庫ヲ富マスノミナラムカ、甚ダ妙ナリ、人民ノ思ナルハ意外ナルモノニシテ、賣藥ノ無効ヲ知ラザルモノナラズ、之ヲ信ジ之ヲ欲スルケレドモ錢ナキガ故ニ之ヲ買ハザルノミ、今後殖産ノ途次第二進ミ、國民ノ富ヲ増スニ依テ賣藥ヲ買フ者モ次第二増加スベキヤ明カナリ、全國一般ニ學問上ノ智識ヲ開キ、事物ノ原則眞理ヲ辯ジ、賣藥ノ無効ナルコトヲ解悟スルニ至ルハ蓋シ數百年ノ後ナルベシ、其害ヲ證セントナラバ、現ニ智識ノ淵藪ト稱スル官途ヲ見ヨ、口ニ天下ノ經濟ヲ論ジ政治ノ得失ヲ談ジナガラ、其口ニハ流行ノ賣藥ヲ嘗メテ自得スルモノアルニアラズヤ今日政府ハ斯ノ如キ考デヤッテ居ルカモ知レナイ、モウ一ツ申上ゲマス、方今我國ニ於テ衛生法ノ不完全ナルハ人ノ知ル所ナラム、國民食用ノ品類ヲ調査シ、有益ノ食物ヲ獎勵シ、新奇ノ物品ヲ探索シ、舶來ノ藥品ノミヲ仰ガズシテ自國生産製造ノ物ヲ利用シテ、其ノ及ブ所ヲ廣クシ、本朝國有ノ疾病ヲ研究試驗シテ特ニ其治療法ヲ求メ、濕氣疏通ノ工ヲ起シ、飲料清水ノ供給ヲ便ニシ全國衛生上ノ地圖ヲ製シテ健康地方ト不健康地方トヲ區別シ、流行病ノ有無性質ヲ吟

味スル等、千條万件枚舉ニ違アラズ、實ニ一國ノ大事業ト云フ可シ、此ノ事業ヲ起スニハ廣ク學醫ヲ集メザル可ラズ、各地方ニ賢員モ派遣セザル可ラズ是等ノ費用ニ充ツルニ今回ノ新稅額ヲ以テスルハ、不幸ノ金ヲ幸ニ利用スルモノト云フ可シ大體斯様ナ次第デアリマシテ、當時賣藥ニ課稅シタト云フコトハ、賣藥ヲ以テ病ガ治ルナドト云フ考ハ毛頭ナカクデアアル、藥ノ爲ニハ別ニ政府ハ藥品規則ヲ設ケテ、其藥品ハ無稅販賣サセテ居ルデアリマセヌカ、然ルニ此稅ヲ廢スル其理由ガ、社會政策ノ爲デアルト云フハドウ云フコトデアリマセウ、今日世界各國ヲ見マズレバ、競ウテ衛生施設ノ爲ニ力ヲ致シテ居ルデアリマセ、社會政策モ亦之ヲ中心トシテ施設致シテ居ルデアリマセ、會テ米國ノ大統領「ルーズウエル」ガ如何ニシテ米國ノ富源ヲ保護スベキヤト云フコトニ付テ演說ヲ申シテ居ルデアアル、吾々米國民ガ富源トシテ第一ニ保存シナケレバナラヌハ、米國ノ國土、山林、鑛山等、即チ土地及ヒ其大產物デアアル、第二ハ米國建國ノ歴史、制度及ヒ社會組織ヲ保存スルコトデアアルガ、第三ニ是等ニモ増シテ最も大切ナルモノハ、吾々米國民ノ精神の並ニ肉體の健全性ヲ保障スルコトデアアル(拍手)即チ之ガ爲ニハ、我ガ米國ノ富源ヲ永久ニ保存スルガ爲ニハ、吾々ハ全力ヲ盡シテ國民ノ保健政策ニ力ヲ致サナケレバナラヌト申シテ居ルデアアル(拍手)歐洲大戦後各國ハ銳意國民衛生保健ノ爲ニ力ヲ致シマシテ、英吉利、伊太利、佛蘭西、其他戰後ニ於テ衛生保健省ヲ設ケタモノガ現ニ十箇國モアルデアアル、是等ノ國ハ何レモ皆國民ノ健康ヲ保持スルコト云フコトガ、國家興隆ノ基礎デアルト云フノデ、之ガ爲ニハ殆ド其費用ヲ吝マナイノデアリマセ、續テ我國ヲ見マスルト國民ノ體カハ如何デアリマセウカ、今日吾々ハ平時ニ於テ白人諸國ト經濟的ノ競争ヲ致シテ居ルデアリマセウケレドモ、我ガ國民ノ體力ヲ彼等白人ノ體力ト比較シタラバ、ドウ

云フ考ヲ起スデアリマセウ、而モ國內ニハ假令バ一例ヲ舉ゲマスレバ、彼ノ癩患者ノ如キ、今日我國ニハ約三万ノ患者ガ居ルデアアル、之ニ對シテ政府ハ僅ニ療養ノ途ナキ者ノミヲ、公費ヲ以テ救助致シテ居ルデアリマシテ、其他ノ大部分ハ家庭ニ於テ暗黒ナ部屋ノ中ニ押込メラレテ居ルノデナケレバ、外國宣教師ノ手ニ依テ救濟ヲ致サレテ居ルノデアアル、凡ソ世界ノ一等國若クハ二等國ト稱スルモノ、中ニ於テモ、己ノ同胞ガ己ノ國內ニ於テ他國人ノ救濟ヲ受ケテ憂如トシテ居ル國ガアルデアリマセウカ(拍手)之ヲシモ矢張看過スルト云フナラバ、私ハ政府當局ノ良心ヲ疑ハザルヲ得ナアリマセ、米國ハ曩ニ我ガ移民ヲ排斥スル所ノ口實トシテ、十二指腸出ガ居ルカラ之ヲ一々檢査シナケレバ入ルルコトガ出來ナイト云フテ居ルニ、今日地方農民ガ十二指腸虫及ビ蛔虫等ノ寄生虫ノ爲ニ、如何ニ其勞働能率ヲ妨ダラレテ居ルカト云フコトハ、既ニ政府ニ於テモ十分御承知ノ苦デアアル、然ルニ調査タケハシタガ、之ガ救濟ノ方法ニ付テハ殆ド何等ノ施設ガナイノデアアリマセヌカ、僅ニ少額ノ金ヲ府縣ニ補助スルト云フニ止メテ、何等ノ施設ヲ致シテ居ラナイノデアリマセ、政府ガ眞ニ社會政策ヲ考ヘルナラバ、先ヅ以テ是等ノ憐レムヘキ癩患者ノ救濟、或ハ精神病患者ノ救濟、其他働クコトガ出來ナイ而シテ貧シキ者ノ階級ニ向テ、相當ノ施設ヲスルコトガ當然デアラウト思フニ拘ラズ、漫然唯賣藥稅ヲ廢シテ、之ガ社會政策ノ一端ナリト云フニ至テハ、私共何ノ意タルヲ解スルニ苦シムデアリマセ(拍手)今日新聞紙ノ廣告ヲ見マスルト、賣藥ト云フモノガ如何ニ社會ニ毒ヲ流シテ居ルカト云フコトヲ看過スコトガ出來ナイデアリマセウ、一例ヲ舉ゲマスレバ彼ノ「ドラク」ト云フモノ、廣告ヲ御覽ナサイ、其藥毒ニ病ニ關係ノ無イノミナラズ、其廣告ノ惡辣ナル、何人モ是ガ健全ナル家庭ニ入ルコトヲ快シトシナイデアリマセウ、既ニ或ル種ノ新聞ハ此廣告ノ掲載ヲ拒絕シ

ト云フ位デアアル、其他ノ三類スル所ノ廣告ハ殆ド枚舉ニ違ナイ程デアリマセウ、今政府ガ賣藥ノ爲ニ其稅ヲ廢シマシタナレバ、ソレニ依テ賣藥業者ノ利得スル一千二百万圓ト云フ莫大ナル金ハ何ニ變ルデアリマセウ、昨日内務大臣ハ地方僻遠ノ人ノ爲ニ云々ト云フコトヲ賣藥稅廢止ノ理由トシテ申サレタデアリマセウ、地方ノ質朴ナル人等ハ此廣告ニ誤ラレテ、田ヲ賣リ畑ヲ賣テ此賣藥ヲ買テ、サウシテ何等ソレガ爲ニ得スル所ナク、却テ病ヲ重カラシメテ、其投ジタル所ノ金ハ全ク彼等賣藥業者ノ懐中ニ這入リテシマフデアリマセ、此筆法ヲ以テ行キマスナラバ、此一千二百万圓ノ金ハ更ニ一層惡辣ナル宣傳ニ變テ、ソレ二十倍スル所ノ一億二千万圓ノ莫大ナル金ハ即チ彼ノ憐レムヘキ地方僻遠ノ人々ノ懐中ヲ掠ムル所ノ費用トナルデアリマセヌカ、此問題ハ單ナル稅制上ノ問題デアリマセヌ、其半面ニハ、我國ガ從來執リ來タ所ノ衛生政策ノ根本ニ觸ル、モノデアリマセヌ、答辯ヲ仰ギタイノデアリマセ、其次ハ同じク社會政策ノ爲ト稱シテハ明白ナル御答辯ヲ仰ギタイノデアリマセ、其答辯ニ付テハ、一體政府ハ清涼飲料水ト云フモノヲドウ御考ニナラシメ居ルデアリマセウ、清涼飲料水ハ御承知ノ通り保健上必要ナルモノトシテ嚴重ナル衛生警察監視ノ下ニ之ヲ許可シテ居ル所ノ水デアアル、酒、麥酒ト同視スルコトハ出來ナイノデアリマセ、即チ水ヲ一層清淨ニシテ、保健的ニシテ安全ニシタ所ノモノデアアル、今日人身ノ七割以上ガ水カラ成テ居ルト云フコトハ誰モ承知シテ居ルコトデアリマセウ、即チ水ハ他ノ食物ト同様ニ人身ニ一日モ缺クベカラザル所ノ榮養品デアアル、之ヲ制限スル爲ニ稅ヲ課スルト云フナラバ、結局米ニモ稅ヲ課スルト云フコトニナルデアリマセウ、其思想ヲ更ニ擴大スレバ極端ノ例デアリマセウケレドモ、空氣ニモ日光ニモ稅ヲ課セバナラヌト云フコトニナルデアリマセウ、政府ハ一方ニハ保健衛生ノ立場カラ傳染病豫

防ノ爲ニ井戸ノ生水ヲ飲ンデハイカヌ、又寄生蟲病ヲ防グ爲ニソコラニ流レテ居ル所ノ水ヲ飲ンデハイケナイト云フコトデアアル、水ニ付テハ嚴重ナル取締ト謂フヲ致シテ居ルデアリマセ、此點カラ考ヘテ水トシテ最も安心デアアル所ノ清涼飲料水ノ如キハ、一層之ヲ獎勵シテ安價ニ普及セシムルト云フコトガ政府ノ執テ居ル所ノ衛生政策上當然デアリマセヌカ、又法律ハ未青年者ニ對シテ酒ヲ飲ムコトヲ禁ジテ居ル、酒ニ代ルモノトシテ飲酒ノ癖ヲ矯正スル一ツノ手段トシテ、此清涼飲料水ノ獎勵ノ如キハ是亦適當ナルデアアル、之ニ對シテ課稅ヲスルト云フコトハ私共ドウシテモ之ヲ諒解スルニ苦ムデアリマセ、會テ亞米利加ガ禁酒法ヲ施行致シマシク結果、酒ノ稅ニ代フルニ清涼飲料水ニ稅ヲ課シマシク當時、米國ノ輿論ハ是ハ禁酒法ノ精神ニ反スルモノデアルト云フコトデアリマセ、大統領ハ遂ニ此清涼飲料水ニ課稅スル法律ヲ廢止ニ署名シタト云フコトヲ政府ノ御覽ニナルデアアルカ他山ノ石トシテ御一考ヲ煩ヌノデアリマセ、殊ニ今回關稅定率法ヲ改正シ、其中ニハ酒石酸ノ如キ、枸橼酸ノ如キ、或ハ果實香料ノ如キ、是等ノ原料ニ對シテ殆ド從來ニ倍加スル所ノ稅ヲ課シテ居ルデアアル、即チ清涼飲料水ナルモノニ對シテ、二重ノ課稅ヲ致サントシテ居ルデアアル、藥ニアラザル所ノ賣藥ニ對シテハ稅ヲ課セス人身ノ生活ニ必要ニシテ最も獎勵スベキ衛生飲料水ニ對シテ課稅スルト云フコトハ社會政策上甚ダ矛盾デハナイカ、以上ノ點ニ付テ大藏大臣ノ御明答ヲ煩ハスデアリマセ(拍手)

○議長(粕谷義三君) 濱口大藏大臣 (國務大臣濱口雄幸君登壇)

○國務大臣(濱口雄幸君) 土屋君ノ第一ノ御質問ハ明治六年ノ地租改正條例ヲ實行致シマシタトキニ、民間ニ於テ土地ノ丈量費用ヲ立替ヘテ居ル者ガアル、ソレヲ民間ニ返スト云フコトガ必要デアラウト思フガ、政府ハ如何ニ考ヘルト云フコトデアリマセ、明治六年ノ地租改正條例ニ依テ著手

致シマシタル地租改正ノ事業ハ、御承知ノ通り明治十四年ノ十二月ニ至テ完了致シマシタ、ソレガ爲ニ要シタル官民雙方ノ經費ハ約三千七百萬圓、其中官費ガ八百萬圓デ、民費ガ二千九百萬圓デアッタコトハ只今土屋君ノ申サレタ通りデアリマス、政府ハ此民費デアッタ所ノ二千九百萬圓ト云フモノヲ只今民間ニ返スト云フコトニ付テハ、何等考ヲ致シテ居リマセヌ、而シテ此事タルヤ、此度ノ提案ニ係ル所ノ地租條例改正法律案ニモ、亦政府ノ方針ト致シテ居リマス所ノ、地租ノ法定價格ヲ改メテ、貸賃價格ニ依テ課税スルコトニスルト云フ其稅制整理ノ事業ニ對シテ、何等ノ關係ヲ有シナイ問題デアルト考ヘテ居リマス（拍手）第二問ハ、賣藥ハ嗜好品ニシテ藥ニアラズ、明治十六年ノ福澤翁ノ論說ヲ御引用ニナツテ御演說デアリマシタ、其御演說ハ謹デ承テ置キマス、承テ置キマスガ、政府ハ賣藥ハ嗜好品ニシテ藥ニアラズトハ考ヘマセヌ、屢、申シマス通り、貧困ニシテ醫師ノ診療ヲ受ケルコトノ出來ナイ所ノ病人ニ取テハ確ニ必要品デアルト確信ヲ致シマス（拍手）第三問ハ清涼飲料、是ハ保健上必要品デアルト云フ御演說デアリマスガ、此方コソ却テ嗜好品デアアル、此度政府ノ計畫ト致シマシテ、酒ノ稅ヲ七圓上ダルトソレニ伴テ麥酒ノ稅モ七圓上ダマス、是ハ現在ノ十八圓カラ二十五圓ニ上ダマス、故ニ其差ハ七圓デアリマスケレドモ、其割合ハ約四割ニ當ル、財源ヲ作ル上ニ於テ已ムヲ得ザルコト、ハ申シナガラ、相當ノ重稅デアルト政府モ思テ居リマス、斯様ニ麥酒ノ稅ヲ四割モ上ダマス、其稅源ヲ涵養スル必要上、清涼飲料ニ相當ナル課稅ヲシナケレバ、麥酒ノ消費ガ非常ニ減ズルト云フ廣ガアリマス、隨テ酒造稅——廣イ意味デ言ヒマス所ノ酒稅ノ資源ヲ涵養致シ、併セテ稅制整理ニ因テ生ズル所ノ財源ノ缺陷ノ

一部ヲ補填セシムガ爲ニ、嗜好品タル清涼飲料ニ對シテ輕度ノ稅ヲ課スルト云フコトハ是モ亦當然ノ事、且ツ已ムヲ得ザル事デアルト考ヘテ居リマスカラ、只今ノ土屋君ノ御演說ハ拜聽致シテ置キマスケレドモ、政府ハソレニ承服スル譯ニハ參ラヌノデアリマス

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、此場合内閣ヨリ通牒ヲ受領致シマシタ、書記官ヲシテ朗讀致サセマス
〔書記官朗讀〕
大正十五年一月二十六日
内閣總理大臣臨時代理
內務大臣 若槻禮次郎
衆議院議長粕谷義三殿
通牒
内閣總理大臣子爵加藤高明病氣ニ付本日內務大臣若槻禮次郎ニ内閣總理大臣臨時代理被仰付候
〔拍手〕起ル

○議長(粕谷義三君) 作問君ノ質疑打切ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(粕谷義三君) 御異議無シト認メマス、仍テ質疑ハ終結致シマシタ、是ヨリ日程第二十九、委員ノ選舉ニ移ルノデアリマスガ、之ニ先立テ御諮リ致シマス、即チ日程第二十二乃至第二十八ノ議員案モ、政府案ト共ニ委員ニ併セ付託シテ審議ヲ進ムルコト、致シマシテ、日程第一乃至第二十二ノ各案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シタイト思フノデアリマス、之ニ對シテ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(粕谷義三君) 次ハ日程第三十關稅定率法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス濱口大藏大臣
第三十 關稅定率法中改正法律案(政府提出) 第一讀會
關稅定率法中左ノ通改正ス
第四條 本邦ノ船舶ノ生産品若ハ輸出品又ハ本邦ヲ通過シタル物品ニ對シテ他國ノ船舶、生産品若ハ輸出品又ハ他國ヲ通過シタル物品ヨリモ不利益ナル取扱ヲ爲ス國ノ生産品若ハ輸出品又ハ其ノ國ヲ通過シタル物品ニ對シテハ勅令ヲ以テ物品ヲ指定シ別表ニ定メタル關稅ノ外其ノ物品ノ價格ト同額以下ノ關稅ヲ課スルコトヲ得

○議長(粕谷義三君) 御異議無シト認メマス、仍テ質疑ハ終結致シマシタ、是ヨリ日程第二十九、委員ノ選舉ニ移ルノデアリマスガ、之ニ先立テ御諮リ致シマス、即チ日程第二十二乃至第二十八ノ議員案モ、政府案ト共ニ委員ニ併セ付託シテ審議ヲ進ムルコト、致シマシテ、日程第一乃至第二十二ノ各案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シタイト思フノデアリマス、之ニ對シテ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

之ニ準スヘキ使節ニ屬スル自用品又ハ本邦大使館若ハ公使館ニ屬スル公用品ニ對シテ免稅ニ制限ヲ附スル國ニ付テハ相互條件ニ依ル
十 官立公立ノ學校、博物館、物品陳列所等ノ營造物及命令ヲ以テ指定シタル私立ノ學校ニ陳列スル標本又ハ參考品ニシテ大藏大臣ノ認許シタルモノ
十一 慈善又ハ救恤ノ爲ニ寄贈セラレタル給與品及孤兒院、養老院、施療病院等ノ慈善團體ニ寄贈セラレタル物品ニシテ直接慈善ノ用ニ供スルモノ
十五 在外軍隊、軍艦又ハ公館ヨリ送還シタル物品
二十 外國航行ノ船舶ニ船用ノ爲引渡ス物品但シ第十條ニ掲ケタル物品ヲ除ク
二十二 本邦ヨリ出港シタル船舶ニ搭載シタル輸出貨物ニシテ該船舶難破シタル爲積戻リタルモノ但シ第八條又ハ第九條ニ依リ輸入稅ノ免稅又ハ拂戻ヲ受ケタル物品ヲ除ク
第七條第十一號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ
十一ノ二 社寺、教會又ハ禮拜堂ニ寄贈セラレタル式典用具及禮拜用具
第八條第六號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ
六ノ二 製作見本品トシテ輸入スルモノ
第九條第二項ヲ左ノ如ク改ム
輸入原料品ニシテ茶鉛、厚〇・一七ミリメートルヲ超エサル亞鉛薄板又ハ命令ヲ以テ指定シタル油又ハ油精ノ製造ニ使用スルモノニハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ輸入稅ノ全部又ハ一部ノ免除又ハ拂戻ヲ爲スコトヲ得
別表ヲ左ノ如ク改ム

(別表)
輸入税表

番 號	品 名	單 位	稅 率
一	第一類 植物及動物(生活力ヲ有スルモノ)	從	無
二	植物、枝、幹、莖及根(栽植用又ハ接木用ノモノ)	從	無
三	馬	從	無
四	牛	從	無
五	山羊	從	無
六	綿羊	從	無
七	豚	從	無
八	家禽類	從	無
九	魚介類	從	無
一〇	一 一種魚介及魚卵	從	無
一一	二 其ノ他	從	無
一二	一 養蜂	從	無
一三	二 其ノ他	從	無
一四	別號ニ掲ケサル動物	從	無
一五	第二類 穀物、澱粉、澱粉類及種子	從	無
一六	米及粉	從	無
一七	大麥	從	一・〇〇
一八	小麥	從	〇・六〇
一九	麥芽	從	七・一〇
二〇	パールバーレー	從	二・七〇
二一	粟、黍及稗	從	〇・七〇
二二	高粱	從	〇・五〇
二三	玉蜀黍	從	〇・五〇
二四	蕎麥	從	〇・三〇
二五	豆類	從	〇・五〇
二六	大豆	從	〇・七〇
二七	小豆	從	〇・五五
二八	蠶豆	從	〇・五五
二九	綠豆	從	〇・六五
三〇	碗豆	從	〇・六五
三一	落花生	從	一・二五
三二	甲 脫殼セサルモノ	從	一・二五
三三	乙 其ノ他	從	一・八〇
三四	七 其ノ他(醫藥用ノモノヲ除ク)	從	〇・五〇
三五	穀粉及澱粉類	從	一・八五
三六	一 小麥粉	從	九・五五
三七	二 オートミール	從	五・六五
三八	三 コーンミール	從	一・〇〇
三九	四 タピオカ、マニオカ及セーゴ	從	四・五五
四〇	甲 粉狀ノモノ	從	三・〇〇
四一	乙 其ノ他	從	二・〇〇
四二	五 コーンスターチ	從	〇・八五
四三	六 其ノ他	從	〇・五〇
四四	二三 胡麻子	從	〇・五〇
四五	二四 花胡麻子	從	〇・五〇
四六	二五 芥子及芥子	從	〇・五〇
四七	二六 亞麻子	從	〇・五〇
四八	二六 大麻子	從	〇・五〇
四九	二六 苧麻子	從	〇・五〇
五〇	二七 桐子	從	〇・五〇
五一	二七 別號ニ掲ケサル採油用種子	從	無
五二	二七 アイヴオリナット、ドゥームナット其ノ他類似ノ	從	無
五三	二八 鈕釦製造用核子	從	無
五四	二八 インディアラップ、バー樹、ガタバーチ、木藍及甜菜	從	無
五五	二八 ノ種子	從	無
五六	二九 クロウヱア、其ノ他牧草ノ種子	從	無
五七	三〇 別號ニ掲ケサル穀物及種子(醫藥用ノモノヲ除ク)	從	一割五分
五八	三〇 第三類 飲食物及煙草	從	無
五九	三一 蔬菜、果實及核子	從	無
六〇	一 砂糖、糖蜜、糖水又ハ蜂蜜ヲ以テ貯藏シタル	從	一・二七〇
六一	二 其ノ他	從	七・九〇
六二	甲 蔬菜	從	七・六〇
六三	甲ノ一 罐詰ノモノ	從	一・九五
六四	甲ノ二 罐詰ノモノ	從	三
六五	甲ノ三 壺詰ノモノ	從	七・二五
六六	甲ノ四 其ノ他	從	八・五〇
六七	乙 其ノ他	從	三・二〇
六八	乙ノ一 罐詰ノモノ	從	三・二〇
六九	乙ノ二 罐詰ノモノ	從	三・二〇
七〇	乙ノ三 壺詰ノモノ	從	三・二〇
七一	乙ノ四 其ノ他	從	三・二〇

官報號外 大正十五年一月二十七日 衆議院議事速記録第七號 關稅定率法中改正法律案 第一讀會 一五三

五六 インフアントフード
 五七 肉越炭斯
 五八 ベプトン、ソマトーゼ、ヘモグロビン其ノ他類似ノ
 滋養食料
 五九 鳥卵(生鮮ナルモノ)
 鳥卵液及鳥卵粉
 一 卵黃粉
 二 卵白粉
 三 其ノ他

六〇 礫水、曹達水其ノ他砂糖又ハ酒精ヲ含マサル諸飲
 料
 六一 清酒
 六二 支那酒(醸造シタルモノ)
 六三 麥酒
 六四 葡萄酒(ポート、シエリー、ヴェルモット、マデラ、
 マルサラ、サンラファエル等ヲ合ム)
 但シ攝氏十五度ニ於テ〇・七九四七ノ比重ヲ有
 スルモノヲ純酒精トシ原容量百分中純酒精ノ容
 量二十四ヲ超エサルモノ
 一 鱈入ノモノ
 二 其ノ他

甲 原容量百分中純酒精ノ容量十四ヲ超エサ
 ルモノ
 イ 攝氏十五度ニ於テ百立方センチメー
 ル中ニ於ケル糖分ヲ葡萄糖トシテ計算
 シタル重量一グラムヲ超エサルモノ
 其ノ他
 ロ 但シ攝氏十五度ニ於テ百立方センチメ
 ートル中ニ於ケル糖分ヲ葡萄糖トシテ
 計算シタル重量二十グラムヲ超エタル
 モノハ二十グラム以上一グラムヲ増ス
 毎二百リットルニ付二十五錢ヲ加フ
 乙 其ノ他
 但シ攝氏十五度ニ於テ百立方センチメー
 トル中ニ於ケル糖分ヲ葡萄糖トシテ計算
 シタル重量二十グラムヲ超エタルモノハ
 二十グラム以上一グラムヲ増ス毎二百リ
 ットルニ付二十五錢ヲ加フ
 シャンパン其ノ他ノスパークリングワイン
 別號ニ掲ケサル酒類

六五
 六六
 一 攝氏十五度ニ於テ〇・七九四七ノ比重ヲ有
 スルモノヲ純酒精トシ原容量百分中純酒精
 ノ容量七ヲ超エサルモノ

品名	単位	税率
インフアントフード	每百斤	二四・三〇
肉越炭斯	每百斤	八六・八〇
ベプトン、ソマトーゼ、ヘモグロビン其ノ他類似ノ滋養食料	從價	三割
鳥卵(生鮮ナルモノ)	從價	四五〇
鳥卵液及鳥卵粉	從價	三五五
卵黃粉	從價	五・六五
卵白粉	從價	一割
礫水、曹達水其ノ他砂糖又ハ酒精ヲ含マサル諸飲料	從價	一割
清酒	每百リットル	一六・〇〇
支那酒(醸造シタルモノ)	每百リットル	二八・一〇
麥酒	每百リットル	二四・二〇
葡萄酒(ポート、シエリー、ヴェルモット、マデラ、マルサラ、サンラファエル等ヲ合ム)	每百リットル	一六・四〇
鱈入ノモノ	每百リットル	八一・九〇
原容量百分中純酒精ノ容量十四ヲ超エサルモノ	每百リットル	二六・七〇
攝氏十五度ニ於テ百立方センチメートル中ニ於ケル糖分ヲ葡萄糖トシテ計算シタル重量一グラムヲ超エサルモノ	每百リットル	四五・一〇
其ノ他	每百リットル	四一・七〇
但シ攝氏十五度ニ於テ百立方センチメートル中ニ於ケル糖分ヲ葡萄糖トシテ計算シタル重量二十グラムヲ超エタルモノハ二十グラム以上一グラムヲ増ス毎二百リットルニ付二十五錢ヲ加フ	每百リットル	四一・七〇
其ノ他	每百リットル	一七〇・〇〇
シャンパン其ノ他ノスパークリングワイン	每百リットル	一七〇・〇〇
別號ニ掲ケサル酒類	每百リットル	二七・八〇

品名	単位	税率
二 其ノ他	每百リットル	一二四・〇〇
甲 鱈入ノモノ	每百リットル	七三・九〇
乙 其ノ他	從價	但シ攝氏十五度ニ於テ〇・七九四七ノ比重ヲ有スルモノヲ純酒精トシ原容量百分中純酒精ノ容量五十以上一ヲ増ス毎二百リットルニ付一圓二十八錢ヲ加フ
六六ノ二 鹽	從價	無稅
六七 別號ニ掲ケサル飲食物	從價	六割
一 砂糖ヲ加ヘタルモノ	從價	四割
二 其ノ他	從價	三十五割五分
六八 煙草	從價	一二・二三
一 葉卷煙草、紙卷煙草及刻煙草	從價	五・一七
二 咀嚼煙草	從價	三十五割五分
三 嗅煙草	從價	三十五割五分
四 其ノ他	從價	三十五割五分
六九 毛皮	從價	九・四〇
一 緬羊皮及山羊皮	從價	無稅
甲 糝シタルモノ	從價	四割
乙 其ノ他	從價	五割
二 其ノ他	從價	無稅
七〇 毛皮製品(別號ニ掲ケサルモノ)	從價	無稅
七一 皮類(別號ニ掲ケサルモノ)	從價	二割
七二 革類	從價	一四五・〇〇
一 牛革、水牛革、馬革、緬羊革及山羊革	從價	二
甲 塗リタルモノ	從價	二
乙 染メタルモノ又ハ著色シタルモノ(ロー ラーレザーヲ除ク)	從價	一四五・〇〇
丙 其ノ他	從價	一四五・〇〇
一 牛革、水牛革及馬革	從價	一四五・〇〇
イ 靴底革	從價	一四五・〇〇
イノ一 パック、バンド、パント、ストリッ プ其ノ他之ニ類似スルモノ及 靴底形ニ裁キタルモノ	從價	二七・一〇
イノ二 其ノ他	從價	一五・二〇
ロ 其ノ他	從價	二一割
丙ノ二 緬羊革及山羊革	從價	八六・八〇
イノ二 緬羊革及山羊革	從價	二四・〇〇
ロ 其ノ他	從價	七四・四〇
二 羚羊革(模造羚羊革ヲ合ム)	從價	二一割
三 豚革	從價	二一割
四 鱈魚革	從價	二一割

一一三	ワセリン	一 一箇ノ重量容器共一キログラムヲ超エサルモノ	每百斤	一五・九〇	無	一三六	コカ葉、ヤボランシテ葉及パッチェリ葉	每百斤	無
一一三	二 其ノ他	二 融解點攝氏四十五度ヲ超エサルモノ	每百斤	三・五〇	無	一三七	桂皮	每百斤	無
一一四	バラフィンワックス	一 融解點攝氏四十五度ヲ超エサルモノ	每百斤	無	無	一三七ノ二	キノ皮	每百斤	無
一一五	漆蠟及檟蠟	二 其ノ他	每百斤	六・〇〇	無	一三七ノ三	コンジュランゴ皮、カスカラサクラダ、リナロへ、	每百斤	無
一一五ノ二	柏油	一 蠟香ヲ付シタルモノ	每百斤	無	無	一三九	ローズウッド、サツサフラス木	每百斤	無
一一六	蠟燭	二 其ノ他	每百斤	一三・一〇	無	一四〇	沈香	每百斤	五二・九〇
一一七	石鹼	一 蠟香ヲ付シタルモノ	每百斤	二八・六〇	無	一四〇ノ二	白檀	每百斤	無
一一八	二 其ノ他	二 其ノ他	每百斤	五・七〇	無	一四〇ノ三	一 サンタラムアルブム	每百斤	無
一一九	蕪香ヲ付シタル油、脂、蠟及其ノ製品	一 蠟香ヲ付シタルモノ	每百斤	七八・〇〇	無	一四〇ノ四	二 其ノ地	每百斤	三・八五
一二〇	香水	二 其ノ他	每百斤	九〇・〇〇	無	一四〇ノ五	麝香	每百斤	一〇・一〇
一二一	別號ニ掲ケサル油、脂、蠟	一 蠟香ヲ付シタルモノ	每百斤	二〇・五〇	無	一四一	安息香、阿魏、蘆薈及沒藥	每百斤	無
一二二	油、脂、蠟製品(別號ニ掲ケサルモノ)	二 其ノ他	每百斤	二〇・五〇	無	一四二	美人膠	每百斤	無
一二三	第六類 藥材、化學藥、製藥、其ノ調合品及爆發藥	一 蠟香ヲ付シタルモノ	每百斤	二〇・五〇	無	一四三	沒食子、五倍子、ミロバラン、檳榔子、オーク樹	每百斤	無
一二四	ホップ	二 其ノ他	每百斤	二〇・五〇	無	一四四	皮、ミモサ樹皮、栲皮、クエブラチョー木片其ノ他	每百斤	無
一二五	セメンシナ	一 蠟香ヲ付シタルモノ	每百斤	二〇・五〇	無	一四五	類似ノタンニン材料	每百斤	無
一二六	丁香	二 其ノ他	每百斤	二〇・五〇	無	一四六	阿仙藥其ノ他ノタンニン越幾斯	每百斤	無
一二七	杏仁及苦扁桃仁	一 蠟香ヲ付シタルモノ	每百斤	二〇・五〇	無	一四七	甘草越幾斯	每百斤	無
一二八	番木鱧	二 其ノ他	每百斤	二〇・五〇	無	一四八	甘草越幾斯	每百斤	無
一二九	大風子、小豆蔻、肉豆蔻	一 蠟香ヲ付シタルモノ	每百斤	二〇・五〇	無	一四九	阿仙藥其ノ他ノタンニン越幾斯	每百斤	無
一三〇	吐根	二 其ノ他	每百斤	二〇・五〇	無	一五〇	阿仙藥其ノ他ノタンニン越幾斯	每百斤	無
一三一	龍腦及デンチアナン根	一 蠟香ヲ付シタルモノ	每百斤	二〇・五〇	無	一五一	阿仙藥其ノ他ノタンニン越幾斯	每百斤	無
一三二	大黃	二 其ノ他	每百斤	二〇・五〇	無	一五二	阿仙藥其ノ他ノタンニン越幾斯	每百斤	無
一三三	セネガ根	一 蠟香ヲ付シタルモノ	每百斤	二〇・五〇	無	一五三	阿仙藥其ノ他ノタンニン越幾斯	每百斤	無
一三四	遠志	二 其ノ他	每百斤	二〇・五〇	無	一五四	阿仙藥其ノ他ノタンニン越幾斯	每百斤	無
一三五	甘松	一 蠟香ヲ付シタルモノ	每百斤	二〇・五〇	無	一五五	阿仙藥其ノ他ノタンニン越幾斯	每百斤	無
一三五ノ二	イリス根、コロムボ根、海葱、ヤラツバ根及ヴェチ	二 其ノ他	每百斤	二〇・五〇	無	一五六	阿仙藥其ノ他ノタンニン越幾斯	每百斤	無
	ヅアー	一 蠟香ヲ付シタルモノ	每百斤	二〇・五〇	無	一五七	阿仙藥其ノ他ノタンニン越幾斯	每百斤	無

官報號外 大正十五年一月二十七日 衆議院議事速記第七號 關稅定率法中改正法律案 第一讀會 一五七

二五八	木タール	無	稅	二七二	實綿及線綿(カード又ハコムシタルモノヲ含ム)	無	稅
二五八ノ二	コイルタール	無	稅	二七二	綿織絲	無	稅
二五九	ビッチ及アスファルト	無	稅	二七二	一 單撚ノモノ及雙撚ノモノ	無	稅
二五九ノ二	コイルタール、ビッチ又ハアスファルトノ 聚口ニシテ道路修築用ノモノ	無	稅	二七二	甲 生ノモノ(瓦斯燒シタルモノヲ含ム)	五・八〇	
二六〇	鉛筆	無	稅	二七二	イ 英式番手二十四番ヲ超エサルモノ	六・四〇	
二六一	一 精ニ入レサルモノ(心)	一三・六〇	稅	二七二	ロ 英式番手四十二番ヲ超エサルモノ	九・五〇	
	二 其ノ他(金屬製ノ精ニ入レタルモノヲ除ク)	二	割	二七二	ハ 英式番手六十番ヲ超エサルモノ	一・〇〇	
	甲 木箱又ハ紙箱ニ入レタルモノ	一・四五		二七二	ニ 英式番手八十番ヲ超エサルモノ	一・三〇	
	乙 其ノ他	二割五分		二七二	ホ 其ノ他	一・三〇	
二六二	インキ	八・三五		二七二	乙 單ニ漂白シタルモノ	加	
	一 寫字用又ハ筆記用ノモノ			二七二	丙 其ノ他	加	
	二 印刷用ノモノ			二七二	一 其ノ他	三・九二	
	甲 液狀又ハ滲狀ノモノ			二七二	乙 生ノモノ(瓦斯燒シタルモノヲ含ム)	四・二〇	
	甲ノ一 樽入ノモノ			二七二	乙 其ノ他	三・九二	
	イ 黒色ノモノ			二七二	一 縲造ノモノ	四・二〇	
	ロ 其ノ他			二七二	甲 生ノモノ	三・九二	
	甲ノ二 其ノ他			二七二	乙 其ノ他	四・二〇	
	乙 固形ノモノ			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
	一 墨			二七二	甲 生ノモノ	一・四七	
	二 其ノ他			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
二六三	墨及朱墨			二七二	二 其ノ他	一・四七	
二六四	筆及テールラスチョーク			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
二六五	アーチストカラー及アーチストペイント			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
二六六	ペイント			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
	一 コッパーペイント、インクナシヨナルコンボジション、アンチフォーリングコンボジション、アンチコロシージュペイント其ノ他類似ノ船底塗料			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
	二 バテントドライヤー			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
	三 エナメルペイント			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
	四 其ノ他			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
	甲 一箇ノ重量容器共六キログラムヲ超エサルモノ			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
	乙 其ノ他			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
二六七	パツテリ、マンガンパツテリ、マリングリニユービッチ其ノ他類似ノ填充料			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
	一 其ノ他			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
	二 マンガンパツテリ			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
	三 マリングリニユービッチ			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
	四 其ノ他			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
二六八	封蝋			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
二六九	別號ニ掲ケサル染料及顔料			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
二七〇	別號ニ掲ケサル染料			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
	一 其ノ他			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
	二 其ノ他			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
	三 其ノ他			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
	四 其ノ他			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
	甲 一箇ノ重量容器共六キログラムヲ超エサルモノ			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
	乙 其ノ他			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
	一 其ノ他			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
	二 其ノ他			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
	三 其ノ他			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
	四 其ノ他			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
	甲 一箇ノ重量容器共六キログラムヲ超エサルモノ			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
	乙 其ノ他			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
	一 其ノ他			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
	二 其ノ他			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
	三 其ノ他			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
	四 其ノ他			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
	甲 一箇ノ重量容器共六キログラムヲ超エサルモノ			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
	乙 其ノ他			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
	一 其ノ他			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
	二 其ノ他			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
	三 其ノ他			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
	四 其ノ他			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
	甲 一箇ノ重量容器共六キログラムヲ超エサルモノ			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
	乙 其ノ他			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
	一 其ノ他			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
	二 其ノ他			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
	三 其ノ他			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
	四 其ノ他			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
	甲 一箇ノ重量容器共六キログラムヲ超エサルモノ			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
	乙 其ノ他			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
	一 其ノ他			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
	二 其ノ他			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
	三 其ノ他			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
	四 其ノ他			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
	甲 一箇ノ重量容器共六キログラムヲ超エサルモノ			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
	乙 其ノ他			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
	一 其ノ他			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
	二 其ノ他			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
	三 其ノ他			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
	四 其ノ他			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
	甲 一箇ノ重量容器共六キログラムヲ超エサルモノ			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
	乙 其ノ他			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
	一 其ノ他			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
	二 其ノ他			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
	三 其ノ他			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
	四 其ノ他			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
	甲 一箇ノ重量容器共六キログラムヲ超エサルモノ			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
	乙 其ノ他			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
	一 其ノ他			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
	二 其ノ他			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
	三 其ノ他			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
	四 其ノ他			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
	甲 一箇ノ重量容器共六キログラムヲ超エサルモノ			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
	乙 其ノ他			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
	一 其ノ他			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
	二 其ノ他			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
	三 其ノ他			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
	四 其ノ他			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
	甲 一箇ノ重量容器共六キログラムヲ超エサルモノ			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
	乙 其ノ他			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
	一 其ノ他			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
	二 其ノ他			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
	三 其ノ他			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
	四 其ノ他			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
	甲 一箇ノ重量容器共六キログラムヲ超エサルモノ			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
	乙 其ノ他			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
	一 其ノ他			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
	二 其ノ他			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
	三 其ノ他			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
	四 其ノ他			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
	甲 一箇ノ重量容器共六キログラムヲ超エサルモノ			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
	乙 其ノ他			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
	一 其ノ他			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
	二 其ノ他			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
	三 其ノ他			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
	四 其ノ他			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
	甲 一箇ノ重量容器共六キログラムヲ超エサルモノ			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
	乙 其ノ他			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
	一 其ノ他			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
	二 其ノ他			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
	三 其ノ他			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
	四 其ノ他			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
	甲 一箇ノ重量容器共六キログラムヲ超エサルモノ			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
	乙 其ノ他			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
	一 其ノ他			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
	二 其ノ他			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
	三 其ノ他			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
	四 其ノ他			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
	甲 一箇ノ重量容器共六キログラムヲ超エサルモノ			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
	乙 其ノ他			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
	一 其ノ他			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
	二 其ノ他			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
	三 其ノ他			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
	四 其ノ他			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
	甲 一箇ノ重量容器共六キログラムヲ超エサルモノ			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
	乙 其ノ他			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
	一 其ノ他			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
	二 其ノ他			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
	三 其ノ他			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
	四 其ノ他			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
	甲 一箇ノ重量容器共六キログラムヲ超エサルモノ			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
	乙 其ノ他			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
	一 其ノ他			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
	二 其ノ他			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
	三 其ノ他			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
	四 其ノ他			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
	甲 一箇ノ重量容器共六キログラムヲ超エサルモノ			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
	乙 其ノ他			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
	一 其ノ他			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
	二 其ノ他			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
	三 其ノ他			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
	四 其ノ他			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
	甲 一箇ノ重量容器共六キログラムヲ超エサルモノ			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
	乙 其ノ他			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
	一 其ノ他			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
	二 其ノ他			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
	三 其ノ他			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
	四 其ノ他			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
	甲 一箇ノ重量容器共六キログラムヲ超エサルモノ			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
	乙 其ノ他			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
	一 其ノ他			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
	二 其ノ他			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
	三 其ノ他			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
	四 其ノ他			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
	甲 一箇ノ重量容器共六キログラムヲ超エサルモノ			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
	乙 其ノ他			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
	一 其ノ他			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
	二 其ノ他			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	
	三 其ノ他			二七二	乙 其ノ他	一・四七	
	四 其ノ他			二七二	一 單撚ノモノ	一・〇七	
	甲 一箇ノ重量容器共六キログラムヲ超エサルモノ			二七二	甲 生ノモノ	一・〇七	</

二七九	二八〇	二八一	二八二	二八四	二八五	二八六	二八七	二八八	二八九	二九〇	二九一	二九二	二九三	二九四	二九五
大麻織絲	黃麻織絲	大麻絲、黃麻絲及英式番手七番ヲ超エタル單撚絲ヲ撚合セタルモノニシテ長十メートルノ重量十二グラムヲ超エサル大麻絲及黃麻絲	羊毛、山羊毛及駱駝毛 一 カード又ハコームシタルモノ 二 其ノ他	毛織絲 一 染メサルモノ又ハ捺染セサルモノ 甲 梳毛絲ト紡毛絲トヲ撚合セタルモノ 乙 番手ノ異リタル絲ヲ撚合セタルモノ及輪絲 丙 其ノ他 一 梳毛ノモノ イ メートル式番手三十二番ヲ超エサルモノ ロ 其ノ他 丙ノ二 紡毛ノモノ	繭 二八五 繭及ヘニ 二八六 眞綿及ヘニ 二八七 生絲(撚リタルモノヲ含ム) 一 野蠶絲 二 其ノ他	紡績絹織絲 一 野蠶製ノモノ 二 其ノ他	絹絲 一 野蠶製ノモノ 二 其ノ他	人造絹 一 絹入、人造絹入又ハ金屬入ノモノ 二 其ノ他	別號ニ掲ケサル絲 一 絹入、人造絹入又ハ金屬入ノモノ 二 其ノ他	別號ニ掲ケサル絲 一 絹入、人造絹入又ハ金屬入ノモノ 二 其ノ他	別號ニ掲ケサル絲 一 絹入、人造絹入又ハ金屬入ノモノ 二 其ノ他	別號ニ掲ケサル絲 一 絹入、人造絹入又ハ金屬入ノモノ 二 其ノ他	別號ニ掲ケサル絲 一 絹入、人造絹入又ハ金屬入ノモノ 二 其ノ他	別號ニ掲ケサル絲 一 絹入、人造絹入又ハ金屬入ノモノ 二 其ノ他	別號ニ掲ケサル絲 一 絹入、人造絹入又ハ金屬入ノモノ 二 其ノ他
從價	從價	從價	從價	從價	從價	從價	從價	從價	從價	從價	從價	從價	從價	從價	從價
二割五分	一割	二七・一〇	一四五〇	三三・一〇	三三・一〇										
二九六	二九七	二九八	二九九	三〇〇	三〇一	三〇二	三〇三	三〇四	三〇五	三〇六	三〇七	三〇八	三〇九	三一〇	三一〇
別號ニ掲ケサル線、繩索、組紐及組繩	故ノ線、繩索、組紐及組繩(トリスミンングニ屬スルモノヲ除ク)	第九類 布帛及布帛製品 一 本類中布帛ナル名稱ハフェルト及編物ヲ包含スルモノトス 二 本類中絹ナル名稱ハ人造絹ヲ包含スルモノトス 三 本類ノ布帛カ二種以上ノ纖維ヲ以テ組成セラル、場合ニ於テ全重量ノ百分ノ五ヲ超エサル纖維ハ絹及人造絹ヲ除クノ外分類上之ヲ交ヘサルモノト看做ス 四 織物ノ絲數ハ其ノ絲數ノ最モ多キ部分ニ於ケル單撚絲ニ依リテ之ヲ計算ス 五 織物トハ經緯各二十ヲ超エタル絲ヲ以テ一意匠ヲ組織シタルモノヲ謂フ 前項ノ絲數ヲ計算スル場合ニ於テ二以上ノ單撚絲ヨリ成ル撚絲又ハ引揃ヘタル絲ハ之ヲ一トシテ計算ス	一 天鵞絨、ブラッシュ其ノ他ノパイル織物(パールヲ切リタルト否ト別タス) 二 シュニル絲ヲ以テ織リタル布帛 三 フランネル其ノ他ノ起毛布 四 縮 五 擲織布 六 レースヲ織込ミタル布帛 七 平織布(別項ニ掲ケサルモノ) 甲 生地ノモノ 甲ノ一 百平方メートルニ付五キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數 イ 十九ヲ超エサルモノ ロ 二十七ヲ超エサルモノ ハ 三十五ヲ超エサルモノ ニ 四十三ヲ超エサルモノ ホ 其ノ他 甲ノ二 百平方メートルニ付十キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數 イ 十九ヲ超エサルモノ ロ 二十七ヲ超エサルモノ ハ 三十五ヲ超エサルモノ ニ 四十三ヲ超エサルモノ ホ 其ノ他	一 天鵞絨、ブラッシュ其ノ他ノパイル織物(パールヲ切リタルト否ト別タス) 二 シュニル絲ヲ以テ織リタル布帛 三 フランネル其ノ他ノ起毛布 四 縮 五 擲織布 六 レースヲ織込ミタル布帛 七 平織布(別項ニ掲ケサルモノ) 甲 生地ノモノ 甲ノ一 百平方メートルニ付五キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數 イ 十九ヲ超エサルモノ ロ 二十七ヲ超エサルモノ ハ 三十五ヲ超エサルモノ ニ 四十三ヲ超エサルモノ ホ 其ノ他 甲ノ二 百平方メートルニ付十キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數 イ 十九ヲ超エサルモノ ロ 二十七ヲ超エサルモノ ハ 三十五ヲ超エサルモノ ニ 四十三ヲ超エサルモノ ホ 其ノ他	一 天鵞絨、ブラッシュ其ノ他ノパイル織物(パールヲ切リタルト否ト別タス) 二 シュニル絲ヲ以テ織リタル布帛 三 フランネル其ノ他ノ起毛布 四 縮 五 擲織布 六 レースヲ織込ミタル布帛 七 平織布(別項ニ掲ケサルモノ) 甲 生地ノモノ 甲ノ一 百平方メートルニ付五キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數 イ 十九ヲ超エサルモノ ロ 二十七ヲ超エサルモノ ハ 三十五ヲ超エサルモノ ニ 四十三ヲ超エサルモノ ホ 其ノ他 甲ノ二 百平方メートルニ付十キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數 イ 十九ヲ超エサルモノ ロ 二十七ヲ超エサルモノ ハ 三十五ヲ超エサルモノ ニ 四十三ヲ超エサルモノ ホ 其ノ他	一 天鵞絨、ブラッシュ其ノ他ノパイル織物(パールヲ切リタルト否ト別タス) 二 シュニル絲ヲ以テ織リタル布帛 三 フランネル其ノ他ノ起毛布 四 縮 五 擲織布 六 レースヲ織込ミタル布帛 七 平織布(別項ニ掲ケサルモノ) 甲 生地ノモノ 甲ノ一 百平方メートルニ付五キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數 イ 十九ヲ超エサルモノ ロ 二十七ヲ超エサルモノ ハ 三十五ヲ超エサルモノ ニ 四十三ヲ超エサルモノ ホ 其ノ他 甲ノ二 百平方メートルニ付十キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數 イ 十九ヲ超エサルモノ ロ 二十七ヲ超エサルモノ ハ 三十五ヲ超エサルモノ ニ 四十三ヲ超エサルモノ ホ 其ノ他	一 天鵞絨、ブラッシュ其ノ他ノパイル織物(パールヲ切リタルト否ト別タス) 二 シュニル絲ヲ以テ織リタル布帛 三 フランネル其ノ他ノ起毛布 四 縮 五 擲織布 六 レースヲ織込ミタル布帛 七 平織布(別項ニ掲ケサルモノ) 甲 生地ノモノ 甲ノ一 百平方メートルニ付五キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數 イ 十九ヲ超エサルモノ ロ 二十七ヲ超エサルモノ ハ 三十五ヲ超エサルモノ ニ 四十三ヲ超エサルモノ ホ 其ノ他 甲ノ二 百平方メートルニ付十キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數 イ 十九ヲ超エサルモノ ロ 二十七ヲ超エサルモノ ハ 三十五ヲ超エサルモノ ニ 四十三ヲ超エサルモノ ホ 其ノ他	一 天鵞絨、ブラッシュ其ノ他ノパイル織物(パールヲ切リタルト否ト別タス) 二 シュニル絲ヲ以テ織リタル布帛 三 フランネル其ノ他ノ起毛布 四 縮 五 擲織布 六 レースヲ織込ミタル布帛 七 平織布(別項ニ掲ケサルモノ) 甲 生地ノモノ 甲ノ一 百平方メートルニ付五キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數 イ 十九ヲ超エサルモノ ロ 二十七ヲ超エサルモノ ハ 三十五ヲ超エサルモノ ニ 四十三ヲ超エサルモノ ホ 其ノ他 甲ノ二 百平方メートルニ付十キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數 イ 十九ヲ超エサルモノ ロ 二十七ヲ超エサルモノ ハ 三十五ヲ超エサルモノ ニ 四十三ヲ超エサルモノ ホ 其ノ他	一 天鵞絨、ブラッシュ其ノ他ノパイル織物(パールヲ切リタルト否ト別タス) 二 シュニル絲ヲ以テ織リタル布帛 三 フランネル其ノ他ノ起毛布 四 縮 五 擲織布 六 レースヲ織込ミタル布帛 七 平織布(別項ニ掲ケサルモノ) 甲 生地ノモノ 甲ノ一 百平方メートルニ付五キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數 イ 十九ヲ超エサルモノ ロ 二十七ヲ超エサルモノ ハ 三十五ヲ超エサルモノ ニ 四十三ヲ超エサルモノ ホ 其ノ他 甲ノ二 百平方メートルニ付十キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數 イ 十九ヲ超エサルモノ ロ 二十七ヲ超エサルモノ ハ 三十五ヲ超エサルモノ ニ 四十三ヲ超エサルモノ ホ 其ノ他	一 天鵞絨、ブラッシュ其ノ他ノパイル織物(パールヲ切リタルト否ト別タス) 二 シュニル絲ヲ以テ織リタル布帛 三 フランネル其ノ他ノ起毛布 四 縮 五 擲織布 六 レースヲ織込ミタル布帛 七 平織布(別項ニ掲ケサルモノ) 甲 生地ノモノ 甲ノ一 百平方メートルニ付五キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數 イ 十九ヲ超エサルモノ ロ 二十七ヲ超エサルモノ ハ 三十五ヲ超エサルモノ ニ 四十三ヲ超エサルモノ ホ 其ノ他 甲ノ二 百平方メートルニ付十キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數 イ 十九ヲ超エサルモノ ロ 二十七ヲ超エサルモノ ハ 三十五ヲ超エサルモノ ニ 四十三ヲ超エサルモノ ホ 其ノ他	一 天鵞絨、ブラッシュ其ノ他ノパイル織物(パールヲ切リタルト否ト別タス) 二 シュニル絲ヲ以テ織リタル布帛 三 フランネル其ノ他ノ起毛布 四 縮 五 擲織布 六 レースヲ織込ミタル布帛 七 平織布(別項ニ掲ケサルモノ) 甲 生地ノモノ 甲ノ一 百平方メートルニ付五キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數 イ 十九ヲ超エサルモノ ロ 二十七ヲ超エサルモノ ハ 三十五ヲ超エサルモノ ニ 四十三ヲ超エサルモノ ホ 其ノ他 甲ノ二 百平方メートルニ付十キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數 イ 十九ヲ超エサルモノ ロ 二十七ヲ超エサルモノ ハ 三十五ヲ超エサルモノ ニ 四十三ヲ超エサルモノ ホ 其ノ他	一 天鵞絨、ブラッシュ其ノ他ノパイル織物(パールヲ切リタルト否ト別タス) 二 シュニル絲ヲ以テ織リタル布帛 三 フランネル其ノ他ノ起毛布 四 縮 五 擲織布 六 レースヲ織込ミタル布帛 七 平織布(別項ニ掲ケサルモノ) 甲 生地ノモノ 甲ノ一 百平方メートルニ付五キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數 イ 十九ヲ超エサルモノ ロ 二十七ヲ超エサルモノ ハ 三十五ヲ超エサルモノ ニ 四十三ヲ超エサルモノ ホ 其ノ他 甲ノ二 百平方メートルニ付十キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數 イ 十九ヲ超エサルモノ ロ 二十七ヲ超エサルモノ ハ 三十五ヲ超エサルモノ ニ 四十三ヲ超エサルモノ ホ 其ノ他	一 天鵞絨、ブラッシュ其ノ他ノパイル織物(パールヲ切リタルト否ト別タス) 二 シュニル絲ヲ以テ織リタル布帛 三 フランネル其ノ他ノ起毛布 四 縮 五 擲織布 六 レースヲ織込ミタル布帛 七 平織布(別項ニ掲ケサルモノ) 甲 生地ノモノ 甲ノ一 百平方メートルニ付五キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數 イ 十九ヲ超エサルモノ ロ 二十七ヲ超エサルモノ ハ 三十五ヲ超エサルモノ ニ 四十三ヲ超エサルモノ ホ 其ノ他 甲ノ二 百平方メートルニ付十キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數 イ 十九ヲ超エサルモノ ロ 二十七ヲ超エサルモノ ハ 三十五ヲ超エサルモノ ニ 四十三ヲ超エサルモノ ホ 其ノ他	一 天鵞絨、ブラッシュ其ノ他ノパイル織物(パールヲ切リタルト否ト別タス) 二 シュニル絲ヲ以テ織リタル布帛 三 フランネル其ノ他ノ起毛布 四 縮 五 擲織布 六 レースヲ織込ミタル布帛 七 平織布(別項ニ掲ケサルモノ) 甲 生地ノモノ 甲ノ一 百平方メートルニ付五キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數 イ 十九ヲ超エサルモノ ロ 二十七ヲ超エサルモノ ハ 三十五ヲ超エサルモノ ニ 四十三ヲ超エサルモノ ホ 其ノ他 甲ノ二 百平方メートルニ付十キログラムヲ超エサルモノニシテ五ミリメートル平方内ニ於ケル經緯ノ絲數 イ 十九ヲ超エサルモノ ロ 二十七ヲ超エサルモノ ハ 三十五ヲ超エサルモノ ニ 四十三ヲ超エサルモノ ホ 其ノ他	
每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤	每百斤
一八・二〇	六・〇〇	二・一〇	〇・六〇	八三・一〇	二・一〇	二・一〇									

ハ	一平方メートルニ付五百グラムヲ超エサルモノ	九〇・〇〇	三〇四	乙 其ノ他	イ 絹ノ重量全重量ノ百分ノ十ヲ超エサルモノ	每百斤	九〇・〇〇
ニ	其ノ他			ロ	絹ノ重量全重量ノ百分ノ二十五ヲ超エサルモノ	每百斤	六四・七〇
乙	毛綿製ノモノ			ハ	絹ノ重量全重量ノ百分ノ五十ヲ超エサルモノ	每百斤	五五・〇〇
イ	一平方メートルニ付百グラムヲ超エサルモノ	六四・七〇		ニ	其ノ他	每百斤	五二・五〇
ロ	一平方メートルニ付二百グラムヲ超エサルモノ	五二・五〇		三〇四	別號ニ掲ケサル交織布	每百斤	六〇・四〇
ハ	一平方メートルニ付五百グラムヲ超エサルモノ	三二・六〇		一	天鵞絨、ブラッシユ其ノ他ノパイル織物（パイルヲ切リタルト否トヲ別タス）	每百斤	三二・六〇
ニ	其ノ他			二	其ノ他	每百斤	
丙	毛絹製ノモノ及毛綿絹製ノモノ			三〇五	メリヤス地其ノ他類似ノ編ミタル布帛（起毛シタルト否トヲ別タス）	從價	四割五分
丙ノ一	絹ノ重量全重量ノ百分ノ十ヲ超エサルモノ	一四四・〇〇		一	絹製又ハ絹入ノモノ	從價	
イ	一平方メートルニ付百グラムヲ超エサルモノ	一三六・〇〇		甲	一平方メートルニ付二百グラムヲ超エサルモノ	每百斤	一三三・〇〇
ロ	一平方メートルニ付二百グラムヲ超エサルモノ	一一八・〇〇		乙	一平方メートルニ付五百グラムヲ超エサルモノ	每百斤	六八・八〇
ハ	一平方メートルニ付五百グラムヲ超エサルモノ	一七二・〇〇		丙	其ノ他	每百斤	五五・七〇
ニ	其ノ他	一六四・〇〇		三〇六	レース地及網地	從價	
丙ノ二	絹ノ重量全重量ノ百分ノ二十五ヲ超エサルモノ	二		一	窓掛地	從價	二割五分
イ	一平方メートルニ付百グラムヲ超エサルモノ	一八〇・〇〇		甲	綿製ノモノ	從價	三割
ロ	一平方メートルニ付二百グラムヲ超エサルモノ	一八〇・〇〇		乙	其ノ他	從價	
ハ	一平方メートルニ付五百グラムヲ超エサルモノ	一七二・〇〇		二	蚊帳地	從價	一一四・〇〇
ニ	其ノ他	一六四・〇〇		甲	綿製ノモノ	從價	三割
丙ノ三	其ノ他	二		乙	其ノ他	從價	
馬毛布（他ノ纖維ヲ交ヘタルモノヲ含ム）				三	ウエーリング	每百斤	六八・〇〇
絹織物及別號ニ掲ケサル絹入ノ織物				甲	絹製又ハ絹入ノモノ	從價	三割
一 天鵞絨、ブラッシユ其ノ他ノパイル織物（パイルヲ切リタルト否トヲ別タス）				乙	其ノ他	從價	二
甲 絹製ノモノ				四	漁網地及獵網地	從價	二
乙 其ノ他				五	其ノ他	從價	四割五分
二 篩布				甲	絹製又ハ絹入ノモノ	從價	二割五分
三 其ノ他				乙	其ノ他	從價	
甲 絹製ノモノ				フエルト地		從價	九〇・五〇
イ 野蠶絲布				一	毛製又ハ毛綿製ノモノ	從價	二割五分
ロ 其ノ他				二	其ノ他	從價	四
				三〇八	刺繡布	從價	三四・〇〇
				三〇九	ブックバインダースクロース	從價	七二・六〇
				三一〇	トレーシングタクロース	從價	二割五分
				三一	アーチストカンヴァス	從價	一割五分
				三二	ウインドーホルランド	從價	四〇・八〇

三三六	ベッドクイルト及クッション 一 絹製又ハ絹入ノモノ 二 其ノ他	從價	五割	三四八	足袋 一 綿製、毛製又ハ毛絹製ノモノ 二 亞麻製又ハ綿亞麻製ノモノ 三 絹製又ハ絹入ノモノ 四 其ノ他	從價	二二二・〇〇 一三八・〇〇 五割
三三七	ホース及機械用ベルチング(織製ノモノ) 一 綿製ノモノ 二 其ノ他	從價	四七・五〇	三四九	肩掛及襟巻 一 マフラー 甲 絹製ノモノ 乙 絹入ノモノ 丙 其ノ他 二 其ノ他	從價	八五三・〇〇 五三〇・〇〇 四割
三三八	濾過囊	從價	二割	三五〇	襟飾 一 絹製又ハ絹入ノモノ 二 其ノ他	從價	一一・四〇 三・五五
三三九	瓦斯填充用囊	從價	二割	三五二	袴鈞 一 絹製又ハ絹入ノモノ 二 其ノ他	從價	一〇二・〇〇
三四〇	故ガンニー囊	從價	無稅	三五三	衣服用ベルト 一 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠又ハ珊瑚ヲ用キタルモノ 二 其ノ他	從價	五割
三四一	襪襪	從價	二割五分	三五四	スリーヴサスペンダー及ストックキングサスペンダー類 一 絹製又ハ絹入ノモノ 二 金屬製ノモノ 三 其ノ他	從價	四四割
三四二	別號ニ掲ケサル布帛製品	從價	無稅	三五五	帽子及帽體 一 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、羽毛、造花等ヲ用キタルモノ 二 其ノ他	從價	二八・八〇
三四三	別號ニ掲ケサル布帛製品	從價	三割五分	三五六	手袋 一 革製ノモノ 二 革ト他物トヲ以テ製シタルモノ(絹入ノモノヲ除ク)	從價	二割五分
三四四	雨衣 一 絹製又ハ絹入ノモノ 二 其ノ他	從價	五割	三五七	綿製、亞麻製、綿亞麻製、毛製又ハ毛絹製ノモノ 一 絹製又ハ絹入ノモノ 二 其ノ他	從價	四割
三四五	シャツ、フロント、カラー及カフス	從價	二割五分	三五八	絹製又ハ絹入ノモノ 一 絹製ノモノ 二 毛製又ハ毛絹製ノモノ 三 絹製又ハ絹入ノモノ 四 其ノ他	從價	一六六・〇〇
三四六	肌衣(上下ヲ別タス) 一 メリヤス製ノモノ 甲 綿製ノモノ 乙 毛製又ハ毛絹製ノモノ 丙 絹製又ハ絹入ノモノ 丁 其ノ他	從價	二割五分	三五九	絹製又ハ絹入ノモノ 一 絹製ノモノ 二 其ノ他	從價	三割五分
三四七	手袋 一 革製ノモノ 二 革ト他物トヲ以テ製シタルモノ(絹入ノモノヲ除ク) 三 綿製、亞麻製、綿亞麻製、毛製又ハ毛絹製ノモノ 四 絹製又ハ絹入ノモノ 五 護謄製ノモノ 六 其ノ他	從價	四九・〇〇	三六〇	絹製又ハ絹入ノモノ 一 絹製ノモノ 二 其ノ他	從價	二八・八〇

三六七	包裝用紙及燒寸用紙(ナツシニトペーパーヲ除ク)	每百斤	二・四〇	二	布帛表裝ノモノ	每百斤	四八・九〇	
三六八	煙草用紙	每百斤	三	甲	絹製又ハ絹入ノモノ	每百斤	二〇・〇〇	
三六九	壁紙	每百斤	一四・四〇	乙	其ノ他	每百斤	一五・三〇	
三七〇	板紙	每百斤	一・七五	三	紙表裝ノモノ	每百斤	四	割
三七一	唐紙(各種)	每百斤	三	四	其ノ他	每百斤	二	割
三七二	模造日本紙及ナツシニトペーパー	每百斤	三・二五	テストペーパー	寫眞用バライタペーパー、鷄卵紙及感光紙	每百斤	八・五五	
三七三	模造羊皮紙バラフィンペーパー及ワックスペーパー	每百斤	三・二五	一	バライタペーパー	每百斤	八・五五	
三七四	一 金屬ノ箔又ハ粉ヲ用キタルモノ	每百斤	三・八五	二	鷄卵紙	每百斤	一三・四〇	
三七五	二 其ノ他	每百斤	三・二〇	三	プロマイドペーパー及プラチナムペーパー	每百斤	四	割
三七六	油紙	每百斤	三・七〇	四	其ノ他	每百斤	二七・三〇	
三七七	窓硝子用グラスペーパー	每百斤	一五・一〇	一	カーボンペーパー	每百斤	二七・三〇	
三七八	別號ニ掲ケサル紙	每百斤	一〇・七〇	二	金剛砂紙(硝子粉ヲ塗リタルモノヲ含ム)	每百斤	六・三〇	
三六七	一 金屬ノ箔又ハ粉ヲ用キタルモノ	每百斤	三	割	ウオールボード	每百斤	八〇・〇〇	
三六八	甲 貴金屬ヲ用キタルモノ	每百斤	一〇・九〇	骨牌	レーベル	每百斤	一三・〇〇	
三六九	乙 其ノ他	每百斤	四・九五	寫眞	一 印刷シタルモノ	每百斤	五	割
三七〇	甲 押形ヲ付シタルモノ	每百斤	四・一〇	書畫	二 其ノ他	每百斤	三九・三〇	
三七一	乙 其ノ他	每百斤	五・三〇	一	印刷シタルモノ	每百斤	三	割
三七二	三 捺染シタルモノ	每百斤	二・七〇	二	其ノ他	每百斤	五二・四〇	
三七三	甲 押形ヲ付シタルモノ	每百斤	二・五〇	三	カードカレンダ―及ブロックカレンダ―	每百斤	五	割
三七四	乙 其ノ他	每百斤	三・七〇	四	繪葉書	每百斤	三	割
三七五	四 其ノ他	每百斤	三・九〇	五	クリスマスカード類	每百斤	三	割
三七六	一 縮採シタルモノ	每百斤	三・九七	六	書籍、習字本、習書本、樂譜、新聞、雜誌其ノ他	每百斤	三	割
三七七	乙 其ノ他	每百斤	三・九八	七	別號ニ掲ケサル印刷物	每百斤	三	割
三七八	一 金屑ノ箔又ハ粉ヲ用キタルモノ	每百斤	三・九八	八	地圖、海圖及學術圖	每百斤	三	割
三六七	二 其ノ他	每百斤	三・九八	九	紙幣、銀行券、利札、株券其ノ他ノ有價證券	每百斤	三	割
三六八	一 唐紙製ノモノ	每百斤	三・九八	一〇	別號ニ掲ケサル紙製品及バルブ製品	每百斤	三	割
三六九	二 其ノ他	每百斤	三・九八	一一	第十二類 礦物及礦物製品	每百斤	三	割
三七〇	甲 紙表裝ノモノ	每百斤	三・九八	一二	シリカサンド、クオルツサンド 其ノ他別號ニ掲ケサル砂及礫	每百斤	三	割
三七一	乙 其ノ他	每百斤	三・九八	一三	一 著色シタルモノ	每百斤	三	割
三七二	書式類	每百斤	三・九八	一四	二 其ノ他	每百斤	三	割
三七三	書狀用紙(箱入ノモノ)	每百斤	三・九八	一五	フリント	每百斤	三	割
三七四	封筒	每百斤	三・九八	一六	バミストーン(粉狀ノモノヲ含ム)	每百斤	三	割
三七五	一 箱入ノモノ(書狀用紙共ノモノヲ含ム)	每百斤	三・九八	一七	金剛砂、コランダムサンド、トリポリ 其ノ他類似ノ研磨用礦物材料	每百斤	三	割
三七六	二 其ノ他	每百斤	三・九八	一八	ノ研磨用礦物材料	每百斤	三	割
三七七	アルバム	每百斤	三・九八	一九	カーボランダム、アランダム 其ノ他類似ノ研磨用	每百斤	三	割
三七八	一 革表裝ノモノ	每百斤	三・九八	二〇	人造礦物材料	每百斤	三	割
		每百斤	三・九八	二一	バスブリック	每百斤	三	割

四六五	鉛 一 塊及錠 二 板 三 茶鉛 四 線、紐及帶 五 管 六 屑及故(改造用ノミニ適スルモノ) 七 屑及故(改造用ノミニ適スルモノ)	從 每百斤 價 三割 二一・二〇 三割 七〇〇 〇・四〇 二割 無稅 二割 二・四五 無稅 三・七五 二割 二・二五〇 無稅 三・〇〇 二割 無稅 四・三〇 二割 〇・四〇 無稅 二五・二〇 二割 無稅 無稅 無稅 七〇〇
四六六	錫 一 塊及錠 二 板、線及管 三 箔 四 屑及故(改造用ノミニ適スルモノ)	從 每百斤 價 三・七五 二割 二・二五〇 無稅 三・〇〇
四六七	亞鉛 一 塊、錠及粒 二 板 甲 ニッケルヲ鍍シタルモノ 乙 其ノ他 イ 厚〇・二七ミリメートルヲ超エサルモノ ロ 其ノ他	從 每百斤 價 二割 三・〇〇 二割 無稅 四・三〇 二割 〇・四〇 無稅 二五・二〇 二割 無稅 無稅 無稅 七〇〇
四六八	ニッケル 一 塊及粒 二 條、竿及板 三 線及管 四 屑及故(改造用ノミニ適スルモノ)	從 每百斤 價 二割 〇・四〇 無稅 二五・二〇 二割 無稅 無稅 無稅 七〇〇
四六九	水銀及蒼鉛 安知母尼及硫化安知母尼	無稅 無稅 無稅 七〇〇
四七〇	眞鍮及青銅 一 塊及錠 二 條及竿 甲 スチウムターピン用ノモノ 乙 其ノ他	從 每百斤 價 七〇〇 二一・〇〇 二一・六〇 二二・八〇 一五・〇〇
四七一	眞鍮及青銅 一 塊及錠 二 條及竿 甲 スチウムターピン用ノモノ 乙 其ノ他	從 每百斤 價 七〇〇 二一・〇〇 二一・六〇 二二・八〇 一五・〇〇
四七二	日耳曼銀 一 塊及錠 二 條、竿及板 三 線及管 四 屑及故(改造用ノミニ適スルモノ)	從 每百斤 價 一七五〇 一九五〇 三八三〇 七〇〇
四七三	鐵 一 塊及錠 二 屑及故(改造用ノミニ適スルモノ)	從 每百斤 價 一九七〇 二割 七三〇
四七四	パビツメタル其ノ他ノアンチフリクションメタル 一 塊及錠 二 屑及故(改造用ノミニ適スルモノ)	從 每百斤 價 五七五 一割
四七五	鍍金銀シタル金屬 一 鍍金線 二 鍍銀線 三 其ノ他	從 每百斤 價 一四四〇〇 八一・六〇 四割
四七六	前記ノ金屬ニシテ別號ニ掲ケサル形狀ノモノ及別號ニ掲ケサル金屬 一 塊、錠及粒 二 條、竿(テーパー形、アングル形等ノ形狀ヲ有スルモノヲ含ム)、板、紐、帶、線、筒及管 三 線索及捻合線 四 箔 五 屑及故(改造用ノミニ適スルモノ)	從 每百斤 價 一割 二割五分 二割五分 一割
四七七	第十五類 金屬製品 釘、ウツドスクリユー、ボールト、ナット、リヴェット 類(貴金屬ヲ用キタルモノ又ハ貴金屬ヲ鍍シタルモノヲ除ク) 一 鐵釘 甲 金屬ヲ鍍セサルモノ 乙 其ノ他 二 銅釘 三 ウツドスクリユー(鐵製ノモノ) 四 ウツドスクリユー(眞鍮製又ハ青銅製ノモノ)	從 每百斤 價 二・四〇 三・八〇 二二・三〇 五・八五
四七七ノ二	五 ボールト、ナット及ワッシャー(鐵製ノモノ) 六 鐵リヴェット 七 ドッグスパイク(鐵製ノモノ) 八 ブーツプロテクター(鐵製ノモノ) 九 其ノ他 ヘアリングボール ベルトフラスナー(別號ニ掲ケサルモノ)	從 每百斤 價 三一・八〇 三・七〇 三・六五 二・四〇 七・五五 一割五分 二〇・〇〇

五二一	製茶用及苛性曹達製造用鐵鍋	從價	二割
五二二	ストープ及同部分品(別號ニ掲ケサルモノ)	從價	一七・七〇
五二三	一 鑄鐵製ノモノ	從價	一五・一〇
五二四	二 其ノ他	從價	三割五分
五二五	電氣ストープ、電氣鑄其ノ他類似ノ電氣器具	從價	三割五分
五二六	一 鑄鐵製ノモノ	從價	七〇・五
五二七	二 其ノ他	從價	三割五分
五二八	寢臺及同部分品	從價	一五・八〇
五二九	金庫及貨幣匣	從價	三割五分
五三〇	ナムパリーリングマシン、デーチングマシン、チエックパーフォーレーター、ペンシルシャープナー其ノ他類似ノモノ及同部分品	從價	三割
五三一	貨幣	從價	三割
五三二	一 金銀貨幣	從價	無稅
五三三	二 其ノ他	從價	無稅
五三四	甲 本邦通貨	從價	無稅
五三五	乙 其ノ他	從價	一割
五三六	貴金屬製品及貴金屬ヲ用手又ハ貴金屬ヲ鍍シタル金屬製品(別號ニ掲ケサルモノ)	從價	五割
五三七	銅製品、眞鍮製品及青銅製品(別號ニ掲ケサルモノ)	從價	三割五分
五三八	一 卑金屬ヲ鍍シタルモノ	從價	二七・〇〇
五三九	二 其ノ他	從價	九四・四〇
五四〇	鐵製品(別號ニ掲ケサルモノ)	從價	二二・〇〇
五四一	一 珐瑯ヲ施シタルモノ	從價	三割五分
五四二	二 卑金屬ヲ鍍シタルモノ	從價	三割五分
五四三	三 其ノ他	從價	三割五分
五四四	甲 鑄鐵製ノモノ	從價	一九・六〇
五四五	イ 一箇ノ重量五キログラムヲ超エサルモノ	從價	一〇・二〇
五四六	ロ 一箇ノ重量五十キログラムヲ超エサルモノ	從價	七・八〇
五四七	ハ 其ノ他	從價	一〇・二〇
五四八	乙 其ノ他	從價	七・八〇
五四九	イ 一箇ノ重量五キログラムヲ超エサルモノ	從價	四・五・一〇
五五〇	ロ 一箇ノ重量五十キログラムヲ超エサルモノ	從價	二〇・七〇
五五一	ハ 其ノ他	從價	一四・〇〇
五二五	別號ニ掲ケサル金屬製品	從價	三割五分
五二六	第十六類 時計、學術器具、銃砲、車輛、船舶及機械類	從價	三割五分
五二七	懷中時計	從價	一〇・五〇
五二八	一 金側又ハ白金側ノモノ	從價	一〇・九〇
五二九	甲 徑四十ミリメートルヲ超エサルモノ	從價	一五・五〇
五三〇	イ シリンドー機械ノモノ	從價	一五・九〇
五三一	ロ 其ノ他	從價	一〇・五〇
五三二	乙 其ノ他	從價	一〇・五〇
五三三	イ シリンドー機械ノモノ	從價	一五・五〇
五三四	ロ 其ノ他	從價	一五・九〇
五三五	乙 其ノ他	從價	一〇・五〇
五三六	イ シリンドー機械ノモノ	從價	一五・五〇
五三七	ロ 其ノ他	從價	一五・九〇
五三八	乙 其ノ他	從價	一〇・五〇
五三九	一 銀側又ハ鍍金側ノモノ	從價	一五・五〇
五四〇	甲 徑四十ミリメートルヲ超エサルモノ	從價	一五・九〇
五四一	イ シリンドー機械ノモノ	從價	一〇・五〇
五四二	ロ 其ノ他	從價	一〇・五〇
五四三	乙 其ノ他	從價	一〇・五〇
五四四	イ シリンドー機械ノモノ	從價	一五・五〇
五四五	ロ 其ノ他	從價	一五・九〇
五四六	乙 其ノ他	從價	一〇・五〇
五四七	懷中時計部分品	從價	一〇・五〇
五四八	一 側(ウオッチグラスヲ附著シタルモノヲ含ム)	從價	一〇・五〇
五四九	甲 金製又ハ白金製ノモノ	從價	一〇・五〇
五五〇	イ 徑四十ミリメートルヲ超エサルモノ	從價	一五・〇〇
五五一	ロ 其ノ他	從價	一五・〇〇
五五二	乙 銀製又ハ鍍金製ノモノ	從價	一五・〇〇
五五三	イ 徑四十ミリメートルヲ超エサルモノ	從價	一五・〇〇
五五四	ロ 其ノ他	從價	一五・〇〇
五五五	乙 其ノ他	從價	一五・〇〇
五五六	二 ムーヴメント(文字板及指針ヲ附著シタルモノヲ含ム)	從價	一五・〇〇
五五七	甲 シリンドー機械ノモノ	從價	一五・〇〇
五五八	乙 其ノ他	從價	一五・〇〇
五五九	一 撥條	從價	一五・〇〇
五六〇	二 鬚撥條	從價	一五・〇〇
五六一	三 文字板	從價	一五・〇〇
五六二	四 ウオッチグラス	從價	一五・〇〇
五六三	五 指針	從價	一五・〇〇
五六四	六 其ノ他	從價	一五・〇〇
五六五	甲 金製又ハ白金製ノモノ	從價	一五・〇〇
五六六	乙 其ノ他(機械用ノ石ヲ除ク)	從價	一五・〇〇
五六七	置時計及掛時計	從價	一五・〇〇
五六八	甲 金製又ハ白金製ノモノ	從價	一五・〇〇
五六九	乙 其ノ他(機械用ノ石ヲ除ク)	從價	一五・〇〇

官報號外 大正十五年一月二十七日 衆議院議事速記第七號 關稅定率法中改正法律案 第一讀會

五二八ノ二	電氣時計(親時計及子時計ヲ含ム)	從	價	三割五分	五四〇	一 一箇ノ重量十キログラムヲ超エサルモノ	每百斤	三一・四〇
五二九	ウオッチマンズクロック其ノ他時刻ヲ記録スル時計	從	價	三割五分	五四〇	二 一箇ノ重量五百キログラムヲ超エサルモノ	每百斤	二七・〇〇
五三〇	置時計、掛時計、電氣時計、タワークロック及ウオッチマンズクロック其ノ他時刻ヲ記録スル時計ノ部分品	從	價	三割五分	五四〇	三 一箇ノ重量十キログラムヲ超エサルモノ	每百斤	一五・〇〇
	ムーヴメント(文字板及指針ヲ附著シタルモノヲ含ム)	從	價	三割五分	五四〇	四 一箇ノ重量一萬キログラムヲ超エサルモノ	每百斤	九・〇〇
	モノウ含ム)	從	價	三割五分	五四〇	五 其ノ他	每百斤	六・〇〇
	スル時計用ノモノ	從	價	三割五分	五四〇	一 一箇ノ重量十キログラムヲ超エサルモノ	每百斤	五六・七〇
	乙 其ノ他	從	價	三割五分	五四〇	二 一箇ノ重量五十キログラムヲ超エサルモノ	每百斤	三三・三〇
	イ 一箇ノ重量一キログラムヲ超エサルモノ	從	價	三割五分	五四〇	三 一箇ノ重量十キログラムヲ超エサルモノ	每百斤	二三・八〇
	ハ 其ノ他	從	價	三割五分	五四〇	四 其ノ他	每百斤	一一・九〇
	撥條	從	價	三割五分	五四〇	一 體溫計(ケースノ有無ヲ別タス)	每百斤	二・三〇
	鬚撥條	從	價	三割五分	五四〇	甲 二重管式ノモノ	每百斤	六・六〇
	樂器	從	價	三割五分	五四〇	乙 其ノ他	每百斤	二・三〇
	五 其ノ他	從	價	三割五分	五四〇	一 パログラフ	每百斤	二・七〇
五三一	クロノメーター及同部分品(懷中用ノモノヲ除ク)	從	價	三割五分	五四二	二 アネロイドパロメーター	每百斤	一〇・七〇
五三二	錶盤及同部分品	從	價	三割五分	五四二	三 其ノ他	每百斤	二・〇〇
五三三	雙眼鏡及隻眼鏡	從	價	三割五分	五四二	一 アムペアメーター、ヴォルトメーター及ヴォルトアムペアメーター	每百斤	一四・八〇
	一 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、寶石、半寶石、眞珠、珊瑚、象牙、鼈甲又ハ貝殻ヲ用キタルモノ	從	價	三割五分	五四三	二 ヲットメーター	每百斤	五二・三〇
	甲 ブリズムヲ用キタルモノ	從	價	三割五分	五四三	一 ヲットアワーメーター	每百斤	一一・四〇
	乙 其ノ他	從	價	三割五分	五四三	二 其ノ他	每百斤	二・二〇
	甲 ブリズムヲ用キタルモノ	從	價	三割五分	五四四	一 壓力計(ヴァキユムゲージヲ含ム)	每百斤	一一・四〇
	乙 其ノ他	從	價	三割五分	五四四	二 其ノ他	每百斤	二・二〇
五三四	望遠鏡	從	價	三割五分	五四四	一 タコメーター、シツクスログ、スチムエンジンインデクサー、アネモメーター、ダイナモメーター、サイクロメーター、ベドメーター其ノ他類似ノモノ	每百斤	一一・四〇
	一 一箇ノ重量一キログラムヲ超エサルモノ	從	價	三割五分	五四四	二 電池	每百斤	二・〇〇
	二 其ノ他	從	價	三割五分	五四四	一 蓄電池	每百斤	二・〇〇
五三五	顯微鏡及同部分品	從	價	三割五分	五四四	二 乾電池	每百斤	二・〇〇
五三六	直尺、曲尺、卷尺、ワイヤゲージ、スクリユーピッチゲージ、シツクネスゲージ、マイクロメーター、プロトラクター、キヤリパー、ディヴァイダー、レヴェル其ノ他類似ノモノ	從	價	三割五分	五四四	三 其ノ他	每百斤	二・〇〇
	一 木製ノモノ	從	價	三割五分	五四四	一 エレクトロード	每百斤	二・〇〇
	二 金屬製ノモノ	從	價	三割五分	五四四	二 其ノ他	每百斤	二・〇〇
	三 布帛製ノモノ	從	價	三割五分	五四四	一 醫療器、オートツベチックインストルメント及同部分品(別號ニ掲ケサルモノ)	每百斤	二・〇〇
	甲 ケースヲ有スルモノ	從	價	三割五分	五四四	二 製圖器、測量器及同部分品(別號ニ掲ケサルモノ)	每百斤	二・〇〇
	乙 其ノ他	從	價	三割五分	五四四	三 キヤッシュレザスター、計算機其ノ他類似ノモノ及同部分品	每百斤	二・〇〇
五三七	衡器(錘ノ有無ヲ別タス)	從	價	三割五分	五四〇ノ二	タイプライター及同部分品	每百斤	二・〇〇
	一 臺秤	從	價	三割五分	五四〇ノ二	理化學器及同部分品(別號ニ掲ケサルモノ)	每百斤	二・〇〇
	二 其ノ他	從	價	三割五分	五四〇ノ三	幻燈器、活動寫眞映寫器及同部分品	每百斤	二・〇〇
五三八	衡器部分品及錘	從	價	三割五分	五四一		每百斤	二・〇〇
五三九	瓦斯計	從	價	三割五分	五四二		每百斤	二・〇〇

五七四	五七四ノ二	五七四ノ三	五七五	五七六	五七七	五七八	五七九	五七九ノ二	
蒸汽機關車(軌條ヲ要セサルモノ)及ボータブルス チームエンジン ロードローラー	一 スチームロードローラー 二 モーターロードローラー 三 其ノ他	蒸汽機關(別號ニ掲ケサルモノ) スチームタービン コンクリートミキサー	一 一箇ノ重量二百五十キログラムヲ超エサル モノ 二 一箇ノ重量千キログラムヲ超エサルモノ 三 一箇ノ重量五千キログラムヲ超エサルモノ 四 一箇ノ重量五萬キログラムヲ超エサルモノ 五 其ノ他	瓦斯機關及石油機關 一 一箇ノ重量百キログラムヲ超エサルモノ 二 一箇ノ重量二百五十キログラムヲ超エサル モノ 三 一箇ノ重量千キログラムヲ超エサルモノ 四 一箇ノ重量三千五百キログラムヲ超エサル モノ 五 一箇ノ重量一萬キログラムヲ超エサルモノ 六 一箇ノ重量五萬キログラムヲ超エサルモノ 七 其ノ他	ウオータータービン及ベルトンウィール 一 一箇ノ重量五千キログラムヲ超エサルモノ 二 一箇ノ重量一萬キログラムヲ超エサルモノ 三 其ノ他	發電機、電動機、廻轉變流機、周波數變換機、廻 轉變相機及發電子 一 一箇ノ重量二十五キログラムヲ超エサルモノ 二 一箇ノ重量五十キログラムヲ超エサルモノ 三 一箇ノ重量百キログラムヲ超エサルモノ 四 一箇ノ重量五百キログラムヲ超エサルモノ 五 一箇ノ重量千キログラムヲ超エサルモノ 六 一箇ノ重量五千キログラムヲ超エサルモノ 七 其ノ他	變壓機 一 一箇ノ重量二十五キログラムヲ超エサルモノ 二 一箇ノ重量五十キログラムヲ超エサルモノ 三 一箇ノ重量百キログラムヲ超エサルモノ 四 一箇ノ重量二百五十キログラムヲ超エサル モノ		
每 百 斤	每 百 斤	每 百 斤	每 百 斤	每 百 斤	每 百 斤	每 百 斤	每 百 斤	每 百 斤	
一〇・四〇	一〇・六〇 一一・五〇 二一・七〇 二一・七〇	二二・一〇 二二・一〇 一一・三〇 一一・三〇 八・二〇 一割五分	三〇・〇〇 二〇・〇〇 一七・七〇 一七・七〇 一七・〇〇 一四・七〇 一三・七〇 二一・七〇	二一・割 一五・二〇 一四・九〇	四二・四〇 二四・九〇 二二・二〇 二〇・六〇 一七・七〇 一六・二〇 一五・八〇	二六・〇〇 一六・〇〇 一四・〇〇 一三・〇〇			
五八〇	五八一	五八二	五八三	五八四	五八五	五八六	五八七	五八八	五八九
原動力機ト結合シタル發電機 一 スチームタービント結合ツタルモノ 二 其ノ他	別號ニ掲ケサル原動力機 一 ブロック及チェーンブロック 二 木製ノモノ 三 其ノ他	一 原動力機ト結合シタルモノ 二 其ノ他	一 原動力機ト結合シタルモノ 二 其ノ他	一 原動力機ト結合シタルモノ 二 其ノ他	一 組立テサルモノ 二 其ノ他	一 汽力ニ依ルモノ 二 其ノ他	一 一箇ノ重量千キログラムヲ超エサルモノ 二 一箇ノ重量五千キログラムヲ超エサルモノ 三 一箇ノ重量一萬キログラムヲ超エサルモノ 四 其ノ他	一 脚部ヲ有セサルモノ(縫衣機ノ頭部ヲ含ム) 二 其ノ他	一 縫衣機部分品及附屬品(針ヲ除ク) 二 其ノ他
每 百 斤	每 百 斤	每 百 斤	每 百 斤	每 百 斤	每 百 斤	每 百 斤	每 百 斤	每 百 斤	每 百 斤
一一・〇〇 九・〇〇 七・〇〇	二一・割 二一・割 二一・割	二一・一〇 二一・一〇	二一・一〇 二一・一〇	二一・一〇 二一・一〇	二一・一〇 二一・一〇	二一・一〇 二一・一〇	二一・一〇 二一・一〇	二一・一〇 二一・一〇	二一・一〇 二一・一〇

五九〇	潛水器及同部分品 一 潛水衣 二 其ノ他	從	每箇	一六〇〇 二 割	五九九 六〇〇	一 金屬製ノモノ 二 其ノ他 織布整理機械 メリヤス機械	從	每百斤	五・八五 一割五分 一〇・七〇
五九一	唧筒(別號ニ掲ケサルモノ) 一 鐵製ノモノ 甲 一箇ノ重量百キログラムヲ超エサルモノ 乙 一箇ノ重量五百キログラムヲ超エサルモノ 丙 一箇ノ重量五千キログラムヲ超エサルモノ 丁 一箇ノ重量一萬キログラムヲ超エサルモノ 戊 其ノ他 二 其ノ他	從	每百斤	一八・七〇 一四・三〇 一三・四〇 一〇・一〇 一割五分 二 割 一割五分	六〇一 六〇二 六〇三	一 一箇ノ重量五百キログラムヲ超エサルモノ 二 其ノ他 絲布染色機械(捺染機械ヲ含ム)絲布漂白機械及マ ーセイジンマシン 製紙機械及製紙準備機械 印刷機械	從	每百斤	四三・八〇 二五・六〇 一割五分 二 割
五九二	送風機 一 扇風機 二 其ノ他	從	每百斤	四三・〇〇 二 割	六〇四 六〇五	二 其ノ他 別號ニ掲ケサル機械 機械部分品(別號ニ掲ケサルモノ) 一 ウィール(鐵製ノモノ) 甲 齒車 乙 其ノ他 二 ロール及ローラー 甲 鐵製ノモノ 甲ノ一 彫刻シタルモノ 甲ノ二 其ノ他 个 一箇ノ重量五千キログラムヲ超エサル モノ ロ 一箇ノ重量百キログラムヲ超エサル モノ ハ 一箇ノ重量千キログラムヲ超エサル モノ ニ 一箇ノ重量五千キログラムヲ超エサ ルモノ ホ 其ノ他 乙 銅製、眞鍮製又ハ青銅製ノモノ イ 彫刻シタルモノ ロ 其ノ他 丙 銅、眞鍮又ハ青銅ヲ著セタルモノ 丁 其ノ他 三 ミリングカッター、ギアアカッター及機械用鋸 甲 圓形ノモノ、圓錐形ノモノ、圓錐形ノモノ 其ノ他類似ノモノニシテ徑二十センチメ ートルトヲ超エサルモノ 乙 其ノ他 四 紡績用及捻絲用スピンドル及フライヤー (鐵製ノモノ)	從	每百斤	二 一六・五〇 二 割
五九三	水壓機 一 一箇ノ重量千キログラムヲ超エサルモノ 二 一箇ノ重量五千キログラムヲ超エサルモノ 三 一箇ノ重量一萬キログラムヲ超エサルモノ 四 其ノ他	從	每百斤	一割五分 一・一五〇 七・八五 六・九五			從	每百斤	一・八〇 七・四五
五九四	ニウマチツクツール及ニウマチツクマシン 一 一箇ノ重量二十五キログラムヲ超エサルモノ 二 一箇ノ重量百キログラムヲ超エサルモノ 三 一箇ノ重量五百キログラムヲ超エサルモノ 四 其ノ他	從	每百斤	二二・〇〇 九四・四〇 六五・五〇 二二・〇〇			從	每百斤	二 一九・四〇 一七・二〇
五九五	別號ニ掲ケサル金屬工及木工機械(ローリングマシン、ドロイングマシン、ネールメーカーキングマシン、モールディングマシン、フランディングマシン、ペンディングマシン、リヴエツチングマシン等ヲ含ム) 一 一箇ノ重量二十五キログラムヲ超エサルモノ 二 一箇ノ重量百キログラムヲ超エサルモノ 三 一箇ノ重量五百キログラムヲ超エサルモノ 四 一箇ノ重量千キログラムヲ超エサルモノ 五 一箇ノ重量二千五百キログラムヲ超エサルモノ 六 一箇ノ重量五千キログラムヲ超エサルモノ 七 一箇ノ重量一萬キログラムヲ超エサルモノ 八 一箇ノ重量五萬キログラムヲ超エサルモノ 九 其ノ他	從	每百斤	八四・四〇 五二・六〇 三〇・五〇 二四・二〇 二三・五〇 一八・五〇 一六・〇〇 九・〇〇 八・〇〇			從	每百斤	二八・六〇 一七・三〇 二 割 二 割
五九六	紡績機械、紡績準備機械、紡績整理機械、織布準備機械及捻絲製造機械(ジンニングマシン、スコアリングマシン、バンドリングマシン等ヲ含ム)	從	每百斤	六九〇			從	每百斤	三一・七〇
五九七	織布機	從	每百斤	六九〇			從	每百斤	三一・七〇

品名	單位	稅率	備考
甲ノ九 チーズ	每百斤	二一・〇〇	<p>六四〇 ビリヤード、テニス、クリケット、象棋其ノ他ノ遊戯具及同附屬品</p> <p>一 テニス具、野球具、フットボール具及同附屬品</p> <p>二 其ノ他</p> <p>六四一 磁具</p> <p>六四二 雛形</p> <p>六四三 飼料</p> <p>六四四 穀</p> <p>六四五 米糠</p> <p>六四六 肥料(油糟、食用ニ適セサル乾魚、骨粉、血粉、骨灰、鳥糞、過燐酸石灰、石灰窒素等)</p> <p>六四七 別號ニ掲ケサル物品</p> <p>一 未製品</p> <p>二 其ノ他</p> <p>甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、象牙又ハ鼈甲ヲ用キタルモノ</p> <p>乙 其ノ他</p> <p>備考 從量稅率ノ單位ハ圓トス</p> <p>附則</p> <p>本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス</p> <p>大正十一年法律第二十二號及大正十四年法律第一號ハ之ヲ廢止ス</p> <p>本法施行前第九條ノ規定ニ依リ輸入稅ノ免除ヲ受ケタル物品ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル</p> <p>(國務大臣濱口雄幸君登壇)</p> <p>○國務大臣(濱口雄幸君) 請君只今議題トナリマシタル關稅定率法中改正法律案ニ付キマシテ大體ノ說明ヲ致サウト思ヒマス、關稅率ノ改正ニ付キマシテハ、曩ニ豫算案ニ關スル說明ノ際ニ於テ、簡單ニ申述ベテ置キマシタ通り、現行關稅率ハ明治四十三年ノ制定ニ係リマシテ、其後十數年ノ間、僅ニ數回ノ部分的改正ヲ加ヘラレタコトガアリマスガ、其全般ニ互テ改正ヲ致シマシタコトハ未ダ一回モ無イノデアリマス、其間内外ノ經濟界ハ著シク變化致シマシテ、殊ニ歐洲大戰亂以來、物價並ニ產業貿易ノ狀況ニ一變變動ヲ來シマシタルガ故ニ、現行ノ稅率ハ重要產業保護ノ點カラ見マシテモ、將又從價稅、從量稅トノ權衡上ヨリ見マシテモ、甚シク現下ノ情勢ニ適合シナイヤウニナッタノデアリマス、隨ヒマシテ關稅率ノ一般ノ改正ニ付テハ、是ハ歷代ノ内閣ニ於テ屢、企圖セラレタノデアリマスルガ、是ガ改正ハ國家ノ產業貿易、並ニ國民ノ經濟生活ニ影響スル所ガ極メテ重大デアリマシテ、洵ニ容易ナラザル事業デアリマスルガ爲ニ、今日マデ未ダ實現スルニ至ラナカッタノデアリマス、現内閣ニ於キマシテハ、從來屢、聲明致シマシタルガ如ク、是ガ改正ノ甚ダ必要デアラテ、且ツ急務デアルト云フコトヲ認メマシテ、大正十三年八月以來政府部内ニ關稅率改正委員會ヲ設ケマシテ、關稅率ノ一般ノ改正ニ關シマスル調査審議ニ當ラシメ、漸ク其成案ヲ得マシテ、茲ニ多年ノ間朝野ノ問題デアリマシタ所ノ關稅率ノ一般ノ改正案ヲ提案スルニ至ラタリマス、而シテ其内容ノ詳細ニ就キマシテハ、之ヲ委員會ニ於テ爾說明ニ讓リ積リデアリマスガ、今回ノ改正案ハ、歳入ノ増加ト云フコトハ一切之ヲ目的ト致シマセヌ、又舊澤稅ヲ課シテ居リマス、各種ノ物品ニ付キマシテハ舊澤稅設置ノ趣旨ニ鑑ミテ、暫ラク之ニ手ヲ觸レナ</p>
甲ノ十 マット及マッチング	每百斤	二四・三〇	
甲ノ十一 其ノ他	從價	三割五分	
乙 其ノ他			
乙ノ一 塊、條、竿及板	每百斤	三五・四〇	
乙ノ二 管	每百斤	三八・九〇	
乙ノ三 リング及ワッシャー	每百斤	四三・七〇	
乙ノ四 櫛	每百斤	七三・四〇	
乙ノ五 其ノ他	從價	三割五分	
六三〇 層及故ノインディアラッパ及カタパーチャ(改造用ノミニ適スルモノ)	無稅		
六三一 ヴアルカナイズドファイバー(竿、板及管ノ類)	每百斤	一一・四〇	
一 押形ヲ付シタルモノ	每百斤	一七・八〇	
二 其ノ他			
六三二 セリニロイド及同製品(別號ニ掲ケサルモノ)	每百斤	五六・〇〇	
一 塊、條、帶、竿、板及管ノ類	每百斤	三五・〇〇	
二 櫛	每百斤	三割五分	
三 其ノ他			
六三二ノ二 層及故ノセリニロイド(改造用ノミニ適スルモノ)	從價	三六・四〇	
六三三 ガラス及同製品(別號ニ掲ケサルモノ)	每百斤	三割五分	
一 塊、條、帶、竿、板及管ノ類	從價	三割五分	
二 其ノ他			
六三四 フラッシュ及金	從價	五割	
一 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、象牙又ハ鼈甲ヲ用キタルモノ	從價	三割五分	
二 其ノ他			
六三五 ランプ、提燈及同部分品	從價	二割	
一 安全燈	從價	二割	
二 磁燈	從價	二割	
三 白熱電燈球	從價	二割	
四 ソケット及シェードホルダー	從價	二割	
五 瓦斯マントル	從價	二割	
六 醫療用ランプ	從價	二割	
七 シャンデリア、ブラケット、スタンド、シェード及同部分品	從價	二割	
八 其ノ他			
六三六 寫真用フィルム	從價	三割五分	
一 感光性ノモノ	從價	三割五分	
二 現象シタルモノ	從價	三割五分	
三 其ノ他			
六三七 セラチンペーパー	從價	一・〇〇	
六三八 造花(模造ノ葉、果實等ヲ含ム)及同部分品	從價	八・二五	
六三九 化粧具匣	從價	八・四〇	

イコトニ致シテ調査ヲ進メタノデアリマス
而シテ改正ノ根本方針ハ、要スルニ内地産
業ノ生産條件ヲ有利ナラシメルト共ニ、重
要産業ニ付キマシテハ、外國品ノ競争ニ對
シテ一様ナル程度ノ保護ヲ加ヘ、他面消費
者ノ利害ヲ考慮致シマシテ、國民生活ノ安
定ヲ策シ、且ツ税率ノ適當ナル按配ヲ圖ラ
ントスルニ在ルノデアリマス、即チ第一ニ
産業方面ニ於キマシテハ、我國ニ生産ガ無
イ品物デアルカ、又ハ生産ハ有リマシテモ、
洵ニ乏シキ所ノ原料品ニ付キマシテハ、現
行税率ノ通り無稅又ハ低イ所ノ稅ヲ据置ク
ノ外、新ニ之ヲ無稅トスルニ努メマシテ、
第二ニハ重要産業デアツテ、今尙ホ發達ノ
道程ニアリマスモノ、及ビ將來新ニ成立
ノ見込アル者ニハ、外國品ノ競争ニ對
シテ、一様ナル程度ノ保護ヲ與フルコトニ
致シマシタ、第三ニハ事業ノ基礎ガ鞏固デ
アルカ、又ハ我國ノ生産ガ豐富デアリマシ
テ、外國品トノ競争ニ堪ヘ得ルモノニ對シ
テハ、或ハ税率ヲ輕減シ、若クハ現行税率
据置ノ方針ヲ取ツテデアリマス、第四ニ
ハ國民生活ノ必要品ニ對シマシテハ、税率
ヲ輕減致シマシテ、成ベク低稅ニ致シ、若
クハ現行税率ヲ据置クト云フコトヲ致シタ
ノデアリマス、第五ニハ嗜好的消費ニ屬ス
ル物品ニ對シテハ、其消費ヲ抑制スル趣旨
ヲ以テ、相當ノ高稅ヲ課スルコトニ致シタ
ノデアリマス、其他各品目ニ關スル詳細ノ
事ハ、委員會ニ於テ申上ゲルコトニ致シマ
スルガ、課稅ノ技術上ヨリ致シマシテ、從
價稅ハ成ベク從量稅ニ改ムル方針ヲ取ツタ
ノデアリマス、尙ホ關稅定率法ノ全文ニ付
キマシテモ、其稅率改正ノ機會ニ於テ、之
ニ關聯ヲ致シ、又ハ時代ノ趨勢ト關稅行政
上ノ實際ニ稽ヘ、關稅ノ賦課、免稅及拂戻
等ニ關シテ、一様ナル改正ヲ加ヘルコト、
致シタノデアリマス、改正案ノ趣旨ハ大體
以上述べタ通りデアリマシテ、歲入關係カ
ラ之ヲ考慮按配シタルモノデハナイノデア
リマスルガ、偶、現行税率ガ、御承知ノ通

リ十數年前ノ制定ニ係リ、現在ノ物價及産
業狀態ニ照シ、概シテ低率ニ過グルモノガ
多イノデアリマスルガ爲、其増率トナリタ
ルモノ相當多數ニ上リマシタノト同時ニ、
從價稅ト從量稅トノ權衡ト正シマシタル
モノ少ナカラザル結果カラ致シマシテ、先
日モ申述ヘマシタ通り、此改正ニ依ツテ、
初年度ニハ約七百五十萬圓、次年度以降約
千九百三十萬圓ノ増收ヲ見ルベキ見込デ
アリマス、何卒御審議ノ上、速ニ御協賛ヲ
與ヘラレシコトヲ希望致シマス(拍手)
○議長(齋藤三三) 是ヨリ通告順ニ依リ
質疑ヲ許シマス——山本芳治君
〔山本芳治君發言〕
○山本芳治君 關稅ノ改正案ニ付キマシ
テ、國民生活ニ最モ密接ナル關係ガアリ、
且又我國ノ産業上重大ナル影響ヲ及ボス所
ノ綿絲ノ關稅問題ニ付テ、政府ニ御尋致シ
タイノデアリマス、綿絲ノ關稅廢止問題ハ、
御承知ノ如クニ、昨年ノ議會ニ於キマシテ
ハ建議案トナリ、更ニ法律案トナツテ當議
場ニ現ハレマシテ、何レモ通過致シタノデ
アリマス、然ルニ意外ニモ今回ノ改正案ヲ
見マスト云フト、依然トシテ此關稅ガ存
置セラレテ居ル、元來綿絲ノ關稅ガ保護政
策カラ産レタモノデアリマス云フト、説
明スルマデモナイノデアリマス、而シテ是
保護政策ホド完全ニ十全ニ其目的ヲ達成シ
タモノハ、恐ラク東西古今ヲ通ジテアルマ
イト思フノデアリマス(拍手)今茲ニ細カイ
數字ヲ擧ゲテ一々説明スルコトハ致シマセ
ヌ、唯、概略ダケヲ申上ゲルノデアリマス
ガ、紡績ハ幾數ニ付キマシテハ、國定稅率
ヲ制定致シマシタ當時ニ比較致シマスト
云フト、今日ハ八倍以上ニ及ンデ居ル、拂
込資金ヲ見マスト云フト、矢張同ジヤ
ウナ割合デアアル、又會社ノ積立金ノ如キハ
最近十數箇年間ニ於キマシテモ、十倍以上
ニ及ンデ居ルノデアリマス、又棉花ノ消費
量カラ申シマストレバ、國內消費ノ分ニ、支
那ノ分工場——此分ヲ加ヘマスト云フト
英吉利ノ二百七十萬圓ニ拮抗スルコトガ出
來ルノデアリマス、又御承知ノ如クニ紡績

會社ノ利益ノ多イコトハ申スマデモアリマ
セヌ、好況時代ハ暫ク別問題ト致シマシテ、
大正九年以後ノ一般工業ノ振ハナイ時期ニ
於キマシテモ、紡績業者ノ平均利益ハ二割
以上ニ及ンデ居ルノデアリマス、有力會社
ノ利益ヲ平均致シマストレバ、純益ダケデ四割
ニ近イモノガアル、斯様ニ此事業ハ偉大ナ
ル發達ヲ遂ゲマシテ、保護政策ノ目的ヲ十
分ニ達シテ居ルノデアリマスガ、尙ホ今日
以後ニ引續イテ此保護政策ヲ續ケルト云フ
コトハ、丁度葉サヲ避ケルガ爲ニ、温室ニ
入レタ植物ヲ夏方來テモ外へ出サナイノト
同様デアアル、是レ以上保護政策ヲ續ケルト
云フトハ、百害アリテ一利無シト思フノデ
アリマス、ソコデ先ヅ政府ニ御尋致シタイ點
ハ、綿絲ナリ綿絲ヲ原料トスル所ノ綿織物
類ガ、國民ノ必需品デアルコトハ説明スル
マデモナイ、殊ニ中産以下ノ國民ガ最も多
ク之ヲ必要トスルノデアアル、而シテ社會政
策ガ現内閣ノ表看板デアアルコトハ、先刻砂
田君ガ説明シタ通りデアアル、此國民ノ必需
品タル綿絲ノ價值ヲ上ゲル所ノ關稅、即チ
少數ノ資本家タル貿易業者ノ利益ヲ保護ス
ルガ爲ニ、一般國民ニ向テ生活必需ノ負擔
ヲ重クサルト云フトコトガ現内閣ノ方針デア
ルヤ否ヤ、先ヅ此點ニ付テ政府ノ御所見ヲ
承リタイノデアアル、次ニ御尋致シタイノハ、
今ヤ我國ノ綿織物ノ輸出ハ益々盛大ヲ加ヘ
マシテ、輸出額ハ綿絲ニ比較致シマシテ三
倍以上ニ及ンデ居リマス、ソレ故ニ産業政
策ニ立脚シテ考ヘマストレバ、綿絲ヲ中心ト
セズシテ、綿織物ヲ中心トスベキコトハ、之
ヲ説明スルマデモナイ話、所ガ綿織品ノ貿
易ニ付キマシテハ、現ニ支那ノ如キ競爭國
ガアル、ソコデ其原料タル綿絲ノ價格ガ騰
易ハ不振ニ陥ルト云フ懸念ガアルノデアリ
マス、更ニ考慮シナケレバナラヌ問題ハ、
我國ノ如キ總テノ生産品ニ互テ原料ハ極
メテ少イノデアアル、乏シイノデアアル、而シ
テ人口ノ多イ國柄ニ於キマシテハ、綿絲ノ
如キ比較の少イ労働ヲ必要トスル生産品、
ソレヨリカモ比較的多ク労働ヲ必要トス

ル所ノ綿織品ニ重ヲ置カナケレバナラヌ、
而シテ其生産品ヲ通ジテ、我國ノ労働ヲ外
國ニ輸出スルコトノ方針ヲ樹立スルノ必要
ガアルト思フノデアリマス、斯様ニ考ヘマ
スト云フト、綿絲ノ價格ハ成ベク安クシ
テ、ソレニ依ツテ綿織物ノ輸出ヲ助ケルト云
フコトガ、政府ノ採ルベキ最モ適當ナル方
策デアアルマイカ、斯様ニ考ヘルノデアリ
マス、然ルニ現政府ニ於キマシテハ、失業
問題ニ付テハ多大ナル苦心ヲ拂ツテ居ルト
言ハレル、殊ニ濱口藏相ノ如キハ、口ヲ開
ケバ直ニ今日ノ我國ノ貿易ノ逆調ハ洵ニ
遺憾デアアル官民一致協力シテ此逆調ヲ挽回
スルコトニ努力シナケレバナラヌ、斯様ニ
言ハレルノデアリマスルガ、官民一致ト云
フコトヲ口ニ唱ヘラレナガラ、一面ニ於テ
ハ輸出貿易ノ打撃ニナルヤウナ方法ヲ執ラ
レルノハ如何ナル譯デアアルカ、此點ニ付キ
マシテモ政府ノ御答辨ヲ煩ハシタイノデア
リマス、或ハ政府ニ於キマシテハ此關稅ヲ
廢止スレバ、國家ノ收入ガ減ル、斯様ニ言
ハレルカモ知レマセヌガ、此關稅ニ依ツテ得
ル所ノ國家ノ收入ハ、僅ニ二年々十數萬圓ニ
過ギナイノデアアル、殊ニ是ハ將來ニ互テ
モ、決シテ増收ノ見込ハナイ、何故ナラバ
我國ノ貿易業者ハ、御承知ノ如ク聯合會ト
云フモノヲ組織シテ、一種ノ「トラスト」ヲ
組織シテ、外國ノ綿絲ニ此關稅ヲ盛リ掛ケ
タ金額、其金額ヨリカモ幾分安イト云フ所
デ、國內生産品ノ相場ヲ決定致シテ居リマ
スカラ、此關稅ガアル以上ハ、如何ニ安イ
外國ノ綿絲ニ雖モ、此城壁ヲ乘越エテ我國へ
侵入スル餘地ハナイ、即チ將來ニ於キマシ
テモ、此關稅ニ依ツテ國家ノ收入ヲ圓ルト
云フトト望ハナイノデアリマス、ソコデ
私共ハ最後ニ政府ニ一言申上ゲタイノデア
リマスルガ、綿絲ノ關稅廢止ハ國民多數ノ
希望デアアル、此多數ノ希望ガ此議會ニ反映
致シマシテ、昨年ノ議會ニハ建議案トナリ、
法律案トナリ、何レモ是ガ通過シタノデア
リマス、此建議案、法律案ノ中ニハ、憲政會
案モアツタ、憲政會ノ諸君ハ一致シテ之ヲ贊
成セラレタノデアリマス、現内閣ガ官僚内

衆議院議事速記第七號 關稅定率法改正法律案 第一讀會

衆議院議事速記第七號 關稅定率法改正法律案 第一讀會

衆議院議事速記第七號 關稅定率法改正法律案 第一讀會

衆議院議事速記第七號 關稅定率法改正法律案 第一讀會

閣下アルナラバイザ知ラス、現内閣が國民ノ意思ヲ代表スル政黨内閣デアリ、憲政會内閣デアルトハ、天下モ之ヲ認メ、自ラモ之ヲ許シテ居ルノデアアル、然ラバ何故ニ斯ノ如キ國民ノ意思—憲政會ノ意見ノ明瞭ナル問題ニ付テ、正反對ノ行動ヲ執ラレルノデアアルカ、是ハ憲政會ノ爲ニモ寔ニ遺憾ニ存ズルノデアリマス(拍手)ソレ故ニ政府ニ於キマシテハ、此國民生活ノ必需品タル綿絲、我國ノ重要ナル輸出品ノ原料タル綿絲ノ其價格ヲ安クスル爲ニ、何故ニ綿絲ノ關稅ヲ廢止セラレナカッタノデアアルカ、是等ノ諸點ニ付キマシテ政府ノ懇切ナル御答辯ヲ煩ハシタイノデアリマス

○議長(柏谷義三君) 片岡商工大臣

〔國務大臣片岡直温君登壇〕
〔簡單ニ願ヒマス〕ト呼フ者アリ
○國務大臣(片岡直温君) 成ルベク詳シク申上ダマセウ—只今ノ御質問ニ對シテ御答ヲ致シマス、如何ニモ綿絲ニ關スル稅ノ問題ニ付キマシテハ、前議會ニ於テ建議案モ當議場ヲ通過シ、又法律案モ當院ハ通過致シテ居リマスル事ハ、能ク承知致シテ居リマス、既ニ衆議院が案ヲ通過致シマシタ以上ハ、其院議ヲ尊重ズベキコトハ當然デゴザイマシテ、此點ニ於テハ重キヲ置キマシテ考慮ヲ致シタノデゴザイマスルガ、其考慮ノ結果綿絲ニ對シマスル關稅ハ、暫ク現行ノ儘ニ置クコト、致シマシタ事ニハ十分ナル理由ヲ持テ居ルト思ヒマス、先ヅ第一ニ今日我國ニ於ケル綿絲ノ狀況ハ最初太絲ヨリ始マテ、今中細ニ赴キツ、アルノデアリマス、而シテ海外ヨリ我國ニ這入りマシマス、(日本ニモ出來ルソ)ト呼フ者アリ

固ヨリ絶無トハ申上ダマセヌ、其傾向ヲ持テ居ル所デアリマス、然ルニ世界ノ大勢カラ觀マシテ、支那ハ既ニ相當ノ綿絲ヲ作ルヤウニ進ミツ、アルコトハ、御承知ノ通りデアリマス、今日日本ノ綿絲ノ稅ヲ撤廢致シマシタト申シマシテモ、英吉利方面カラ這入りマシマスルモノハ、前段申上ダタ通りデゴザイマスカラ、多ク這入りル所ト認ムベキ

ハ、支那デゴザイマセウガ、支那ハ今鍾數ニ於テ、施設致シツ、アル所ノモノヲ調ベマシテモ、マダ三百万鐘ニハ足ラナイノデアアル、我國ノ製品ヲ壓倒シテ、安ク品物ガ這入ッテ來ルト云フ趨勢ハ持テ居ナイ、ノミナラズ日本ノ此綿絲布ニ對シテハ、今御承知ノ通り、支那ニ於テ關稅改正ノ問題ガ計議サレテ居ル所デアリマス、其結果直ニ影響ヲ及ボシテ來ル所ノ主ナルモノハ綿絲布デアラウト思ヒマス、此關稅ノ決定ノ狀況ヲ考慮スルト云フコトハ必ズ私ハ必要デアラウト考ヘマス、今一ノ理由ハ、工場法ヲ施行スルコトニ相成テ居リマスルガ、是ハ今後三年ノ後ニ於キマシテハ操業ノ時間ヲ短縮スル必要ガ起ルノデゴザイマス、其短縮ノ結果、綿絲ノ現狀ニ於テ如何ナル影響ヲ爲スカト云フコトモ、是モ考慮スベキ一デアラウト思ヒマス、ソレカラ今一ノ最モ考慮シナケレバナラヌノハ、世界ノ大勢上カラ太絲カラ段々ニ中細絲ニナリ、細絲ニナッテ行クト云フ傾向ニナッテ居リマスカラ、此世界ノ傾向ニ應ジテ、日本ノ紡績業者タル者ハ、相當世界ノ趨勢ニ應ズル施設ヲ立テ、行カナケレバナラヌト思フノデアリマス、然ラザレバ世界ノ競争ノ上ニ於テ一大打擊ヲ避クルコトハ出來得ナイ筈デアリマス、以上ノ三點ヲ考慮致シマスルト、餘程此點ニ付テハ調査ヲ致シ必要ガアルト思ヒマス、又今ノ御質問中ニハ現在ノ紡績業者ハ非常ノ儲ケヲ致シテ居ル、斯ウ云フ御説デアッタノデアリマス、如何ニモ多クノ會社中、確ニ二割乃至時ニ依テハ四割程ノ配當ヲスル會社ヲ認メマス、併ナガラ此配當ガ製造會社ノ別種ノカヲ得ズシテ、單ニ其利益ガ生ジテ居ルカト考ヘマスルト、サウハ見ラレヌノデアリマス、即チ變ノ好況時代ニ相當ノ積立金ヲ拵ヘテ、其積立金ニ依テ原料ノ仕入等ニ對シテ、金融上不利ノ利拂ヒヲ要シナイト云フコトニ依ッテ、茲ニ多クノ利益ヲ生ズルコトガアルノデアリマス、サウ云フ立場ニ在リマスルガ、世界大戦ノ當時、並ニ其以後

ニ於テ設立致シマシタ紡績會社ハ、今ハ甚シキ悲況ニ陥テ居リマス、即チ我國ニ於ケル紡績ノ鍾數ハ、約五百二十万鐘ト思ヒマスガ、ソレガ全部ガ働テ居ルカト言ヘバ、實際活動致シテ居ラヌノデアリマス、活動ヲ能クシ能ハザル狀況デアアルデアリマス、夫故ニ二、三ノ好イ所ノ會社ヲ押撒廢ヲ行フト云フコトハ早計ニ失スルノミナラズ、之ヲ撤廢シタカラト云フテ安キモノガ這入りカト申シマスレバ、最初ニ申上タ如ク支那ハマダ日本ニ安ク提供スルダケノ草地ハ作テ居ナイノデアリマス、故ニ廢シタラ大變安イモノヲ利用シ得ルトイフ狀況ニハ決シテ到達ハ致サナイト思ヒマス、是等ノ狀況ヲ綜合致シテ、現在ノ儘ニ據置イタノデアリマス、綿織物ニ對スル御意見モゴザイマシタガ、是ハ別段反對ノ意見ヲ持テ居ル譯デハゴザリマセヌ、相當綿織物ニ對シテ立行クヤウノ見當ノ下ニ稅額ヲ持テ居ル積リデゴザイマス

○山本芳治君 只今片岡君サカラ御答辯ヲ伺ヒマシタガ、ドウモ御答辯ノ趣旨ガ私共ニハ一向ノ了解ガ出來ナイ、只今商工大臣ノ御話ヲ聞キマスト云フト、將來或ハ操業短縮ガ行ハルカモ知レナイト云フコトモ考慮ノ中ニ置イテ、此關稅ヲ存置シタ、斯ウ言ハレルノデアリマスガ、是ハ全ク實情ト正反對ノ觀察ヲセラレテ居ルノデアアル、元來綿絲ニ付キマシテハ、關稅ト云フ一ツノ城壁ガ設ケラレテ居ルカラ、國內ノ同業者ガ一種ノ「トラス」ヲ造テ、操業短縮ヲ管ムコトガ出來ルノデアアル、若シ此關稅ト云フモノ、城壁ガナカッタナラバ、國內ノ同業者ガ操業短縮ヲ致シマスカラ、外國品ガ流レテ這入りマシマスカラ、此操業短縮ト云フコトノ弊害ガナクナル譯デアリマス、此點ニ付キマシテ商工大臣ハ財界ノ實情ト全ク正反對ノ觀察ヲサレテ居ルノデアアルマイカト思ヒマス、第二ニハ二三ノ會社ハ大ナル利益ヲ得テ居ルカモ知ラマセヌガ、一般ノ紡績業者ハ必ズシモサウ

デハナイノデアリマス、ト斯ウ言ハレタノデアリマス、私共決シテ二三ノ會社ヲ取テ申シタノデアリマセヌ、全國ノ同業者ノ平均利益ヲ申上ダタノデアリマス、有力ナル十大會社ノ平均利益ハ三割以上四割ニ近イモノガアルノデアリマス、全體ノ紡績業者ヲ通ジマシテモ、紡績聯合會ノ五十五社ノ平均利益ハ二割五分ニ及ンデ居ルノデアリマス、ソレ等ノ點ニ付キマシテハ、商工大臣ハ如何ナル調査ヲセラレテ居ルノカ知リマセヌガ、私共モ比較的正確ナル統計ヲ調ベテ居ル、併ナガラ是等ノ問題ニ付キマシテ正確ナル御答辯ヲ求メルト云フコトハ、餘程困難デアラウト思ヒマスカラ、當議場ニ於テハ是レ以上追窮ハ致シマセヌガ、委員會ニ於テ質疑ヲ致スコトニ致シマス

○議長(柏谷義三君) 岩切重雄君
〔岩切重雄君登壇〕
○岩切重雄君 只今上程セラレマシタ關稅定率法中改正法律案ニ對シマシテ、大藏大臣ノ說明ヲ承リマス、此改正案ハ勿論歳入ノ増加ヲ目的トシテ居ナイト云フコトハ先ヅ述べラレタ、吾々ハ本關稅改正ガ、勿論歳入ノ増加ヲ目的トスル所ノ改革案デアラナラバ、極メテ宜シクナイモノデアルト云フコトヲ初メヨリ考ヘテ居ルノデアリマス、隨テ政府ノ目的トサレル所モ、内地産業ノ發達ヲ擁護シテ、一面ニハ國民生活ノ基礎ノ上ニ立ッテ、物價問題ニ關聯致シタ上ヨリ適當ナル注意ヲ拂ハレタモノデアラウト云フコトヲ私ハ信ズルノデアリマス、然ラバ御尋致シタイト思ヒマスガ、若シ保護關稅政策ト云フ立場カラシテ、此關稅政策ヲ確立サレタトスルナラバ、最モ重大ナル問題ハ内地産業ニ對スル關稅改革ト連絡ヲ如何ニ取ルカト云フ問題デアリ、單ニ關稅定率ヲバ、物價騰貴ノ關係ヨリシテ從價稅ト從量稅トノ間ニ均衡ヲ得ル爲ニ改正ヲスルト云フ、唯、其點デアラナラバ、是ハ極メテ片手落ノ改正デナケレバナラヌ、是ダケノ大改革ヲシテ、初テノ政府ノ大ナル事業トシテ之ヲヤル以上ハ、内地産業ニ對ス

デハナイノデアリマス、ト斯ウ言ハレタノデアリマス、私共決シテ二三ノ會社ヲ取テ申シタノデアリマセヌ、全國ノ同業者ノ平均利益ヲ申上ダタノデアリマス、有力ナル十大會社ノ平均利益ハ三割以上四割ニ近イモノガアルノデアリマス、全體ノ紡績業者ヲ通ジマシテモ、紡績聯合會ノ五十五社ノ平均利益ハ二割五分ニ及ンデ居ルノデアリマス、ソレ等ノ點ニ付キマシテハ、商工大臣ハ如何ナル調査ヲセラレテ居ルノカ知リマセヌガ、私共モ比較的正確ナル統計ヲ調ベテ居ル、併ナガラ是等ノ問題ニ付キマシテ正確ナル御答辯ヲ求メルト云フコトハ、餘程困難デアラウト思ヒマスカラ、當議場ニ於テハ是レ以上追窮ハ致シマセヌガ、委員會ニ於テ質疑ヲ致スコトニ致シマス

ル所ノ根本的ノ態度ト云フモノヲ、一面ニハ定メテ掛ラナケレバ何モ私ハナラナイト考ヘルノデアリマス、即チ然ラバ此内地産業ト云フモノニ對スル方針、即チ基礎産業ヲ先ツ何レニ置クカト云フ問題デアリマス、唯、内地ノ産業ニ對シテ漫然タルバラ撒キ主義ヲ以テ關稅定率ヲ改正スルト云フ意味デハナイデアラウト考ヘマスカラ、商工大臣ナリ農林大臣ハ、我國ノ産業政策ノ基調、即チ目標ヲ何レニ置クカト云フコトヲ、極メテ抽象的デアルケレドモ、僅カバカリノ内地産業ノ中デ此目標ノ定ラナイ理由ハナイト考ヘマスカラ、何レニ目標ヲ置イテ居ラレルカト云フ、先ツ此大キナ問題カラ御尋致シタイト考ヘルノデアリマス、次ニハ唯、一面ニ先程申シマス通り、關稅定率ヲ改正スルト云フバカリデハ宜シクナイ、産業政策ヲ如何ニスルカト云フ問題ガ茲ニ起テ參リマス、産業ニ對スル基調ナル問題ハ其ニツハ資金ノ問題デアアル、目的ヲ何所ニ定メルカト云フコトガ先ツ定マリマスナラバ、次ニ起ル問題ハ資金ヲ如何ニスルカ、産業政策ニ對スル金融ノ問題スラモ念頭ニ置カズシテ、唯漫然之ヲ改メルト云フニハ、餘リニ改正ガ簡單過ギルト私ハ考ヘルノデアリマス、現今ノ資金問題ニ對シマシテ考ヘマスノニ、大藏大臣ハ内閣組織ノ當初以來、或ハ銀行ノ併合問題、其他預金部ノ改正等ニモ力ヲ盡シテ居ラレマスガ、勿論銀行ニシロ、低利資金ニシロ、其自體ガ目的デハナイ、銀行乃至低利資金ノ結局ノ目的ト云フモノハ、内地ノ産業ヲ如何ニ導クカト云フコトガ即チ眼目デナケレバナラヌ、例ヘバ銀行問題ニ付テ一例ヲ申上デマスレバ、銀行ノ合同問題ト云フ問題ハ、是ハ資金ノ充實ヲ圖テ信用制度確立ト云フ上カラ云ヘバ、極メテ重大ナル問題デアリマスケレドモ、一面カラ今日地方ノ所謂小企業者、殊ニ農村ト申スコトガ一番適當デアラウト考ヘマスガ、是等ノ小企業者ガ最モ惱ム所ノ問題ハ何デアラカト云ヘバ、地方ニ於ケル金利ノ非常ニ高イト云フコトガ、今日ノ非常ナ問題デ

アル、若シ茲ニ大キナ某銀行ト云フヤウナモノヲ合併シテ、地方ノ銀行組織ヲシテ、大銀行組織ノ下ニ置クトスルナラバ、小企業者ハ容易ニ、是等ノ銀行カラ金ヲ借出スコトハ不可能デアアル(拍手)此事ハ曩ノ議會ニ於キマシテモ大藏大臣ニ御尋致シマシタ、所ガソレハ小銀行ニ代ルベキモノハ支店ガアルト云フコトデアッタ、併ナガラ今日ノ支店ガ本店ノ許可ナクシテ小企業者ニ果シテ金ヲ貸スヤ否ヤ、必ズ一流銀行デアレバ支店ハ益々地方ニ溢設サレテ、多クノ支店ハ其小サナ人ノ資金ヲ集メテ、是ハ必ズ大資本家ニノミ之ヲ融進スル所ノ機關トナル(拍手)斯カル制度ノ下ニ銀行ノ目的ヲ置カレルナラバ、農村ニ於ケル小企業者ハ果シテ何所ニ此資金ヲ求メルノデアルカ、資金ナクシテ如何ニ關稅ノ定率ヲ改メテモ、資金ガナケレバ産業ノ興ル方法ハナイト私ハ考ヘル、ソレニ對シテハ政府ハ低利資金ノ問題ヲ言ハル、カモ知レヌ、然ルニ現行制度ノ下ニ於ケル低利資金問題ハ、果シテ十分ニ地方ニ是ガ還元サレテ居ルカ、是ハ前ノ議會ニ於テモ預金部ノ改正法案ト云フモノモ通過致シタノデアリマスガ、只今十幾億ノ郵便貯金ナルモノガ、農村ニ還元サレル所ノ額ハ極メテ少イモノデアルト私ハ考ヘル、況ヤ現内閣ノ財政計畫ノ中デ眼目トサレテ居ル公債政策ニ付テ考ヘマシテモ、一般ヨリ公債ヲ募ラナイト云フ美名ノ下ニ、其財源ハ預金部ノ金ニ仰イデ居ルノデアアル、然ラバ農村ニ還元シテコソ、初テ低利資金ノ運用ヲ成スノデアアル、而モソレハ公債政策ノ財源トサレテ居ルノデアアル、其公債ノ一億五千萬圓ト云フモノハ、鐵道計畫ノ中ハ繰入レラレル金ガ幾ラカ地方ニ廻テ來ルカモ知レナイケレドモ、後ハ帝都復興ト植民地ニ對スル金デアリマスカラ、農村ノ金ヲ取テ帝都復興ト植民地ニ之ヲ廻ス、即チ此低利資金ナルモノハマダ其外ニモアルケレドモ、要スルニ是等ノ公債ノ財源トナテ、地方ニ還元シテ來ナイノデアリマス、其外遮信省ニ於ケル簡易保險ノ低利資金ナドモアルケレドモ、斯ノ如キ

金融組織、地方ニ對スル金利ノ問題、金融ノ問題ガ一方ニ解決セラレズシテ、單ニ此關稅改革ノミヲ致スト云フコトハ、要スルニ是ハ片手落ノ處置デハナイカ、之ニ對シテハ如何ナル御考ガアルカト云フコトヲ先ツ伺ヒタイト思フノデアリマス、其次ニハ原料ノ問題デアリマス、一面ニ關稅ヲ課スル、併ナガラ關稅ヲ課スルト云フコトハ産業ノ發達ヲ圖ルト云フコトデアアル、然ラバ内地ニ於ケル原料問題、詰リ原料ノ管理ト云フ問題ヲ如何ニスルカ、原料ニハ内地ニ於テ出來ル所ノ原料ト、外國カラ持テ來ル所ノ原料ガアルノデアリマスガ、内地ノ原料ヲ中心トスル所ノ其根幹ハ農村ニ在ルト私ハ思フ、此農村ニ於ケル原料ヲ保護スルト云フ政策ニ對シテハ、此所(質問シナケレバナラヌ、此關稅改革ノ法文中ニ現レテ居リマスル所ノ小麥デアルトカ、或ハ大豆、米、畜産ノ如キモノニ對シテハ、今回ノ改正ヲ見マスト、大部分ハ保護關稅ノ制度カラ遠ガカテ居ルノデアリマス、今日ノ農村ヲ保護セズシテ何ヲ政府ハ保護シヤウトスルノデアアルカ、工業上ノ品物ガ外國カラ持テ來テモ宜シイケレドモ、我が日本帝國ニ於テ農産物ノ發達ヲ圖ルト云フ以外ニ、原料品ト云フモノハ我國ニハ無イト私ハ思フ、殊ニ此天惠ノ多イ國、我國リ如ク氣候ノ溫暖デアアル國ニ於テハ、何ヨリモ先ツ此農産物ノ原料政策ト云フモノヲ確立シナケレバナラヌ、然ルニ(米ノ關稅ハドウスル)ト呼フ者アリ)小麥ニシマシテモ、米ニシマシテモ、大豆ニシマシテモ、是ハ所謂日用品物價問題ト云フ關係カラシテ、之ニ關稅ヲ輕クスルト云フノデアリマセウガ、若モ此所(本當ニ徹底シテ政策ヲ執ルト云フナラバ、一面ニ關稅ヲ課シテ、大量生産ヨリ資金ヲ融通シテ茲ニ物價ヲ引下ゲルダケノ一面ニ産業的徹底シテ政策ガナケレバナラヌ、ソレヲ爲サズシテ關稅ノミニ依テ日本ノ産業ヲ支配シヤウトスルナラバ、是ハ非常ナ不徹底ナル問題デアルト私ハ考ヘル(「本黨ハドウシタ」默レ)ト呼フ者アリ)

○議長(粕谷義三君) 靜肅ニ
○岩切重雄君(續) 況シヤ殊ニ其中ノ一例ヲ採テ考ヘレバ、畜産ノ如キハ本案ノ改正ノ中ニ於テハ、支那ヨリ入ッテ來ル所ノ卵ノ如キニ至ラテモ、之ヲ殆ド無稅トセララルヤウナ態度ヲ執テ居ル、支那ヨリ一千万以上ノ卵ガ入ル、支那ノ鶏ノ卵ハ日本ノ農村ニ於テモ幾ラデモ是ガ獎勵ヲシヤウト思ヘバ出來ルト思フ、是デモ一千万圓宛デモ日本ノ財産カラ見レバ之ヲ抑ヘテ行ク方ガ我國ノ利益デアアル(拍手)是ダケノ僅ノモノデアアル、百万圓ニ過ギナイト云フヤウナコトヲ考ヘテ居ルナラバ、我國産業ハ發達シナイ、百万圓デモ二百万圓デモ片端カラ之ヲ保護シテ、其産業ノ發達ヲ圖テ行ケバ、更ニ我國ノ産業ト云フモノハ茲ニ發達シテ來ルノデアリマス(拍手)是等ノ農産物ニ對スル態度ハ、依然トシテ物價問題ト云フ一點ヨリシテ、産業政策ニ依テ物價ヲ引下ゲヤウトセズシテ、關稅ト云フ關門ヲ撤廢シテ物價ノ引下ヲ圖ラウトスルナラバ、農村ニ對スル政策ハ極メテ不徹底デアルト謂ハナケレバナラヌト思フノデアリマス(拍手)次ニ工業原料ニ對シテノ政策ヲ承リタイト考ヘマスガ、例ヘバ此鐵ノ問題ノ如キハ政府ハ如何ニスル、ノデアルカ、此度ノ御提案ノ中ニ於キマシテハ、鐵ニ對シテアル、是ハ他ノ法案ニ依テ或ハ豫算ノ中ニ在ルノカモ分リマセヌガ、補助ニ依テ之ヲアルト云フコトデアアルカ、果シテ之ニ依テ我國ノ鐵ノ産業所謂鐵ニ對スル原料政策ト云フモノハ確立サル、ヤ否ヤ、將來ニ於テハ再び如何ナル日ガ我國ニ來ラントモ限ラナイ、國防政策ノ上カラ考ヘマシテモ、又工業上ノ立場カラ考ヘマシテモ、鐵ニ對スル方針ト云フモノハ、今少シク徹底シテ考ヘナケレバナラナイデハナイカ、之ニ對シテ商工大臣ハ、果シテ如何ナル御考ヲ持テ居ラレルカ、其次ニハ機械類デアリマスガ、只今山本君カラ紡績ノ御質問モアリマシタガ、此機械ノ如キハ我國ニ於テハ出來ナイモノデアアル、ドウシテモ未ダ出

來ナイモノナラバ、ソレハ關稅ヲ寧ろ撤廢シナケレバナラヌ、出來ルト云フ目安ノ附イタモノニハ關稅ヲ課シテ、其産業ヲ導カナケレバナラヌ、出來ナイモノニ對シテ關稅ヲ以テ之ヲ抑ヘルト云フナラバ、是ハ收入主義ニ墮落シタル所ノモノデアルト私ハ考ヘル(拍手)此機械製作品ノ如キモノニ對シテ、尙ホ此重稅ヲ課セラル、理由ハ一體何所ニ存ルノデアるか、之ヲ聽キタイト考ヘルノデアるか、ソレカラ最後ニ聽キタイトトハ、我國ハ度々此議場ニ於テモ論議サレマス通りニ、極メテ人口ノ膨脹ガ多ク、而モ材料ノ最少イ國デアアル、此人口ガ多クシテ材料ノ少イト云フ問題ハ、今日我が日本帝國ノ一番眼目ニナル問題デアルト私ハ考ヘル、此人口ノ多イト云フコト、原料ノ少イト云フ問題ガ言ハレル度ニ、此議會ニ於テハ最も是ガ重要ナル問題トナル時代ガ來ナケレバ、本當ノ政治ト云フモノハ私ハ行ハレナイト思フ、國民生活ニ關係シテ考ヘルナラバ、此材料ト人間ヲ如何ニ安排シテ行クカ、是ダケノ産業ノ中デ、是ダケノ國民ガ如何ニシテ飯ヲ食フカト云フ問題ガ一番大事デアル、ソレデ私ノ此出發點カラシテ御尋ヲシテ見タイト思フコトハ、何時マデモ工業ト云フ問題ニ對シテ、保護關稅ト云フ一點張デ行クノデアるかドウカ、或ハ從前ニ於ケル英國或ハ獨逸ノ例ヲ取テ考ヘテモ、我國ノ産業政策ノ上ニ自由貿易主義ノ精神ヲ採テ、嘗テ唱ヘラレタ所ノ自由港問題、或ハソレガ宜シクタイトスルナラバ、或ル自由港ノ區域ヲ拵ヘテ此處デ加工工業ヲヤル、ソレニ對シテハ倉庫ノ設備モ立派ニヤツテ行ク、其土地ニ於テハ材料、原料品ニ對スル金融ノ問題モ考ヘルト云フナウナ意味カラシテ、自由港ノ主義ヲ今少シク政府ハヤル意思ハナイノデアるかドウデアルカ、或ハ今日假置場デアルトカ、保税倉庫ガアルト云ハレケレドモ、アノ程度ノモノニ於テハ、未ダ中間加工工業ナルモノハ、我國ニハ到底與ラナイト私ハ考ヘルノデアリマス、是等ニ對シテハ、政府ハ今少シク徹底シタ政策ヲ執ラレル意思ハナイ

ノデアリマスカ、之ヲ聽キタイト思ヒマス、ソレカラ最後ニモウツアリマスカ、是ハ新聞紙上ニ傳フル所ニ依ルト、政府ハ關稅ノ常設委員會ヲ設置シテ、其委員會ニ依テ勅令ヲ出シテ、關稅ノ定率ヲ隨時改メヤウト云フ說ガアルト云フ如キコトヲ新聞紙見ルノデアリマスルガ、是ハ果シテドノ程度ニサウ云フ議ガアルノデアリマスカ、之ヲ承タイト考ヘルノデアリマス(拍手)

〔國務大臣濱口雄幸君登壇〕

○國務大臣(濱口雄幸君) 只今岩切君ノ御質問ハ大分多岐ニ亘テ居リマシタノデ、私ノ所管ニ屬スル事項ト、他ノ大臣ノ所管ニ屬スル事項トガアツタノデアリマスカラ、私ノ所管ニ屬スル事項ノミニ付テ御答ヲ致シマシテ、他ノ御質問ニ對シマシテハ、ソレトノ所管大臣カラ答辯ニナルデアラウト思ヒマス、第一ニ此度ノ關稅改正ニ依テ政府ガ重要産業ヲ保護スルト云フコトヲ說明シタノデアるか、其重要産業ノ目標ハ如何ト、斯ウ云フ御質問ノ趣旨ガ此關稅定率法ノ改正ニ於テ、如何ナル重要産業ニ對シテ保護ヲ加ヘテアルカト斯ウ云フ御質問デアリマシタナラバ、私ニ是ヨリ御答ヲ致シマス、若シサウデナクシテ、一般的ニ此關稅ニ關係ナク、日本ノ重要産業ノ目標如何ト云フ御質問デアリマシタナラバ、ソレハ商工大臣カラ答辯ヲサル、デアラウト思ヒマス、誠ニ私ノ解釋ニ從テ此關稅定率法ニ於テ保護セントスル所ノ重要産業ヲ二三申上ゲマシテ、御答致サウト思ヒマス、先刻ノ說明ノ際ニ申上ゲマシタ通り、此度ノ關稅改正ニ於キマシテハ、無論輸入増收ノ目的ヲ持テ居ナイコトハ、岩切君モ御話ニナリマシタ通りデアリマスカ、尙ホ内地ノ重要産業デアリマシテ、今尙ホ發達ノ道程ニ在ルモノガアリマス、又今日ハ未ダ發達ヲ致シテ居リマセケレドモ、之ニ向テ相當ノ保護關稅ヲ加ヘマシレバ、將來新ニ成立ノ見込ガアルモノデアルト思ヒマス、サウ云フ品物ニ對シマシテハ、此度ノ改正ニ於キマシテハ、外國品トノ競争ニ

堪ヘ得ルト云フ其限度ニ於テ、一樣程度ノ保護ヲ加ヘルコトニ致シタノデアリマス、一ニノ例ヲ申上ゲテ見マスト云フト、例ヘバ毛織物デアリマス、此毛織物ノ輸入稅ヲ相當ニ引上ゲテアリマス、是ハ稅表ヲ御覽ニナレバ明瞭デアリマスカ、此毛織物ニ對シマシテハ相當ノ保護ヲ加ヘル方針ヲ以テ稅率ヲ盛テアリマス、其次ニハ機械類デアリマス、無論機械類ノ全部デアハラリマセヌガ、重要ノ機械類ニシテ發達ノ途程中ニ在ルモノ、今日ハ途中ニ在ルト云フ程度ニハ達シテ居ラヌケレドモ、之ヲ相當ニ保護致シテ置ケバ、將來成立ノ見込ガ十分デアルト云フ機械類ニ對シテハ、相當ノ保護關稅率ヲ盛テアルノデアリマス、其詳細ニ申上ゲマス、委員會ニ於テ品物ニ就テ一々說明ヲ中上ゲマス、第三ノ例ヲ申シマシレバ、是亦全部ノモノデアハラマセヌガ、或ル種類ノ藥品類デアリマス、之ニ對シマシテモ相當ノ保護ヲ加ヘマシレバ、内地ニ於テ十分發達ノ見込ガアルト認メラル、モノニ限テ、相當ノ稅率ヲ盛テアルノデアリマス、其次ニハ内地ニ於ケル事業ノ基礎ガ鞏固ニナツテ居リマスカ、又ハ内地ニ於テ生産ガ十分デアリマシテ、外國品トノ競争ニ現在ノ狀態ニ於テ堪ヘ得ルト云フ品物ニ對シマシテハ、其稅率ヲ引上ゲルコトハ無論致シテアリマセヌ、其品物ニ對シテハ現行ノ稅率ヲ據置キマスカ、或ハ或ル程度ノ輕減ヲ致シタモノデアリマス、其據置キマシタモノヲ申上ゲマシレバ、初ニ申シマシタ機械類ノ外ノ或ル種類ノ機械デアリマス、是ハ據置ニ致シテアリマス、ソレカラ先刻山本君カラ御質問ニナリマシタ所ノ綿絲デアリマス、是モ現行ノ據置ヲ致シテアリマス、ソレカラ魚油及鯨油ノ油デアリマスガ、斯ウ云フ品物ニ對シテハ基礎ガ鞏固デアルト考ヘマシタガ故ニ、是ハ現在一圓三十錢ノモノヲ無稅ニ致シテアルト云フモノデアリマスガ、此無稅ニ致シタ理由ハ、内地ニ於テ到底出來ル見込ガナイカラト云フ意味デアリマセヌ、事業ノ基礎ガ既ニ鞏固ニナツテ居ル、内地ニ於テ

生産ガ豐富デアツテ、此稅率ヲ廢メテモ外國品トノ競争ニ堪ヘ得ルト云フ其理由ヲ以テ據置ニシテアルト云フ類デアリマス、マダ他ニモアリマスカケレドモ、是ハ委員會ニ讓リマスカ、若シ岩切君ノ御質問ガ其意味デナクシテ、モウ少シ廣イ意味ニ於テ全體ノ産業立國ト申シマスカ、或ハ重要産業保護ノ目標如何ト云フ産業上ノ御質問デアリマシタナラバ、他ノ大臣カラ御答ニナラウト思ヒマス、ソレカラ第二ノ御質問ハ産業資金ニ關スル御質問デアツタノデアリマス、關稅率ノ改正ニ依テ、内地ノ産業ヲ相當ノ程度ニ於テ保護セントスル其趣旨ハ分クタク假定ヲ致シタ所デ、儲是ハ關稅率ノ引上ゲノミニ依テ其産業ノ發達ハ出來ルモノデアナイ、其産業ノ發達ヲ圖ラントスルナラバ、之ニ向テ資金ヲ豐富ニ供給スルコト云フ途ヲ開カケレバナラヌト云フ御意見デアツタノデアリマス、洵ニ是ハ御尤千萬ナル當然ノ御意見、全然私ハ御同感デアリマス、唯、其資金ヲ供給スル方法如何ト云フ問題デアリマスカ、岩切君ハ低利資金ノコトヲ申サレマシタ、或ハ預金部ノ公債ノ引受ノコトヲ御話ニナリマシタ、或ハ簡易保險ノ低利資金ノコトモ御話ニナツタヤウデアリマスカ、政府ノ保管ヲ致シテ居リマス所ノ預金部ノ資金、或ハ簡易生命保險ノ資金ト云フ如キモノヲ當テニ致シマシテ、内地ノ産業資金ヲ供給スルコト云フコトハ、是ハ私ハ餘リ多ク望ムコトハ出來ナイモノデアラウト思ヒマス、固ヨリ餘裕ノアル限り、又其運用ガ有利確實デアリマス限りハ、ソレハ相當ノ融通ヲ預金部カラモ致シマス、又簡易生命保險カラモ致スデアラウト思ヒマスカケレドモ、其資金タルヤハ最大限度ガアリマス、極メテ狭ナル限度デアリマス、其低利資金ヲ當テニ致シマシテ、内地ノ産業ノ振興ヲ圖ルト云フコトハ、是ハ抑、期待スル者ノ無理デアリマス、日本ノ産業ハサウ云フ政府ノ保管ヲ致シテ居ル所ノ特別ノ資金ヲ低利デ借りテ、ソレニ依テ重要産業ノ發達ヲ圖テ、外國トノ競争ヲシャウト云フ如キ考ヲ持

テ居、テハ、是ハ大變ナル問題デアラウト
 思フ、然ラバ其資金ハドウシテ供給スルカ
 ト云フ問題デアリマスルガ、岩切君ノ御説
 ヲ承、テ居リマスルト云フト、銀行ノ合併
 上云フコトヲ政府ガ特ニ獎勵ヲ致シテ居ル
 ガ、其政府ノ獎勵ニ依、テ銀行ノ合併ガ行ハ
 ル、ト云フト、地方ノ小銀行ガ段々數ガ減
 少致シ、其結果トシテ小企業者ニ向、テノ
 資金ノ供給ガ圓滿デナイト云フ結果ヲ生ズ
 ルカラ、其點カラ見ルト云フト、銀行ノ合
 併ト云フコトハ、小企業者ニ資金ノ供給ヲ
 圓上ニ於テ宜シイ事デナイト云フヤウニ
 聞エマスルガ、ソレハ私ハ必シモ左様ニハ
 考ヘマセヌ、只今モ御話ニナリマシタ通り、
 其支店ト云フモノヲ利用スルコトモ無論出
 來マスルシ、又現在ノ銀行ト云フモノノ餘
 リニ數ガ多シ、相當ニ合併ヲ致シマシタケ
 レドモ、ソレデモ本店ノ數ハ、尙ホ千六百
 有餘ヲ算スル、斯ノ如キ状態ニ於キマシテ、
 銀行ノ基礎鞏固ナリト申スコトハ出來マセ
 ス、數ガ如何ニ多クアリマシテモ、其營業
 振ガ堅實ナラズ、其基礎ガ鞏固デナイトキ
 ニ於テハ、資金ノ十分ナル供給ヲ望ムコト
 ハ出來ナイノデアリマス、ソレ故ニ政府ノ
 合併ヲ促進スル方針ヲ致シマシテモ、無限
 ニ合併ヲセシムル積リデハアリマセヌ、相當
 ノ程度ニ達スルマデノ獎勵ハ致シマス、其相
 當ノ程度ニ達シタ所ニ於テモ、尙ホ地方ニ
 於テ相當ノ小銀行ガ殘ルト云フコトハ、是
 ハ明カナ事デアリマス、其殘リタ銀行ハ競
 争者ノ少クナル結果トシテ、事業ノ經營ガ
 堅實ニナリ、其資金ノ供給ガ豐富ニナルト
 致シマスレバ、地方ノ小企業者ガ其銀行ヲ
 利用シテ、資金ノ供給ヲ圓滿ナラシムルト
 云フコトハ、是ハ却テ小銀行ノ濫立ヲ來
 シテ居ル所ノ現在ノ状態ヨリモ、好都
 合デアラウト信ズルノデアリマス、資金ノ
 圓滿ナル供給ハ、何ト致シマシテモ政府ノ
 事業ノ爲ニ民間ノ事業資金ヲ吸收シナイト
 云フコトガ、要諦デアラウト思ヒマス、屢
 屢申スコトデアリマスガ、從來ノ歴代ノ
 内閣ニ於キマシテ、動モスルト云フト、政
 府ノ財政計畫ノ都合上カラ、公債ノ發行ヲ

增加致シテ、民間ノ事業資金ヲ政府ノ事業
 ノ爲ニ吸收ヲ致シ、其結果トシテ民間ノ事
 業資金ハ缺乏ヲ致シマスカラ、民間ノ事業
 ガ發達ヲシナイノデアリマス、金利ガ高ク
 ナリマスカラ、民間ノ事業ヲ起シテモ引合
 ハヌノデアリマス、即チ民間ノ經濟ニ對ス
 ル所ノ政府ノ財政ノ壓迫ト云フモノハ是デ
 アリマス、此内閣ハ此點ヲ深く考慮致シマ
 シテ、經濟ニ對スル財政ノ壓迫ヲ除クガ爲
 ニ、屢、説明ヲシマスル通り、公債ノ新規
 發行ヲ減少致シ、ソレニ依、テ政府ノ都合
 上カラ民間ノ事業資金ヲ奪フト云フコト
 ハ、出來得ル限り之ヲ制限致シテ、大正十
 三年、十四年、十五年、此三箇年度ヲ通ジ
 テ公債ヲ市場ニ公募シナイト云フ方針ヲ繼
 續ヲ致シテ居リマス、此公債政策ノ方針ト
 云フモノハ、即チ民間ノ事業資金ヲ豊富ナ
 ラシメル所以デアラウト政府ハ信ジテ居ル
 ノデアリマス、更ニ政府ガ現在行、テ居リ
 マス所ノ此貯蓄ノ獎勵ト云フコト、是亦民
 間ノ資本ノ蓄積ヲ容易ナラシムル所以デア
 リマス、民間ノ收入ガナラシムルモノ、ソレ
 ノ不生産ノ仕事ニ濫費スルト云フコトニ
 ナルト、サナキダニ少イ所ノ日本ノ内地ノ
 資金ノ蓄積ガ出來ナイノデアリマス、ソレ
 故ニ零細ナル資金ヲ蓄積ヲ致シマシテ、之
 ヲ立派ニ運用致シマシテ、事業資金ニ轉セ
 シムルト云フコト、是亦現内閣ノ方針トス
 ル所デアリマス、ノミナラズ今日モ或席ニ
 於テ申シタコトデアリマスルガ、内地ノ資
 金ガ豊富デナイト申シマスルコトハ、即チ
 民間ノ事業ニ固定ヲシタ部分ガマダ甚ダ多
 イト云フコトガ、與、テカラ爲シテ居ルノ
 デアリマス、財界ノ整理ト云フコトハ、即
 チ此固定ヲシテ居ル所ノ資本ヲ解放セシ
 ム、之ヲ流動資本ト致シマシテ、事業資金
 或ハ商業資金ニ充當スルト云フコトガ、最
 モ是ガ大切ナル事柄デアリマス、現内閣ガ
 此整理緊縮ノ方針ヲ行ヒマシテ、民間ノ財
 界ノ整理ノ促進ヲ努メテ居ルト云フノハ、
 即チ財界ノ整理ガ進捗スルニ從ヒマシテ、
 固定資本ガ浮イテ參リマシテ、流動資本ト
 ナリ、ソレニ依、テ民間ノ資金ノ供給ヲ圓

滿ナラシメントスル爲デアリマス、大體事
 業資金ノ供給ノ方法ト致シマシテハ、マダ
 他ニモ方法ガアラウト思ヒマスルガ、政府
 ノ現在考ヘテ居ル所ハ右申上ゲル通りデア
 リマス、マダ此上共ニ資金ノ供給ノ圓滿ヲ
 圖リマスル方法ニ付テハ、常ニ調査研究ヲ
 怠ラナイ所デアリマスガ故ニ、適當ナ方法
 ガアリマシタラバ、直ニソレヲ實行スル
 ト云フコトニハ、少シモ躊躇スルモノデハ
 ナイト云フコトヲ附加ヘテ申上ゲテ置キマ
 ス、次ニ私カラ申上ゲルコトハ、自由港ノ
 率柄デアリマス、自由港ノ問題ハ、是ハ中
 中關係スル所ガ廣汎デアリマシテ、餘程調
 査研究ヲ要スル問題、政府ハ是迄トテモ此
 自由港ノ問題ニ付テハ調査研究ヲ致シテ居
 リマスケレドモ、マダ愈、日本ノ貿易ノ狀
 況ニ鑑ミ、又産業ノ状態ニ照シマシテ、自
 由港ヲ設置スルコトガ適當デアル、必要デ
 アルト云フ結論ニマデハ達シテ居ナイノデ
 アリマス、此自由港ノ設置ガナイ場合ト致
 シマシテモ、現在ノ保税倉庫デアルトカ、
 或ハ假置場デアルトカ云フモノヲ、十分ニ
 利用ヲ致シマスレバ、其足ラザル所ノ適當
 ノ程度ニ於テ補フコトガ出來ルデアラウト
 考ヘマス、又此保税倉庫並ニ假置場ノ制度
 ノ改革ニ付テモ、目下政府ニ於テ調査研究
 中デアリマスガ、或ハ此議會ニハ間ニ合
 ナイカ知レマセヌガ、若シ間ニ合ヒマセ
 スデシカラ、次ノ議會ニ於テ提案スルノ順
 序ニハ遲ビ得ルデアラウト考ヘマス、要ス
 ルニ自由港ノ設置ノ問題ニ付テハ、マダ之
 ヲ設置スルガ宜イト云フ結論ニハ達シテ居
 リマセヌ、調査研究ノ範圍ヲ出テ居ラヌト
 云フコトヲ申上ゲテ置キマス

明中ニ、モウ基礎ガ丈夫ニナ、テ別段ノ保
 護ヲ要シナイモノハ、關稅ヲ或ハ減ジ、或
 ハ撤廢スル、將來多少ノ保護ヲ加フレバ目
 的ヲ達スルモノニ向、テ、關稅ヲ調節シタ
 ト云フ、此説明デ御分リニナ、テ居ルト思
 ヒマス、今更申スマデモナク、世界ノ大勢
 ハ自國ノ産業ヲ成立セシムル爲ニ種々ノ手
 段ヲ執リ、保護ヲ加ヘ、アルト云フコト
 ハ、岩切君モ御承知ノ通りデアリマス、我
 國ニ於テ特ニ世界ノ大勢ニ反シタル行動ヲ
 執レナイト云フコトハ分リ切、テ居ルト思
 ヒマス、ソレカラ次ノ御尋ノ鐵ノ問題デア
 リマス、此鐵ノコトニ付キマシテハ、先日
 當議場ニ於テ説明ヲ致シマシタノデ、今又
 之ヲ繰返スノ必要ハゴザイマス、即チ
 鐵ノ製品中相當ノ保護ヲ加フベキモノニ對
 シテハ、今回ノ關稅ニ對シテ調節ガ致シテ
 アルノデアリマス、其關稅ヲ見テナイモノ
 ニ對シテハ、別段ノ手段ヲ執ルト云フコト
 ハ、先達、テ此處ヲ申上ゲタコトニ依、テ御
 諒解ヲ願ヒタイト存ジマス

○議長(粕谷義三君) 早速農林大臣
 (國務大臣早速整頓君登壇)

○國務大臣(早速整頓君) 最初ノ御尋ニ對
 シマシテハ、大藏大臣並ニ只今ノ商工大臣
 ノ御答ニ任セマシテ、私ハ岩切君ノ此農產
 物ニ對スル關稅ニ關シテ、御尋ニナ、テコト
 ニ對シテ御答ヲ致シタイト思ヒマス、農民
 ノ利害一方カラ申シマセバ、御説ニモアリ
 マシタガ、農業ヲ保護スルト云フコトガ非
 常ニ必要デハナイカ、農產物ヲ保護スルコ
 トノ向ニ必要デアルト云フコトハ、一應道
 理ノアル事デアリマシテ、私共モ之ヲ認メ
 スル趣意ヲ説明致サレマシタル如ク、食料
 品デアルトカ原料品デアルトカ云フモノ
 ニ對シテハ、其需要ノ方面モ考ヘテ、此關
 稅ヲ決メルト云フコトニシナケレバナラ
 ス、言換ヘテ見レバ、生産者ト消費者トノ
 間ノ調和ヲ圖、テ、サウシテ此關稅ヲ決
 メルト云フコトノ方針ヲ立テナケレバナラ
 ス、斯ウ云フコトニ相成、テ居ルノデアリ
 マスカラシテ、唯、單リ生産者ヲ保護シナ

ケレバナラヌト云フ考カラ申セバ、農産物ノ如キヲ何所マデモ關稅ヲ高メテ、之ヲ保護スルト云フ必要ノ議論ハ成立ツノデアリマスケレドモ、併ナガラ同時ニ消費者側ノ此農産物ヲ消費スルト云フ一方ノ方面カラ又考ヘテ見マスレバ、關稅ヲ上ゲルガ爲ニ、無暗ニ其物價ガ高クナルト云フコトハ之ヲ防ガナケレバナラヌ、岩切君ハ關稅ニ依テ物價ヲ調節スルトカト云フコトハ、イカナイデハナイカト云フ御説ヲ述ベラレタノデアリマス、是ハ關稅ニ依テ物價ヲ調節スルト云フ意味デアリヨリモ、免ニ角關稅ヲ上ゲルガ爲ニ物價ガ騰貴スルト云フコトハ、是ハ防ガナケレバナラヌト斯ウ云フ趣意ナノデアリマス、其調和ヲ圖ラナケレバナラヌト云フ點ニ於テ、農産物ノ如キハ保護ニ失スルト云フコトハイカナイ、餘リニ高イ關稅ヲ課スルト云フコトハイカナイカラ、宜シク適宜ノ程度ニ於テ之ヲ決定スルト云フ方針ヲ執リテデアリマス、ソレデアリマスカラシテ據置ヲシテ、例ハ、大米デアルトカ、小麦デアルトカ、大豆デアルトカ、小麦粉ト云フヤウナ物ハ、現行ノ儘ニ據置クト云フコトニ決マテ居ルノデアリ、殊更ニ之ヲ無稅ニスルトカ、或ハ之ヲ輕稅ニスルトカト云フコトニハ相成テ居ラヌノデアリマス、其他多少低減ヲ致シタモノ、中ニハ、低減ヲシテモ宜イ理由ガアテテ之ヲ低減スル、即チ強テ内地ノ産業ヲ保護シナクトモ、之ヲ稅金ヲ輕クシテモ差支ナイト云フ部分ニ在リテハ、之ヲ低減シタモノモアルデアリマス、岩切君ガ主トシテ御述ニナクノハ、第一ガ小麦ノ問題、第二ニハ此鳥卵ヲ例ニ御引ニナクデアリマス、此小麦並ニ鳥卵ニ付テ世間ニ色々ノ議論ガアル、是ハ成ベク關稅ヲ高クシテ、之ヲ保護シナケレバナラヌト云フ議論ノアルコトハ、私共能ク之ヲ承知致シテ居ルノデアリマス、併ナガラ一方カラ申セバ、現ニ小麦ノ如キハ私ガ申スマデモナク、全ク此主要ノ食料品デアリマシテ、醤油ヤ味噌ノ製造ニ使フ、或ハ麵類、麵粉等ニ之ヲ使用スルト云フコトハ申スマデモナイノデアリ、一般ノ需要

モ非常ニ増加ヲ致シテ居ルノデアリマスカラシテ、故ラニ此小麦ノ稅金ヲ上ゲテ、ソレガ爲ニ此食料品ノ價ヲ高クスルト云フコトハ考ヘモノデアリナイカト思フノデアリマス、鳥卵、是ハ如何ニモ今日ニ至ルマデ相當ノ課稅ガシテアルノデアリマス、之ヲ幾ラカ下ゲルト云フコトガ、今回ノ關稅ノ改正ノ案ニ現レテ來テ居ルノデアリマス、世間ニハ此鳥卵ニ付テハ無稅ヲ主張スル者モアルノデアリマス、即チ生活ノ必需品デアルト同時ニ、此人生活ノ榮養ヲ得ル爲ニハ最も必要ナル品物デアリカラ、寧ロ之ヲ無稅ニスベシト云フ説ヲ唱ヘル者モアル位ナモノデアリマス、今回ノ關稅改正ニ於テハ、之ヲ無稅ニスルト云フコトニハ出來ナイ、或ル程度マデ多少稅率ヲ引下ゲタト云フコトニ止マルノデアリマス、是モ矢張生活ノ必需品トシテハ考ヘナケレバナラヌ點デアリノデアリマスカラシテ、強テ農産物ヲ保護シナケレバナラヌト云フ論ト、或ハ生活ノ必需品デアアルカラシテ、之ヲ餘リ價ヲ高イモノニスルトカ、イカナイト云フ議論ト、其間ノ調和ヲ取テ、此關稅ノ改正ヲ決メタ所以デアルト斯様ニ御諒承ヲ願ヒタイノデアリマス(拍手)

○岩切重雄君 詳細ハ委員會ニ於テ御尋シマスガ、モウ一ツ私ガ御尋シタイ事ガアル、ソレハ關稅常設委員會ニ關スル問題ガ世間ニアリマスカ、是ハ果シテドウナクテ居リマスカト云フコトヲ御尋致シマス

○議長(粕谷義三君) 濱口大藏大臣(國務大臣濱口雄幸君登壇)

○國務大臣(濱口雄幸君) 關稅常設委員會ハ實行問題ト致シマシテハ、政府ハ設ケル積リデアリマス、併ナガラソレヲ法律ヲ以テ規定スル必要ハナイト考ヘマシタカラ、法律案ニハ書イテアリマセウガ、法律案通過ノ後、實行ノ後ニ於テ相當ナル考慮ヲ致シマシテ、勅令ヲ以テ委員會ヲ設ケタイト考ヘテ居リマス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 土井權大君

○土井權大君 極メテ簡單ニ疑ガ質シタイ

ノデゴザイマスガ、其以前ニ一寸御尋申シテ置キタイノハ、早速農林大臣ハ小麦並ニ小麦粉ハ、所謂現行稅ト改正稅ト何等變リガナイト、斯ウ云フ御話デゴザイマシタガ如何ニモ形ノ上カラ眺ムレバ百斤ニ付テ七十七錢、七十七錢ト斯ウナクテ居ル、併ナガラ之ヲ所謂現行稅ヲ制定シタ當時ニハ二割ソレカラ今度ハ一割二分弱ト斯ウナクテ居ル、故ニ假ニ之ヲ從量稅トセズシテ、從價稅ト云フ上カラ眺メマシタナラバ、確ニ此小麦ハ減稅ニナクテ居ルト斯ウ私ハ考ヘルノデアリマスガ、此點ハ如何デアリマスカ、ソレカラ又小麦粉ノ方ニ致シマシテハ現行稅表ヲ眺メタナラバ、所謂三割四分トナクテ居ル、然ルニ此改正ノ上カラ見タナラバ、二割一分弱ト斯ウナクテ居ル、是モ亦減稅ト斯ウ私ハ考ヘルノデアリマスガ、此點ヲ御伺致シタイノデアリマス、御承知ノ通り丁度第四十九議會ニ於キマシテ、小麦ト云フモノハ我國ノ重要ナル産物デアリ、故ニ此産物ヲ保護シ、又之ヲ大事ニシナケレバナラヌト云フ趣意ヨリ致シマシテ、私ハ小麦ノ關稅並ニ小麦粉ノ關稅引上ニ關スル建議ヲ致シタ次第デアリマス、當時滿場ノ御同意ヲ得テ次第デアリマス、故ニ、今回ハ確ニ其院議ヲ重シク、相當ノ引上アリシモノト考ヘテ居リタノデアリマス、所ガ只今申上ゲタ通り、金目ノ上カラ言ウタナラバ、如何ニモ小麦ノミニ申シマシテモ、百斤ニ付テ七十七錢、所謂改正ノ上ニ於テモナラバ寧ロ減稅、所謂引上ニアラズシテ引下ト云フガ如キ結果ニ相成テ居ルノデアリマス、ソコデ私ハ此ノ小麦ノコトニ付テ餘程御研究ヲ願ヒタイト思ヒマス、我々我國ニ於テ最近過去五年間ノ消費額ハ幾ラデアアルコト云フコトヲ取調ヘマスルニ、大臣モ御承知デアリマセウガ約八百五十万石、斯ウ云フコトニ相成テ居ルノデアリマス、内五百万石ガ内地ニ生産スル所ノ小麦デアリマス、ソレカラ輸入サレル所ノ小麦ガ三百五十万石ト斯ウナクテ居ルノデアリマス、所ガ此輸入ト云フ狀態ト、内地ノ

耕作スル段別ト比較ヲ調査ヲ致シマスルニ、年々此耕作段別ト云フモノハ減ル、一方ニ此輸入ト云フモノガ超過シツ、アル現象ガアルノデアリマス、之ヲ數字デ申上ゲマスルナラバ、大正九年ニハ三千三百万圓ト云フ此輸入ガアツタノデアリマス、十年ニハ三千八百万圓トナリ、十一年ニハ六千五百万トナリ、十二年ニハ五千五百万トナリ、十三年ニハ七千六百万圓ト斯ウナクテ居ルノデアリマス、之ニ反シ内地耕作段別ノ統計ヲ眺メマスルト、大正九年ハ五十三万町歩デアリマス、ソレカラ十年ニハ五十一万町、十一年ニハ五十五万町、十二年ニハ四十九万町、十三年ニハ四十七万町トナクテ居リマス、斯ウ云フコトニ逐減ヲ致シテ居ル、反比例ヲ致シテ居リマス、一寸此際御斷リヲ致シテ置キマスガ、小麦ノ所謂輸入ト云フ統計ハ、小麦及小麦粉ヲ合計シマシテデアリマス、左様御承知ノ願ヒマス、斯様ニ次第デアリマス故ニ、關稅政策其宜シキヲ得テ、此事業ト云フモノ——此小麦栽培業ト云フモノヲ保護スルデナカク、タナラバ、此小麦耕作ト云フモノハ段々我國ニハ無クナクシマフ、斯ウ云フ統計ヲ示シテ居ルノデアリマス、故ニ此關稅政策ヲ以テ相當ノ價格ノ維持ヲ保タシメテ、此小麦ヲ作ル人ヲ多ク拵ヘ、而モ此耕作段別ノ増加ヲ圖ルト云フコトハ、吾々ノ常ニ唱ヘテ居ルコトデアリマス、若シ左様ニ保護ヲシナクテタナラバドウナルカト申セバ、農業労働者ノ收入ノ減額トナル、小麦ハ御承知ノ通り裏作デアリマス、裏作ヲ作ル者ハ農業労働者ガ小作人デアリマス、是等ノ方面ノ收入ガ少クナル、サウナレバ其耕作者ハドウ言フカト云ヘバ、俺ノ收入ガ少イカラ納付米ヲ負ケテ呉レ——納付米ヲ負ケテ呉レ、是ガ名ケテ小作爭議デアリマス、小作爭議ガ益、頻出スル傾向ガ起ル、隨テ農村ハ疲弊困窮ニ陥ル、斯ウ云フコトヲ此儘ニ放任致シマシタナラバ、サウナルコトハ火ヲ賭ルヨリモ明カデアリマス、統計ガ明ニ之ヲ示シテ居ル、之ニ反シマシテ、若シ此價格ノ維持ヲ圖ル爲ニ關稅政策其宜シキヲ

得、更ニ農業者ト致シマシテモ、栽培技術ノ進歩ヲ圖リマシタナラバ、今日ニ於テ少クトモ三割以上ノ増額ノ出來ルト云フコトハ、明ニ學理上相成テ居ルノデアリマス、即チ一方ニハ價格ノ維持ヲ圖リ、一方ニハ栽培技術ノ進歩ヲ圖ルコトニナラバ其結果ハドウナルカ、所謂農業労働者ノ收入ト云フモノガ増加シ、小作農業者ノ收入ガ増加シ、隨テ小作争議ガ緩和サレ、進デハ農村ノ振興ト相成ルノデアリマス、更ニ栽培ガ増加スルコトニナラバ、此小麥ト云フモノヲ外國カラ仰ガズトモ、我國ニ於キマシテ、自給自足ノ對策ガ立チ得ラル、ト云フ域ニ進ムコトモ期シ難イ事デアルト私ハ思ハナイノデアリマス、然ラバ小麥ノ價格ノ程度ハドウノ程度ニ用ヒタナラバ宜イカドノ程度デアアルカト云ヘバ、ドウシテモ米ノ價格ノ七割マデハ小麥値ト云フモノハ保タシメナケレバナラヌ、是ハ昔カラサウ言ウテ居ル、昔カラ言ウテ居ルノミナラズ、丁度明治四十一年カラ大正十三年迄ノ此統計ヲ眺メマシテモ、小麥ノ價格ガ米ニ對シテ七割以上ヲ保テ居ル時ニハ、耕作段別ガ多イ、斯ウナラバ、是ハ言ヘバ諄ミシウゴザイマスカラ説明ハ致シマセヌ、議長ノ許可ヲ得テ速記録ニ掲載スルコトニ致シマス、斯ウ云フヤウナ状態ニナラ居ル、故ニドウシテモ小麥ノ價段ト云フモノハ、米ノ價段ノ七割マデ保タシメナケレバ、然ルニ御承知ノ通り我國ニ於キマシテハ、米穀法ト云フモノヲ制定シテ、米ノ價格ノ調節、維持、或ハ需要供給ノ調節ナドヲ圖リテ居ル、現ニ價格ノ調節モ圖ラナケレバナラヌト云フ意味ヨリ致シマシテ、前年ノ議會ニ於テ米穀法ノ一部ノ改正ト云フモノハ出來タノデアリマス、而シテ此米穀所謂米、米穀ニアラズ米——米ノ價格ハ相當ニ維持シ、而モ農民ノ懐口工合ト云フコトヲ考ヘテ米穀法ヲ運用スルコトニナラシメ居ルガ、ソレト同ジク此裏作デアアル所ノ小麥價格維持ト云フ方法ガ附イテ居ラナイノデアリマス、御承知ノ通り米穀法ニハ——故

ニ理想カラ言フナラバ、米穀法ノ中ニ小麥ノ價格ノ維持ト云フコトヲ拵ヘルノモ或ハ理想カハ知レマセヌ、併ナガラ言フベクシテ今直ニ行フコトハ出來ナイ、幸ニ此關稅ノ改正ト云フコトノ今日ニ相成テ居ル時代デアリマスカラ、跋ノ此制度ヲ完全ナル制度ニ直シタナラバドウデアアルカ、斯ウ云フ私ハ考ヲ持テ居ルノデアリマス、以上ノ事情ニ依リマシテ、此際小麥ノ關稅ヲ引上ゲ一面ニハ農村振興ノ實ヲ舉ゲ、他面ニハ重要産業ニ保護ヲ與ヘ、以テ産業立國ノ大策ニ資スルコトヲ云フコトガ、最モ今日ニ於テ急務中ノ急務デアアルト私ハ考ヘマス(拍手)然ルニ政府ハ此舉ニ出デザリ理由ハドウデアアルカ、是ハ農林大臣カラ承リマシタガ、更ニ之ニ就テ御尋致シテ置キタイノデアリマス、ドウ云フコトヲ御尋致スカト云ヘバ何カ此小麥ノ關稅ヲ引上ゲタナラバ、國民ノ生活ニ脅威ヲ與ヘルガ如ク申サレマシタガ、私ガ建議致シマシタ當時ノ引上ハ、百斤ニ付テ一圓五十錢ノ引上ト云フコトヲ主張シタノデアリマス、今日ハ七十七錢デアリマス、即チ七十七錢ヲ一圓五十錢ニ引上ゲタナラバ、七十三錢ノ百斤ニ付テ引上トナルノデアリマス、一昨年幾ラ引上ニナラカト云ヘバ二、五ヲ掛ケタラ一石幾ラカ出ルノデアリマス、一圓八十二錢五厘、斯ウ云フコトニナル、一圓八十二錢五厘、外國カラ幾ラ來ルカト云ヘバ三百五十万石デアリマス、然ラバ幾ラノ合計ニナルカト云ヘバ、六百三十八万七千五百圓トナルノデアリマス、内地ノ國民六千万人ヲ以テ之ヲ割リマシタナラバ、僅ニ百斤ニ付キ一箇年十錢六厘ト云フコトニナルノデアリマス、一箇月ニハ八厘八毛、一日ニ二毛九絲トナルノデアリマス、煙草ノ引上、酒ノ引上等ヲ考ヘタナラバ極メテ輕微ナモノデアリマシテ此點ニ付テ非常ニ此生活ニ脅威ヲ與ヘルト云ハレル所ノ、數字上ノ根據ハ何レニ在ルカト云フコトヲ承リタイノデアリマス、更ニ承リタイノハ、政府ハ衆議院多數ノ者ガ、小麥課稅引上ニ賛成シタル場合、之ニ同意スルノ雅量アリヤ否ヤ、此事ヲ最後ニ

承リタイノデアリマス、即チ第一ニ御尋致シタイノハ、現行關稅法ト改正案トハ同ジ事デアアル、引上ゲテモ居ラナケレバ引下ゲテモ居ラナイ、斯ウ言ハレマスルガ、私ヲシテ言ハシメタナラバ、確ニ此小麥及大麥ト云フモノハ、關稅引下ト同ジ結果ヲ來シテ居ル、此事ヲ第一ニ御尋致シタイノデアリマス、之ニ對シテ如何ナル御意見ガアルカト云フコトヲ承リマス、ソレカラ第二小麥及小麥粉ノ關稅ヲ引上ゲタナラバ、國民生活ニ脅威ヲ與ヘルト云フカドウカ、酒ナリ煙草ナリノ値上カラ考ヘタナラバ、是コソ九牛ノ一毛デアラウト私ハ考ヘルノデアリマス、第三ニ衆議院多數ノ者ガ小麥關稅引上ニ賛成シタル場合ハ、之ニ政府ハ同意スルノ雅量アリヤ否ヤ、此三點デアリマス(拍手)

ラニナルカト云フコトヲ積算スルト云フコトハ甚ダ面倒デアアル、免ニモ角ニモ米ニ次グ重要ノ食糧デアラフテ、必要ナル醬油、味噌ノ原料ニナラシメ居ラシテ、御承知ノ如ク又麵類、麵粉、今迄殆ド細民ノ食糧品ニ小麥ト云フモノハ原料トシテ使ハレテ居ル、殊ニ私共ノ需要ト云フモノハ主トシテ矢張農民ノ間ニ消費サレル、斯ウ云フヤウナ狀況ニモ相成テ居ルノデアリマスカラシテ、消費ノ側カラモ能ク考ヘナケレバナラヌ、斯ウ云フコトヲ私ハ申シタノデアリマス、餘リ此農作者ニ對シテ非常ナル打撃ヲ與ヘルコトハアルマイト私共ハ考ヘテ居ルノデアアル(拍手)小麥ノ價ガ非常ニ騰貴スレバ、小麥ノ作附ノ段別ハ殖エテ行クデアラウ、後ニハ自給自足モ出來ルデアラウト云フ考ヘデアアル、是ハ見様デアラウ、果シテ自給自足ガ行ハレルデアラウカ、中ニハ小麥ノ自給自足ヲ洵ニ困難ナ事デアアルト唱ヘテ居ル農學者モ居ル、學問上カラ割出シタト云フ農學者ニシテ左様ナ學說ヲ唱ヘテ居ル者モアル、小麥ノ價ガ騰貴シテモ作附段別ガ割合ニ殖エナイト云フ過去ノ例モアル、斯ウ云フヤウナ事モアリマスシ、又外國ノ小麥ガ非常ニ安イ時代デアアルト云フコトヲ考ヘテハイケナイノデアラフテ、却テ今日デモ外國ノ小麥ハ相當ノ價ヲ持テ居ル、斯ウ云フヤウナ場合ニ於テハ、必シモ關稅ヲ引上ゲテ、サウシテ小麥ノ價ヲ高クシテ——價格ヲ騰貴シテ之ヲ保護シナケレバナラヌト云フ必要モ感ジナイカモ知ラナイノデアリマス、斯様ナ意味ニ於テ政府ハ生産者ト消費者ノ間ノ調和ヲ圖リ、此關稅ヲ決メタト先刻私ガ申シタノデアリマス、詳細ハ委員會諸君ノ御意見ヲ承ラナケレバナラヌト云フテ居ルノデアリマス、最後ニ御尋ニナリマシタ議會ガ小麥ノ關稅引上ニ意見ガ一致シタ場合、政府ハ之ヲ容ル、ノ雅量ガアルカ、斯ウ云フ風ノ御尋デアリマス、ソレハ只今ノ所、政府ハ何トモ考ヘテ居ラヌノデアリマス(拍手)

○議長(粕谷義三君) 東郷賢君

(東郷賢君登壇)

○東郷賢君 私人今回御改正ニナリマシタ
關稅定率ノ中デ、専ラ農業方面ニ關スル質
疑ヲ致シテ積リテ居ラタノデアリマシタ
ガ、曩ニ同僚諸君、土井君等ヨリ御質疑
ニナリ、之ニ對シマシテ政府當局者ノ御答
辯ガアツタノデアリマシタカラ、大體私ノ
御尋セントスル所ノ問題ハ盡キタノデアリ
マス、故ニ成ベク細カキコトハ省略致シ
マスルガ、唯、農林大臣ノ御答辯、御説明
ニ依リマシテ、色々ノ御趣旨ハ分リマシタ
ケレドモ、我國ニ於ケル最要ノ農作物タル
米、小麥、之ニ關聯シテ小麥粉等ニ對スル
關稅定率ニ付テノ御意見ニ關シテ、私ハ尙
ホ幾多ノ疑問ヲ持テ居ルノデアリマス、
昨年ノ院議ニ於キマシテ、小麥粉ノ關稅引
上ニ關スル建議案ガ可決ニナツタ其院議ガ
アリ、又一面ニ於キマシテハ、我國ニ於ケ
ル小麥ノ作附ノ主ナル部分ヲ占メテ居ル
ガ水田ノ裏作デアツテ、而モ其裏作ノ收
入ガ小作人ノ收入ニ偉大ナル關係ヲ有スル立
場カラ申シマシテ、是等ノ小麥作ガ内地ニ
於テ相當ノ利潤ヲ得ル程度ニ價格ヲ維持シ
而シテ此作附ヲ増加スル點ニ出デラレ、ノ
經濟政策ヲ力説セラレタル當局者ト致シマ
シテハ、當然爲サルベキコトデアルト私ハ
思フノデアリマス(拍手)故ニ是等ノ點ヲ現
當局ニ於テ御考慮ニナラナカッタコトハ、
甚ダ遺憾デアルト云フコトヲ茲ニ申上ゲテ
置キマス、次ニ鳥卵ノ問題デアリマスル
ガ、之ニ就キマシテモ農林大臣ハ御説明ニ
ナリマシタケレドモ、私ハ多少異ナル意
見ヲ持テ居リマス、曩ニ濱口藏相カラ御
説明ガアリマシタヤウニ、關稅改正ノ趣旨
ハ、我が内國ニ於テ現在ハ大ナル位置ヲ占
メテ居ナイニモ拘ラズ、保護ノ結果將來偉
大チ居發展ヲ爲御得ル産業ヲ付キマシデ
ハハ相償及考慮ヲシタト云フ御語デアリマ

スルガ、此點カラ申シマスレバ、鳥卵ノ如
キハ正ニ其一ニ適合スベキモノデアルト私
ハ信ズルノデアリマス、現在我國ニ於キマ
シテ、國民ノ必要トスル鳥卵ノ中、内國ノ
生産ガ十分デナイ爲ニ、年二千五百萬圓乃
至千八百萬圓位ノ鳥卵ヲ隣邦支那其他ヨリ
輸入致シテ居ルノデアリマス、併シ此鳥卵
ハ、今日ニ於テハ、我國ノ農村經營ニ適切
ナル施設ヲ行フニ於キマシテハ、確ニ自産
自給ノ出來得ベキ望ミノ最モ多イ所ノ産業
デアルト私ハ信ズルノデアリマス(拍手)現
ニ我國ニ於キマシテ愛知縣其他ニ於キマシ
テハ、養鶏事業ニ對シテ色々ノ學術ヲ應用
シテ驚クベキ發達ヲ爲シテ居リマス、電氣
ヲ利用シ飼育ニ一大改善ヲ加ヘ、又其販路
ニ於キマシテモ非常ノ進歩ヲ致シテ居ルノ
デアリマシテ、彼ノ丁抹ニ於ケル養鶏業ト
シ様々意味ニ於テ、我國ニ於キマシテモ此問
題ヲ攻究致シマシタナラバ、千八百萬圓ヤ
二千萬圓ノ輸入ヲ防遏スルコトハ、洵ニ易々
タルモノト存ズルノデアリマス、故ニ私
ハ斯ノ如キ將來ヲ有スル農業ニ對シマシテ
ハ、相當ノ關稅ノ保護ヲ致スト云フコトガ、
産業政策上最モ適切ナリト思フノデアリマ
ス(拍手)現内閣ニ於キマシテハ、昨年農村
振興費ナルモノヲ御計上ニナリマシテ、其
中デ副業ニ對シマシテ重キヲ置カレ、少カ
ラザル經費ヲ投ジテ居ラレノデアリマス
ルガ、此副業獎勵ノ意味カラ申シマシテモ、
養鶏ノ如キハ最モ前途ノアル産業ナリト思
フノデアリマス、一面ニ於テハ副業ノ獎勵
ヲサレ、一面ニ於テハ關稅ニ於テ、現在每
百斤六圓ナルモノヲ四圓五十錢ニ引下ゲン
トスルガ如キハ、私ハ矛盾セル政策ナリト
評シテ宜カラウト思フ、故ニ吾々ハ斯ノ如
キ將來ヲ有スル産業ハ、貿易ノ入超ヲ防グ
上カラ申シマシテモ、亦農村振興ノ上カラ
申シマシテモ、又國民ニ新鮮ナル卵ヲ供給
スルト云フ點カラ申シマシテモ、是ハ保護

ノ趣旨ニ於テ相當御考慮ノアルベキモノナ
リト信ジマスルガ、斯ノ如キ矛盾セル政策
ヲ執レテモ、尙ホ現行ノ稅率ヲ引下ゲン
スル理由ヲ改メテ農林大臣ニ御伺致シマ
ス、併シ私ハ農業關稅ノ問題ハ、先程モ農
林大臣カラ御説明ニナルヤウニ、一面ニ於
テハ消費者ノ立場モ考慮シナケレバナラヌ
ノデアリマスカラ、是等ヲ考慮シテ定メル
ト云フ御語デアリマスルシ、結局是等ノ議
論ハ根本ノ方針ヲ確定スルニ非ズンバ、水
掛論ニナルモノト存ジマスルガ故ニ、私ハ
此機會ニ於キマシテ此根本方針、我國ニ於
ケル食糧政策、農業政策ノ根本ニ向テ少
シク御尋ヲ申上ゲテ見タイト思ヒマス、關
稅政策ガ農業ニ至大ナル關係ヲ有スルコト
ハ申上ゲルマデモアリマセヌ、此政策如何
ニ依レテ、其國ノ農業ガ或ハ榮ヘ或ハ衰ヘ
リマスケレドモ、自由主義ヲ取ツタ英國ノ
農業ガ、見ル影モナク頽廢ヲ來タシ、過
ル世界ノ大戰争ニ於キマシテハ、國民ノ必
要トスル食糧ノ僅ニ六分ノ一シカ内國デ生
産スルコトガ出來ナイ、後ノ六分ノ五ハ悉
ク之ヲ自己ノ植民地、若シハ國外ヨリ輸
入スルト云フ立場ニ在ラタデアリマス、
斯ノ如キ愛フベキ狀態ニ在ラタ結果、彼ノ
偉大ナル海軍力ヲ持テ居ル所ノ英國ノ海
軍ガ、食糧品輸入ノ爲ニ從事スル運送船ノ
護衛ニ從事スルト云フ結果、海軍其モノニ
全力ヲ擧グルコトノ出來ナカッタト云フ悲
哀ヲ持テ居ルノデアリマス、是ガ彼ノ戰
争ヲシテ四年半ノ長キニ涉ラセタ主ナル原
因ノ一デアルト云フコトハ明カナル事實デ
アリマス、之ニ反シ獨逸ハ最モ農業ノ重キ
ヲ確信シ、商工業ノ發展ト共ニ、此點ニ最
善ノ努力ヲ致シマシタ結果、戰爭當時ニ於
キマシテハ國民ノ必要トスル食糧ノ六分ノ
五ハ内國ニ於テ生産ヲシテ居ラタ、僅ニ六
分ノ一ヲ海外カラ仰イデ居ラタデアリマ

スルガ、此食糧自給ノ點ニ於テ優越デア
タ獨逸ガ世界ヲ敵ニ引受ケテ、而カモ四年
半ノ長キニ涉ラテ、彼ノ戰爭ヲ持續スルコ
トガ出來タノデアリマス、此二ツノ事實ヲ
考ヘテ見マスレバ、其國ノ關稅政策ノ善惡
如何ニ依レテ驚クベキ結果ヲ來ス、私ハ我
國ニ於キマシテ、現在既ニ人口ノ増加ニ伴
ヒ、食糧ノ需要ハ益々多クナツテ居ル、現
ニ内國ノ生産ヲ以テシテハ十分デナイ、今
數字ヲ舉ゲテ見マスレバ、大正十三年中ニ
輸入シマシタ主ナル食糧品、小麥ハ七千三
百萬圓、米ガ七千萬圓、豆類ガ六千萬圓、
ソレニ小麥粉ノ百四十萬圓ヲ加ヘマスレ
バ、二億四百四十萬圓ノ多キニ達シテ居リ
マス、若シ今後我國ノ農業政策其宜シキヲ
得ズシテ、唯、徒ニ低廉ナル食糧ヲ得ルト云
フコトノミ、重キヲ置キマシテ、而シテ此主要
作物ノ作付ガ減退シ、益々必要トスル食糧品
ノ多クヲ海外カラ輸入スルト云フ場合ニナ
タト致シマシタナラバ、我國ノ前途ハ寔ニ憂
フベキモノデナケレバナラヌト思ヒマス拍
手)吾々ハ常ニ世界ノ平和ヲ希望致シテ居ル
ノデアリマス、併ナガラ世界ノ平和ハ國家
國民ヲ基礎トシテ之ヲ希フノデアツテ、國家
國民ヲ犧牲ニシテマデ世界ノ平和ヲ維持ス
ルコトハ出來ナイノデアリマス、故ニ吾々
ハ他日必ズ斯ノ如キ非常ノ場合ガアルコト
ヲ、常ニ忘レナイ事ガ大切デアルト思フ、
世間デハ此前ノ世界ノ大戰争ヲ一期ト致シ
マシテ、再ビ斯ノ如キ戰亂ハ起ラザル如ク
考ヘル人ガアリマスケレドモ、私ハソレハ
間違デアルト思フ、最近ニ於ケル戰爭ノ主
ナル原因ハ、主トシテ經濟問題デアル、經
濟的分配今日ノ如ク不公平デアリ、土地
ノ分配今日ノ如ク公平ヲ缺イテ居ル時代ニ
於キマシテハ、世界カラ戰爭ヲ取り除ケル
コトハ出來ナイト思フ、戰爭ハ片々タル條約
文ヤ口約文デドウシテモ除ク譯ニ行キマセ
ヌ、故ニ私共ハ常ニ此覺悟ヲ以テ國策ヲ確

立シナケレバナラヌト思ヒマスガ、假リニ我國ノ農業政策其宜シキヲ得ズシテ、先程申上ゲマシタヤウナ場合ガア、タト致シマシタナラバ、如何ニ我國ノ海軍ガ充實シ、如何ニ我國ノ陸軍ガ充實致シテ居リマシテモ、過グル世界ノ大戰爭ニ於テ、英國ガ當メタ如キ苦イ經驗、又獨逸ガ當メタ如キ苦イ經驗ヲ嘗メナケレバナラヌト思フノデアリマス、故ニ國家國民ノ前途ヲ安泰ノ位置ニ置カントスルナラバ、先ヅ此重大ナル食糧問題ノ解決ヲシナケレバナラヌノデアリマス、故ニ私ハ島國デアル我國ハ、國防ノ第一線ハ農村ナリト信ズルノデアリマス、故ニ國策ノ基礎ヲ此ニ置キ、此重大ナル問題ヲ眞面目ニ攻突スルト云フコトガ今日ノ急務ナリト思フノデアリマス(拍手)現内閣ハ此根本問題、食糧政策、農業政策ニ向ヒマシテ、如何ナル御方針ヲ以テ處置ヲ爲サレツ、アルカ、而シテ是等ト關係致シマシテ、今回御制定ニナリマシタ關稅定率ハ、果シテ適切デアルカ、私ハ此重大問題ハ若槻臨時總理大臣ノ辯明ヲ御願致ス次第デアリマス

○議長(粕谷義三君) 早速農林大臣(國務大臣早速整頓君登壇)

○國務大臣(早速整頓君) 只今ノ御尋ニ對シテ簡單ニ御答ヲ致シタト思フノデアリマス、先ヅ此島卵ニ付テ御尋デアツクノデアリマス、私共ハ内地ノ副業トシテ鳥ヲ養フテ居ル、ソレガドウナテモ宜イト云フ考ヲ持テ居ルノデハナイノデアリマシテ、ソレハ矢張相當ニ成立テ行クコトガ出來ルト云フ考ヲ持テ居リマス、唯、今日ノ狀況カラ見マシテ、内國ノ供給ノミヲ以テシテハ、實際島卵ノ需要ヲ滿タスコトガ出來ナイノガ現在ノ狀態デアル、ソレ故ニ此島卵ト云ヘル、生活上誠ニ必要ト見ラレテ居ルモノガ外國カラ這入、テ來ル、這入、テ來ルモノハ寧ロ之ヲ迎ヘテモ宜イデ

ハナイカ、サウシテハ非常ニ價ガ違フテ居ルノデアリマス、外國ノ品ト内國ノ品トノ間ニハ、非常ニ其價ニ差ガアルカラ、或ハ少々關稅ヲ掛ケタ所ガ、矢張關稅ノ保護ノ效能ヲ受ケルコトノ出來ナイ程ノ差ガアルサウ云フ狀態デアリマスカラ、現在ノ狀態カラ見レバ、此島卵ノ關稅ト云フモノヲ左マデ高クシナク、テモ宜イデハナイカ、非常ニ高クスレバ唯、價ガ上ルノミデアツテ、此人生ニ必要ナル品物ガ無暗ニ高クナルト云フコトハ、却テ國民ノ生活ニ對シテ安定ヲ與ヘル所以デハナイト、斯ウ考ヘテ此島卵ノ關稅ヲ引上ゲルト云フマデニ至ラヌノミナラズ、多少此關稅ハ引下ゲラレタト云フ結果ニナツテ居ルノデアリマス、是ハ私共ノ考デハ左様ニ思フノデアル、事實ガ左様デアルト信ジテ居ルノデアリマス、ソレカラ農業政策トカ、食糧政策トカ云ウテ御述ニナリマシタノハ、主トシテ御議論デアツク、御意見ト承ツタノデアリマス、如何ニモ御尤ノデアリマス、今日我國ニ於テ農業政策ヲ確立シナケレバナラヌ、食糧政策ニ付テ何カ考ガナケレバナラヌト云フコトハ、言フマデモナイノデアリマス、政府ハ固ヨリ食糧政策ニ付テモ一定ノ考ヲ持テ居ル、無論之ニ付テハ日本ノ食糧ノ充實ヲ圖ラナケレバナラヌト云フ點ニ於テ、爲シ得ルダケノ計畫ハ立テ、居ルノデアリマス、唯、此問題ガ頗ル重大デアルガ爲ニ、一時ニ其成功ヲ期スルコトガ出來ナイ、例ヘバ土地ノ利用ヲ擴張スルト云フテモ、所謂土地ヲ開墾スルト云フテモ、唯、一年ヤ二年ノ間ニ十分ニ其成功ヲ期スルト云フコトガ出來マセヌガ爲ニ、徐々ニ之ヲ行ハナケレバナラヌト云フコトハ、一般經濟上ノ事情トシテモ亦已ム得ナイコトデアル、サウ云フ事ニ付テハ、僅カナガラモ今回提出シタル豫算ノ中ニ於テモ多少現レテ居ルト云フコトハ、一ツ御了承ヲ願ヒタイノデアリマ

ス、無論御説ノ通りニ何處マデモ此食糧政策ヲ確立シテ、國家ノ爲ニ十分ナル計畫ヲ立テナケレバナラヌト、斯様ニ考ヘテ居ルト云フコトヲ、此席デ私ハ簡單ニ申上ゲテ置キマス

○議長(粕谷義三君) 畔田明君

(畔田明君登壇)

○畔田明君 今回政府ヨリ關稅定率法中ノ改正法律案ヲ御提出ニナリマシテ、其御説明ヲ承リマシタノデアリマス、而シテ此改正案ヲ通ジ、御説明ヲ通ジマシテ、如何ニ政府當局ガ御苦心ナサレタカト云フコトヲ拜察致シマシテ、深ク敬意ヲ表スル者デアリマス、併ナガラ大藏大臣ノ御説明ヲ拜聽致シマシテ其内容ヲ考ヘマシルノニ、私ニ未ダ十分諒解ノ出來ナイ數箇ノ點ガアルノデアリマス、要スルニ大藏大臣ノ御説明ハ二ツノ點ニ歸著スル、其一ツハ内地重要産業ノ保護デアル、他ノ一ツハ物價ノ變動ニ依ル所ノ改正デアル、此二ツノ點、申スマデモナク一國ノ貿易ハ國際間ノ互惠ニ依テ成立スルモノデアリマス、單ニ一國ダケニ依テ成立スルモノデハナイコトハ分リ切ツタ話デアリマス、然ルニ大藏大臣ノ御説明ハ、關稅政策ノ上ニ唯自國在、テ他國在ルヲ知ラザルガ如ク拜見出來ルノデアリマス、何トナレバ大藏大臣ノ説明セラレル由ハ、唯内地經濟事情ノ二ツノ點ニ根據セラレテ居ルノミデアル、我が貿易ノ依テ成立致シマシル所ノ國際經濟事情ヨリ理由ニ付キマシテハ一言モ御説明ガナイノデアリマス、隨テ私ハ第一ニ我國國際經濟事情ノ環境ヨリ此改正法律案ノ必要ナル理由ヲ承リタイノデアリマス第二ニ伺ヒタイノハ、協定稅率トノ關係デアリマス、御承知ノ如ク英國ニ對シ、佛蘭西ニ對シ、伊太利ニ對シ、我國ハ稅率ヲ協定致シテ居リマス、其稅率ノ協定ト本改正法律案トノ關係ニ付キマシテモ、大藏大臣ハ一言モ御説明

ガナイノデアリマス、之ヲ是非簡單デ宜シウゴザイマスカラシテ、ハッキリ伺ヒタイノデアリマス、第三ニ伺ヒタイノハ、關稅定率法ノ第五條、所謂不當廉賣ノ防止規定ニ關スルコトデゴザイマスカ、之ヲ何故ニ其儘ニ置カレタカ、即チ改正ヲセラレナク、其理由ヲ承リタイノデアリマス、不當廉賣ハ御承知ノ如クニ、貿易政策ニ於ケル所ノ常道デアリマセヌ、權道デアリマス、隨テ私共ハ之ヲ認ムル者デハナイ、是認スル者デハナイ、併ナガラ實際上ニ於キマシテハ、此不當廉賣ト然ラザルモノトノ區別ヲ見出スト云フコトハ非常ニ困難デアル、此困難ノ事情ト云フモノハ、一部ノ當業者ヲシテ廉價外國品ノ輸入ヲ抑制シテ、サウシテ内地當業者ヲ不當ニ保護スルノ事ガ度々行ハレルナラバ、國內産業ノ堅實ナル所ノ發展ハ、到底出來ルモノデハナイ(拍手)是ハ從來不明ノ點デアリマシタルガ故ニ、此際ハキリ御説明ヲ願ヒタイノデアリマス、第四ハ此關稅定率法ノ改正ニ依リマシテ、内地重要産業ヲ保護スルト云フコトヲ言ハレマシタカ、ソレト同時ニ、更ニソレヨリモ必要デアリマス、即チ産業ノ堅實ナル發達ノ基礎ヲ成シマス生産費ノ低下ニ對スル所ノ政策ヲドウ執ラレタノデアルカ、之ヲ伺ヒタイ、斯ク申シマスナラバ我國ノ科學及技術ノ研究ニ依リマス所ノ生産技術ガ未ダ幼稚デアルガ故ニ、其處マデハ至ラヌト云フ御説明ガ或ハアルカモ知レマセヌ、甚ダ失禮デアリマスガ——併ナガラ我國ニ於テ關稅政策ノ上ニ保護主義ヲ取リマシタノハ今日初メテデハナイ、明治三十二年條約改正以來此主義ヲ取テ來タデアリマス、又四十三年ニ於テモ同ジ趣旨ノ下ニ之ヲ改正致シマシタ、歐洲大戰中ニ於キマシテハ相當ニ事業ガ繁榮致シタノデアリマス、斯様ニ經過ヲ見マシルナ

ラバ我國ガ保護貿易主義ヲ取ツタガ爲ニ、國內ノ産業ガ是程マデニ發達シタト云フ其結果ヲ見ナケレバナラヌ、併シナガラ私ハ不幸ニシテソレヲ見ルコトガ出來ナイノデアリマス、若シ強テ見ルナラバ、唯、一ツノ紡績ガアルノミデアル、紡績工業ヲ除キマシテハ他ニ殆ド見ラヌノデアリマス、隨テ從來我ガ政府當局ガ産業ノ上ニ加ヘラレタ關稅カラ來ル所ノ保護ト云フモノハ何等ノ效果ヲ呈シナイ、無駄デアッタト云フコトヲ認メラレルノデアリマス、故ニ若シ本當ニ我産業ヲ保護セラレバ、サウシテ産業ノ堅實ナル所ノ發展ヲ期待セラレラバ、生産費低下ノ點ニ一層力ヲ注ガナケレバナラヌト信ズルノデアリマス、是ガ私ガ伺ヒタイ根據デアリマス、第五ニ伺ヒタイノハ物價騰貴ノ爲ニ從量稅率ガ實際上實質上輕減セラレタカラシテ、關稅ノ引上ヲシナケレバナラヌ、斯ウ云フ御理由デアアルノデアリマス、此理由ハ私ハ理由ニナラヌト思フ、保護關稅其モノ、性質カラ考ヘマストナラバ年ト共ニ其稅率ヲ低ク致シマシテ一定ノ期間後ニハ之ヲ無稅トスヘキモノデアアルノデアリマス、然ルニ關稅其モノノ規定ニ於テハ變化ナクトモ、物價騰貴ノ爲ニ段々ニソレガ低下シテ來タ、是ハ寧ロ抛テ置カルベキ善デアアルニ拘ラズ、其物價騰貴ヲ名トシマシテ引上ゲル理由ガ私ニハ了解ガ出來ナイ、更ニ大藏大臣ハ社會政策ト云フコトヲ力説セラレルノデアリマス、度々繰返シテ社會政策上ノ見地ヨリ關稅ニ付テ御説明ガアル、今日ハアリマセヌデシタガ過日來ノ本議院ノ質問ニ對シマシテ度々其御主張ガアツタ、併ナガラ此從量稅率ノ引上ト云フコトハ、即チ物價騰貴ヲ招來スル、御承知ノ如クニ我國ハ久シク物價騰貴ニ苦シンデ居ル、サウシテソレガ原因トナツテ生活難ヲ來シテ居ルノデアリマス、然ルニ此際更ニ從量稅率ヲ引上ゲマスルナラバ多

數國民ノ實質收入ハ減ジテシマフ、サウシテ一部資本家ヲ益スル結果トナルノデアリマス、即チ大藏大臣ノ言ハレル社會政策ト云フコトニ對シテハ、全然相反スル所ノ結果ヲ生ズルノデアアル、又同時ニ我産業ノ堅實ナル所ノ發展ヲ阻止スルコトニナルノデアリマス、效果ノナイコトニナルノデアリマス、以上ノ五ツノ點ニ付キマシテ政府當局ノ御説明ヲ御願ヒ致シタイノデアリマス

○議長(粕谷義三君) 濱口大藏大臣

○國務大臣(濱口雄幸君) 畔田君ノ御質問ニ簡單ニ御答ヘ致シマス、國際關係ノ事ヲ此度ノ稅率改正ニ舉ゲテナイデハナイカト云フ御質問デアリマス、此關稅率ノ改正ハ關稅稅率ノ改正デアリマス、別ニ外國ノ事ヲ見テ其稅率ヲ決メル必要ハナイカノヤツニ考ヘマス、併シナガラ關稅稅率ニ於テ斯様ナル稅率ヲ取リマシテモ、ソレガ爲ニ外國ニ如何ナル影響ヲ及ボスカト云フコトハ是ハ相當ニ考慮ノ中ニ加ヘデアリマス、御質問ノ意味ガ分リマセヌカヲ其點ニ止メテ置キマス、第二ハ協定稅ハドウカト云フ事デアリマス、此度ノ改正案ハ無論關稅稅率デアリマス、協定稅率ニハ更ニ關係ハナイ、殊ニ英國トノ協定稅ハ昨年三月十日限り消滅致シテ居リマス、全部關稅ニナツテ居リマス、佛蘭西ハ御承知ノ通り「スライダンクスケール」伊太利ハ定額デアリマス是ハ關稅關稅率改正ノ結果、當然伊太利ノ分ハ其儘デアリマスガ、佛蘭西ノ分ハ變ル譯ニナリマス、割合テ行テ居リマスカラソレカラ關稅ノ保護ニ依テ如何ナル産業ガ是マデ發達シタカ、紡績以外ハナイデハナイカ、斯ウ云フ事デアリマシタガ、私ハ左様ニ考ヘテ居リマセヌ、澤山アリマス、主ナルモノヲ舉ゲテ見マシレバ砂糖デアリマス、此製糖業ノ如キハ關稅率ノ結果ト致シマシテ、從來非常ニ發達シタ

所ノ主ナル産業ノ一ツデアリマス、其他ニモ無論アラウト思ヒマス、物價騰貴ノ爲ニ關稅ヲ引上ゲルノハ不可解デアルト云フ御話デアリマシタガ、物價騰貴ノ結果トシテ關稅ヲ上ゲタトハ私ハ直接ニ説明ヲシナカッタ積リデアリマス、從量稅ト從價稅トノ關係ニ於テ、從價稅デアリマシタモノハ物價騰貴ノ結果自然ニ稅ガ上リマスガ、從量稅デアッタモノハ上リマセヌ、其權衡ヲ多少正シタ點ガアリマス、物價騰貴ヲ直接ノ原因ト致シテ、直ニ稅率ヲ引上ゲタ積リデハナイノデアリマス、稅率ノ引上ト社會政策トノ關係、是ハ國民生活ノ必需品ニ屬スルモノハ出來得ル限り之ヲ據置キマスルカ、或ハ輕減致シマスルカ、或ハ無稅ニスルコトニ出來ルダケ努力シタ積リデアリマス、引上ゲマシタモノハ國民生活ノ必需品ニハ餘リ關係ノ無イモノヲ主トシテ上ゲタノデアリマス、別ニ社會政策ニ反スルトハ考ヘテ居リマセヌ

○議長(粕谷義三君) 片岡商工大臣

○國務大臣(片岡直温君) 只今畔田君ノ御質問中不當廉賣ニ關スル事ガアツタノデアリマス、此點ゲケ私ヨリ御答ヘ致シマス、御承知ノ通り大正九年七月關稅定率法第五條ノ二ニ於テ、此不當廉賣取締ノ事ガ掲ゲテアルノデアリマス、其法律ニ依テ勅令ヲ以テ施行ノ方法ガ定メラレタ、即チ不當廉賣ノ審査會ヲ組織シ、其審査會ノ官制ガ出來タノデアリマス、爾來當時ノ農商務省、今ノ商工省内ニ於テ其組織ハ出來テ居リマス、是マデニ調査會ヲ開キマシタ事モアルノデアリマスシ、又調査シタ品目モ少クナイノデアリマス、何分勅令其者ガ餘ニ簡單ニシテ明瞭ヲ缺クノデアリマス、所謂不當廉賣ナルモノ、定義ガハッキリシナイノデアリマス、ソレデ今回ハ勅令ヲ改正致シマシテ、其點ヲ補フコトニ今調ベテ居

ル所デゴザイマス

○議長(粕谷義三君) 畔田君

○畔田明君 簡單デアリマスカラ此席ヨリ發言ヲ御許シテ願ヒマス——只今大藏大臣ヨリ又商工大臣ヨリ御答辯ヲ戴キマシテ、私ノ質問ノ趣旨ニ付キマシテ、御了解下サル點ガアツタヤウニモ、拜察致シマスルガ、全然的ヲ外レタ御答辯ヲ戴イテ私ハ意外ニ感ズルノデアリマス、ケレドモ既ニ時間ガナイカラシテ詳シクハ申シマセヌ、私ガ第一ニ大藏大臣ニ致シタ質問ハ、國際經濟ノ事情ノ環境ヨリ、此關稅定率法ノ改正ヲ御説明ヲ願ヒタイト云フコトデアッタノデアリマス、然ルニソレニ對スル大藏大臣ノ御答辯ト云フモノハ、是ハ日本ガスルコトダカラ日本ガ勝手ニシタノダト云フヤウニ拜承スルノデアリマス、是ハ驚クベキ思想ト思ヒマス、尙ホ詳シク申上ゲマスルナラバ是ハ鎖國ノ經濟思想ノ極端ナルモノト解セザルヲ得ナイノデアリマス、併ナガラ今日此場合ニ於キマシテ私ハ詳シク申上ゲナイ、次ノ機會ニ於キマシテ十分ニ大藏大臣ヨリ徹底シタ御説明ヲ願ヒタイト云フコトヲ申上ゲテ置キマシテ、私ノ質問ハ茲ニ打切りマセヌ

○作問耕逸君 本案ノ質疑ハ此程度ヲ以テ終了セラレンコトヲ望ミマス

○贊成(贊成)ト呼フ者アリ

○議長(粕谷義三君) 作問君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○異議ナシ(異議ナシ)ト呼フ者アリ

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ質疑ハ終局致シマシタ、次ニ日程第三十一、右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

第三十一 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○作問耕逸君 本案ハ議長指名特三二十七

此際更ニ從量稅率ヲ引上ゲマスルナラバ多

砂糖デアリマス、此製糖業ノ如キハ關稅率ノ結果ト致シマシテ、從來非常ニ發達シタ

所ノ主ナル産業ノ一ツデアリマス、其他ニモ無論アラウト思ヒマス、物價騰貴ノ爲ニ關稅ヲ引上ゲルノハ不可解デアルト云フ御話デアリマシタガ、物價騰貴ノ結果トシテ關稅ヲ上ゲタトハ私ハ直接ニ説明ヲシナカッタ積リデアリマス、從量稅ト從價稅トノ關係ニ於テ、從價稅デアリマシタモノハ物價騰貴ノ結果自然ニ稅ガ上リマスガ、從量稅デアッタモノハ上リマセヌ、其權衡ヲ多少正シタ點ガアリマス、物價騰貴ヲ直接ノ原因ト致シテ、直ニ稅率ヲ引上ゲタ積リデハナイノデアリマス、稅率ノ引上ト社會政策トノ關係、是ハ國民生活ノ必需品ニ屬スルモノハ出來得ル限り之ヲ據置キマスルカ、或ハ輕減致シマスルカ、或ハ無稅ニスルコトニ出來ルダケ努力シタ積リデアリマス、引上ゲマシタモノハ國民生活ノ必需品ニハ餘リ關係ノ無イモノヲ主トシテ上ゲタノデアリマス、別ニ社會政策ニ反スルトハ考ヘテ居リマセヌ

○議長(粕谷義三君) 片岡商工大臣

○國務大臣(片岡直温君) 只今畔田君ノ御質問中不當廉賣ニ關スル事ガアツタノデアリマス、此點ゲケ私ヨリ御答ヘ致シマス、御承知ノ通り大正九年七月關稅定率法第五條ノ二ニ於テ、此不當廉賣取締ノ事ガ掲ゲテアルノデアリマス、其法律ニ依テ勅令ヲ以テ施行ノ方法ガ定メラレタ、即チ不當廉賣ノ審査會ヲ組織シ、其審査會ノ官制ガ出來タノデアリマス、爾來當時ノ農商務省、今ノ商工省内ニ於テ其組織ハ出來テ居リマス、是マデニ調査會ヲ開キマシタ事モアルノデアリマスシ、又調査シタ品目モ少クナイノデアリマス、何分勅令其者ガ餘ニ簡單ニシテ明瞭ヲ缺クノデアリマス、所謂不當廉賣ナルモノ、定義ガハッキリシナイノデアリマス、ソレデ今回ハ勅令ヲ改正致シマシテ、其點ヲ補フコトニ今調ベテ居

ル所デゴザイマス

○議長(粕谷義三君) 畔田君

○畔田明君 簡單デアリマスカラ此席ヨリ發言ヲ御許シテ願ヒマス——只今大藏大臣ヨリ又商工大臣ヨリ御答辯ヲ戴キマシテ、私ノ質問ノ趣旨ニ付キマシテ、御了解下サル點ガアツタヤウニモ、拜察致シマスルガ、全然的ヲ外レタ御答辯ヲ戴イテ私ハ意外ニ感ズルノデアリマス、ケレドモ既ニ時間ガナイカラシテ詳シクハ申シマセヌ、私ガ第一ニ大藏大臣ニ致シタ質問ハ、國際經濟ノ事情ノ環境ヨリ、此關稅定率法ノ改正ヲ御説明ヲ願ヒタイト云フコトデアッタノデアリマス、然ルニソレニ對スル大藏大臣ノ御答辯ト云フモノハ、是ハ日本ガスルコトダカラ日本ガ勝手ニシタノダト云フヤウニ拜承スルノデアリマス、是ハ驚クベキ思想ト思ヒマス、尙ホ詳シク申上ゲマスルナラバ是ハ鎖國ノ經濟思想ノ極端ナルモノト解セザルヲ得ナイノデアリマス、併ナガラ今日此場合ニ於キマシテ私ハ詳シク申上ゲナイ、次ノ機會ニ於キマシテ十分ニ大藏大臣ヨリ徹底シタ御説明ヲ願ヒタイト云フコトヲ申上ゲテ置キマシテ、私ノ質問ハ茲ニ打切りマセヌ

○作問耕逸君 本案ノ質疑ハ此程度ヲ以テ終了セラレンコトヲ望ミマス

○贊成(贊成)ト呼フ者アリ

○議長(粕谷義三君) 作問君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○異議ナシ(異議ナシ)ト呼フ者アリ

○議長(粕谷義三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ質疑ハ終局致シマシタ、次ニ日程第三十一、右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

第三十一 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○作問耕逸君 本案ハ議長指名特三二十七

名ノ委員ニ附託セラレンコトヲ望ミマス

〔賛成〕賛成ト呼フ者アリ

○議長(粕谷義三君) 作問君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕異議ナシト呼フ者アリ

○議長(粕谷義三君) 異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

○作問耕逸君 殘餘ノ日程及國務大臣ノ演說ニ對スル質疑ヲ延期シ、明日定刻ヨリ特ニ本會議ヲ開キ、其日程議了後質疑ヲ繼續セラレンコトヲ望ミマス

〔賛成〕賛成ト呼フ者アリ

○議長(粕谷義三君) 作問君ノ動議ニハ御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマス、御諮リヲ致スコトガアリマス、第四部選出豫算委員加藤政之助君ヨリ常任委員辭任ノ申出ガアリマシタ、許可スルニ御異議ガアリマセヌカ

〔異議ナシ〕異議ナシト呼フ者アリ

○議長(粕谷義三君) 異議ナシト認メマス仍テ許可致シマス、其部ノ諸君ハ速ニ補缺選舉ヲ行ヒ報告アランコトヲ望ミマス、尙ホ町野武馬君事故ニ付、一月二十九日ヨリ二月十一日マデ請暇ノ申出ガアリマシタ許可スルニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕異議ナシト呼フ者アリ

○議長(粕谷義三君) 異議ナシト認メマス、仍テ許可致シマス、明日ノ日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後七時二十四分散會

午後七時二十四分散會

衆議院議事速記録第五號中正誤

頁段 行 誤 正
八八 四 二 隠レイ 隠レノナイ

衆議院議事速記録第六號中正誤

頁段 行 誤 正
一〇七 二 七 緊縮 緊縮
同 三 一〇 方針 方針

一二一 一 二三 ルカテラナ ルカナラナ
イカ イカ

同 二二一 政策ナルト 政策ニナルト

